

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第57号
2013.11

目次

巻頭言

アジアで広がる司法化

日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所研究企画部研究企画課課長 今泉 慎也 …… 1

出張報告

モンゴル短期専門家出張

国際協力部教官 毛利 友哉 …… 5

中国相続法現地セミナー及び中国消費者権益保護学会

国際協力部教官 川西 一 …… 11

ベトナム・ラオス・カンボジア出張報告

国際協力部教官 須田 大 …… 43

ネパール裁判所プロジェクト(事件管理及び司法調停)のご紹介

国際協力部教官 三浦 康子 …… 50

カンボジア運営指導調査

国際協力部教官 辻 保彦 …… 54

国際研究

日越司法制度共同研究

国際協力部教官(現JICA長期専門家) 松本 剛 …… 57

ベトナムUNDPセミナー

国際協力部教官 毛利 友哉 …… 62

日本・ネパール司法制度比較共同研究

国際連合研修協力部教官 廣瀬 裕亮

国際協力部教官 横幕 孝介 …… 84

国際研修

第14回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション)

国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 92

第8回ラオス本邦研修

国際協力部教官 川西 一 …… 97

E-MAIL

名古屋大学留学生を迎えて

国際協力専門官 中村 秀逸 …… 102

活動報告

JICA長期派遣専門家としての業務を終えて

JICA長期専門家(現名古屋地方検察庁検事) 西岡 剛 …… 104

ー国際協力の現場からー

国際協力専門官 千同 舞 …… 117

～ 巻頭言 ～



アジアで広がる司法化

日本貿易振興機構アジア経済研究所
研究企画部 主任研究員
今 泉 慎 也

私は法律学の立場からタイを中心とする東南アジア諸国の地域研究にこれまで携わってきました。民法典等の立法支援を中心とする法整備支援においてタイは対象となってはいませんが、かつてタイ（当時の国名はシヤム）が法の近代化を進めた19世紀末から20世紀初頭にかけて、明治政府は外国人法律顧問として政尾藤吉を派遣し、刑法典などの整備に支援を行った歴史があります。その意味でタイは我が国による法整備支援の最初の受入国であったと言えるかもしれません。

法整備支援は主として体制移行諸国を対象に大きな成果をあげていますが、今後の展開を考える上で、法整備支援の対象となっていない国も含めたアジア諸国の法制度改革の動向に目を向けていく必要があるのではないかと考えています。そのなかでも民主化を契機とする司法改革を背景として、政治問題や政策形成において司法判断がより影響力を増していることに注目すべきではないかと考えています。まずタイの事例をみてみましょう。

タイにおける近代的な司法制度は19世紀末に司法省が新設され、伝統的な裁判所が司法省のもとで再編されたことに始まります。タイの司法は100年あまりの歴史をもちますが、1990年代後半からの司法改革によってその様相は大きく変わりました。タイでは1932年の立憲革命に立憲君主制へと移行し

ましたが、その後、軍政が長く続き、クーデタによる政権交代が繰り返されてきました。民主化が急速に進むのは1990年代のことです。この時期に私はタマサート大学法学部に客員研究員として滞在していたため、民主化後の憲法起草に向けた議論を間近でみることができました。とくに印象を受けたのは、公法学者を中心とするグループが地方での新憲法についてのセミナーを精力的に行い、地方のNGO、活動家などとの議論を深めたことです。私もいくつかのセミナーに参加することができ、実際に地方の人たちの民主化に対する意気込みを肌で感じることができました。これらのセミナーなど啓蒙活動はドイツのアデナウア財団が支援していましたが、今後我が国が開発途上国等の民主化後の制度改革を支援する上で参考になるのではないかと思います。

1990年代の制度改革をめぐる論争は1997年憲法へと結実します。この憲法においては新たに憲法裁判所が設置されたほか、既存の司法裁判所とは独立の大陸法型の行政裁判所が設置され、従来の一元的な司法から大陸法的な多元的な司法へと変化しました。また、憲法上の独立機関として、選挙委員会、人権委員会、オンブズマン、汚職防止取締委員会、会計検査委員会が新設され、裁判所とこれら独立機関の活動を通じた政治・行政に対するチェック機能を強化することが構想されました。起草者たちは新

たな裁判所に民主化の推進役としての役割を求めたのでした。

タイの憲法裁判所は、職業裁判官に加えて法学、政治学等の有識者から選出される裁判官によって構成されています。この制度設計は、いくつかの大陸法諸国をモデルとするものでしたが、その背景に憲法起草者のなかに既存の司法に対する失望があったことは否めません。しかしながら、その後、実際の憲法裁判所裁判官の任命において官庁出身者が増えすぎ、政府からの中立性が失われたという考え方が広がりました。その結果、2006年クーデタ以降は憲法裁判所に職業裁判官出身者がより多く任命される傾向にあります。また、憲法裁判所には、大陸法型の憲法裁判所の特徴である抽象的規範統制の権限が与えられており、国会で可決した法案の違憲審査が認められています。さらに、オンブズマンには施行された法律等の違憲審査を請求する権利が認められているのも特徴的であり、いくつかの重要事件はオンブズマンによって提起されたものです。

他方、行政裁判所の判決は環境訴訟などで注目を集めていますが、そもそも行政裁判所構想は民主化を実現するためのアイテムとして1970年代から民主化推進派によって求められてきたものです。1970年代の民主化運動はクーデタで失敗に終わりますが、民主化推進派の学者は将来の行政訴訟の担い手を育てるべく、公法を学ばせるためにドイツ、フランスへの留学生の派遣を進めました。1990年代の民主化運動を支えた公法学者の多くが1980年代以降に独仏への留学経験をもっています。また、日本の内閣法制局に相当するタイの法制委員会（カウンスル・オブ・ステート）は公法学の拠点としても重要な役割を果たし、フランスの奨学金で職員が留学の機会を与えられました。行政裁判所が設置された後は行政裁判所事務局にその機能が引き継がれています。フランスをはじめとする欧州の行政裁判所はタイの行政裁判所に対して人的交流等の形で支援を与えて

います。我が国の法整備支援がまだ十分に展開できていない領域ではないかと思います。

1997年憲法の起草者の思惑通り、新設された憲法裁判所と行政裁判所が示す司法判断は、政治問題や政策形成により大きな影響を与えるようになります。タイにおいて特徴的であるのは、政治腐敗・官僚の汚職に対する取り組みにおいて裁判所の役割が顕著なことではないかと思います。1997年憲法は人権条項を整備したほか、議員・官僚の不正・汚職の摘発のため、利益相反禁止や資産公開手続等の規定を整備したからです。2006年クーデタによって1997年憲法は廃止されますが、新たに制定された現行の2007年憲法も政治腐敗への取り組みをさらに強化しています。

残念ながらタイの民主主義は現在大きく揺れ動いています。2006年9月のクーデタで追放されたタクシン元首相を支持する勢力とそれに対抗する勢力との間の政治対立が激化したからです。一方の勢力が政権につくと他方の勢力が議会外での大衆行動で政権に揺さぶりをかけるという悪循環が繰り返されてきました。この両派の対立のなかで多くの難題が司法に持ち込まれるようになりました。2006年には憲法裁判所はオンブズマンの提訴にもとづき2006年4月総選挙を無効と判断しましたが、この判決はその後の政変の起点となったと言って良いでしょう。また、2008年には憲法裁判所が現職の首相が料理番組への出演が利益相反禁止にあたるとして失職しています。さらに、同年には憲法裁判所が選挙違反を理由にタクシン支持派の与党の解党を命じる事件まで起き、大きな衝撃を与えました。一連の司法判断で不利な立場に追い込まれたタクシン派は抗議運動の矛先を裁判所に向けるといった事態も生じました。現行憲法には、政党の党首・役員による選挙違反が認定されると政党を解散するという一種の強力な連座制が設けられており、その規定が解散命令の根拠とされたのでした。

東アジアを見渡してみると、民主化運動などを契機として、裁判所の新設やその権限強化がトレンドとなっていると言って良いでしょう。例にあげたタイのほか、大陸法型の憲法裁判所の設置が多くの国で行われました。たとえば、韓国憲法裁判所、インドネシア憲法裁判所、カンボジア憲法院、ミャンマー憲法裁判所が新設されています。また、台湾の大法官会議など民主化を契機にその役割が拡大している例もあります。なかには設置されてもまだ十分に活用されていない裁判所もありますが、憲法裁判所の多くで事件数が着実に増加しています。他方、英米法諸国など憲法裁判所をもたない国においても司法が積極的な判断を示す事例が顕著となっています。たとえば、フィリピンでは民主化後に制定された1987年憲法のもとでフィリピン最高裁判所による司法審査事件が増加しています。アメリカをモデルとする付随的違憲審査制をとっていますが、原告適格を広く認めて司法判断を示す事例が散見されます。たとえば、1990年代には最高裁が政府の経済自由化政策を違憲とする判決が続きましたが、そのなかには納税者という地位で野党議員に訴えを認めるものがありました。また、1998年の香港の中国返還に際して新設された香港終審裁判所においては国際人権を重視した司法判断が示される事例が多くみられ、近年活発な裁判所のひとつとなっています。このほかにもアジアの多くの国・地域において、政治的問題や政府の政策にかかわる事件が多く提起されるようになっていきます。

ところで、政治的問題の解決や政策形成過程において訴訟や司法手続に依拠する領域が増えることをアメリカの政治学者は（政治の）「司法化」（judicialization）と呼んでいます。もともとアメリカ政治学では政治的影響力のあるアメリカ連邦最高裁判所が研究対象とされてきましたが、違憲審査制度が世界的に広がっていくなか、アメリカ以外の国・地域における司法化に関心が向けられるように

なっています。この言葉を借りると、アジアのいくつかの国・地域においても「司法化」の動きが顕著になってきたと言えるでしょう。

こうした司法化の背景には司法への期待の高まりがあるのではないかと考えています。裁判所が活動を広げるためには新しい裁判所の権限や手続を利用しようとするさまざまな訴訟当事者の行動が不可欠だからです。アジア諸国で民主化が進んだ背景にNGOの活動に代表される市民社会の広がりがあることがしばしば指摘されています。民主化後の司法の権限強化が、市民社会に対してさまざまな問題の解決のための新たな手段を提供するものになっているのだと思います。

その一方で急速な司法化の進展が新たな問題を生じさせていることも事実です。たとえば、多くのアジア諸国においては司法への国民の期待が高まるにつれて、政治的に難しい問題や政策的に重要な課題が裁判所に持ち込まれる機会が増えてきています。司法が国民の間で意見が分かれる問題に判断を示すことに対しては、国内で強い反発が生じる事例が少なくありません。反対に、政治問題に判断を求められるなど司法の役割の変化に司法の側からとまどいが表明されることもあります。

また、政治的・社会的に重要な事案が裁判所に持ち込まれるようになったことで、現実の社会において裁判所が政治勢力、社会勢力からの圧力によりさらされることも増えているようです。近年、アジア諸国で最高裁長官の弾劾罷免が続きました。フィリピンでは2012年5月、スリランカでも2013年1月にそれぞれ最高裁長官の弾劾が成立しています。罷免の根拠となった事実、事件の背景にある政治状況、さらに裁判官の任命制度などそれぞれの国で異なっていますので、一概に論じることはできませんが、今後、注意が必要な動きではないかと思えます。言うまでもなく、司法の独立は司法制度の基盤です。裁判官と裁判所が中立的な立場でその役割を果たし

ていけるかどうか、司法の独立のあり方があらためて問われているように思います。東アジアの国・地域における司法化の進展をどのように捉えていくか、アジア法を研究する研究者が今後取り組んでいくべき課題になっています。

法整備支援の対象となっている国のなかでも司法化と呼べるような司法審査の拡大が生じている国もあるようです。今後の法整備支援をデザインしていくなかでは、対象国のみならずアジア全体で起きている変化に目配せしながら、支援のあり方を考えていく必要があるように思います。その際にはアジア法、比較法といった分野だけでなく、政治学や経済学等の分野からの地域研究の知見が法整備支援にも有益であるのではないかと思います。

～ 出張報告 ～

モンゴル短期専門家出張

国際協力部教官

毛利友哉

1 はじめに

モンゴルでは、2010年5月から2012年11月まで、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による技術協力プロジェクトとして、同国内に調停制度を導入することを目的とした調停制度強化プロジェクトが実施された。同プロジェクトでは、調停制度を導入する際の業務フローの策定、複数のパイロットコートにおける調停制度の試行、調停人養成トレーナーや調停人候補者の養成等が行われ、2012年5月には、調停法が成立し¹、全国的な調停制度の導入のための法的環境も整備された²。

上記プロジェクトは、2013年4月からフェーズ2を迎え（以下、調停制度強化プロジェクトフェーズ2を「本プロジェクト」という。）³、全国の裁判所において調停が実施され、紛争解決手段の一つとして機能することを目的とした活動を展開している⁴。現在、モンゴル国内では、2012年5月に成立した調

停法が2013年4月から施行されているが、実際に全国で調停が実施されるのは2013年11月1日であり、各地で調停制度導入に向けた準備（調停人の養成、調停室の確保、国民へのPR活動等）が進行中である。

このような中、当職は、田邊正紀弁護士⁵とともに、JICA法整備支援短期専門家として、地方における調停制度導入の準備状況を視察することを主たる目的として、2013年7月1日から7月7日まで、モンゴル（ウランバートル、バヤンウルギー県ウルギー、ウブス県オラーンゴム）に出張した。

出張中、7月2日から7月3日まではJICA現地事務所の職員の方々に、7月3日から7月6日までには岡英男長期専門家⁶及び本プロジェクトのスタッフの方々にご帯同いただいた⁷。

¹ プロジェクトのウェブサイトにて、法文の日本語訳（2012年10月16日時点のもの）が掲載されている。
http://www.jica.go.jp/project/mongolia/003/materials/ku57pq00000g8jzq-att/houbun_01.pdf 参照。

² なお、モンゴルの司法制度全般については、2002年の時点のものではあるが、田中嘉寿子「モンゴルの司法制度と司法改革の状況」（ICD NEWS 第5号95頁）を参照。

³ 実施期間は、2015年7月までの予定である。

⁴ カウンターパートは、前フェーズに引き続き、モンゴル最高裁判所及びモンゴル弁護士会である。プロジェクトの柱は、①必要な規則・体制・設備等の整備、②調停人やトレーナーの養成及び裁判官や裁判所職員等の調停に対する理解の向上、③全国のモニタリング結果に基づく制度設計及び運用改善、④国民の調停制度に対する認知度向上とされている。

⁵ 愛知県弁護士会所属。2004年から2006年まで、JICA法整備支援の個別専門家としてモンゴルに滞在されていた。当時の田邊弁護士からの寄稿が、ICD NEWS 第16号23頁に掲載されている。なお、2006年から2008年にかけては、モンゴル法務内務省（当時）及びモンゴル弁護士会をカウンターパートとするモンゴル弁護士会強化プロジェクトが実施され、弁護士会内に法律相談・調停センターが設置されるなどした。

⁶ 調停制度強化プロジェクトが開始した2010年5月から、長期専門家としてモンゴルに滞在されており、滞在を開始された年の寄稿が、ICD NEWS 第45号209頁に掲載されている。

⁷ 今回の短期専門家訪問については、本プロジェクトのプロジェクトニュースにも、その様子が紹介されている。
http://www.jica.go.jp/project/mongolia/007/news/20130714_01.html 参照。
http://www.jica.go.jp/project/mongolia/007/news/20130714_02.html 参照。

2 日程

現地での主な日程は、以下のとおりである⁸。

7月2日(火)

ウランバートルにて、モンゴル弁護士会、LGLセンター⁹、名古屋大学日本法教育研究センター、裁判所評議会、法務省及び在モンゴル日本大使館を訪問。

7月3日(水)

ウランバートルからウルギーに移動(空路)。
ウルギーにて、調停人養成研修及び市民向けセミナーに出席。

7月4日(木)

ウルギーからオランゴムへ移動(陸路)。

7月5日(金)

オランゴムにて、関係者(裁判官、弁護士等)へのインタビュー、調停人養成研修及び市民向けセミナーへの出席。

7月6日(土)

オランゴムからウランバートルへ移動(空路)

3 報告事項

(1) ウランバートル

モンゴル弁護士会訪問では、バトスフ会長から、LGLセンターの今後の活動や2013年4月15日に施行された法曹ステータス法が弁護士に及ぼす影響についてご説明いただいた¹⁰。また、本プロジェクトの活動に対する弁護士会の協力的な姿勢も、確認することができた。

LGLセンターでは、同センターの調停と裁判所の

⁸ 7月1日と同月7日は、日本・モンゴル間の移動日である。

⁹ モンゴル弁護士会調停センター。脚注5参照。

¹⁰ なお、法曹ステータス法に基づき、2013年9月には、モンゴルの法律家(裁判官、検察官、弁護士、その他の司法試験に合格した法律家)が所属する法曹協会(Bar Association)が設立され、同協会の初代会長にバトスフ氏が選任されている。

<http://www.jica.go.jp/project/mongolia/007/news/20130911.html>参照。

調停との棲み分け¹¹やセンターの運営¹²について、所員の方々と意見交換を行った。

名古屋大学日本法教育研究センターでは、15名弱の学生を相手に、田邊弁護士から法律相談について、当職から我が国の裁判官の職務について、いずれも日本語で講義を行った¹³。

学生たちの日本語能力の高さには驚かされたが、謙虚かつ勉強熱心な姿勢も強く印象に残った。

裁判所評議会¹⁴では、ダグバ事務局長から、同評議会の活動、調停制度導入に向けた地方の準備状況、今後の課題について、ご説明いただいた。

法務省では、まず当職から今回の短期専門家派遣の背景事情等を説明させていただいた。続いて、バイエルツェツェグ事務次官から、調停制度導入に関する岡専門家とモンゴル側の担当者との協力体制を高く評価されている旨のコメントをいただいたほか、今後も法務分野について我が国との協力関係を構築していきたい旨の意向が表明されるなどした。

在モンゴル日本大使館では、まず当職から、本プロジェクトの進捗状況と今回の短期専門家派遣の趣旨について説明をさせていただき、その後、林伸一郎参事官から、モンゴルの司法・行政・経済の実情等についてお話をうかがった。

(2) ウルギー

バヤンウルギー県は、モンゴルの最西端に位置し、その県庁所在地に相当するウルギーは、ウランバ

¹¹ LGLセンターの調停は、裁判所の調停と異なり、強制執行をするために訴訟提起が必要であり(調停法27条参照)、執行力及び費用の面では、裁判所の調停の方が利用者にとってメリットが大きい。

¹² LGLセンターの活用について多数の弁護士の協力を得るための運営上の工夫等。

¹³ 同センターの澤田宗佑特任講師に、アレンジいただいた。

¹⁴ 裁判所及び裁判官の独立を保障する機関として司法行政を担うが、調停制度導入に関しても、マネジメント、人事、予算の面で重要な役割を果たしている。調停法においても、調停委員会(調停手続に関する規則の作成、調停人の養成研修や再研修のプログラムの作成・実施、調停人の選考等を行う権限を有する。)の設置、調停申立書や調停成立後に作成される和解契約書等の書式の策定等を行うものとされている(同法10条)。

トルから 1600 キロメートル以上も離れている¹⁵。カザフスタンと近接しており、県の住民（約 9 万人）も大半がカザフ族である¹⁶。市内は、車道はアスファルトで舗装され、コンクリートの低層建物が並んでおり、田邊弁護士は、10 年前のウランバートルに近い状況であるとの感想を述べておられた。

移動日当日は、飛行機が予定時刻より 2 時間ほど早く出発することとなったため¹⁷、午前中のうちにウルギーに到着することができた。

到着後は、まず、裁判所見学をさせていただいた。裁判所の様子は、以下の 2 枚の写真のとおりである。



ウルギーの裁判所の建物



調停室

昼食後、調停人養成研修を一部見学させていただいた。研修では、岡専門家から、調停の種類（評価型、妥協要請型、自主交渉援助型）の紹介、モンゴ

¹⁵ ウランバートルとは、1 時間の時差がある。

¹⁶ 8 割とも 9 割ともいわれる。

¹⁷ このような連絡が、前日の夜、電話で各乗客になされた。悪天候（強風）が予想されたため、出発が早まったそうである。

ルの調停法が自主交渉援助型を採用していることの説明、DVD 教材を用いながらの上記各類型の調停の進め方の比較がなされた。当日は、5 名の研修員が参加していたが、躊躇せずに自らの意見を述べたり、岡専門家に質問をしたりするなど、積極的に研修に取り組んでいた。

その後、本プロジェクトの前フェーズにおいて調停制度が試行されたパイロットコートの裁判官 2 名から調停の進め方について、裁判所評議会の専門官から調停と人間関係のトレーニングについて、それぞれ講義が行われた後、ロールプレイが実施された。ただし、当職らは、次に述べる国民向けセミナーに出席する必要があったため、上記講義やロールプレイの見学はできなかった。

国民向けセミナーには、40 名から 50 名程度の市民が参加した。はじめに、エンフバータル裁判所評議会人事部長から、11 月 1 日からの調停制度の全国の実施に備え、全国を回ってセミナーを行っていること、当日も調停人養成研修が行われていること、本プロジェクト及び前フェーズの概要、調停委員会が設立されたばかりであること、裁判所が調停室を備えていることなどの説明がなされた。



国民向けセミナーの様子

続いて、JICA モンゴル事務所の岩井次長より、ハードインフラ整備も含めた JICA の活動内容の紹介と本プロジェクトの前フェーズから長期専門家としてモンゴルで活動している岡専門家の紹介が行われた。

岡専門家からは、モンゴルの調停法が成立した経緯と紛争解決手段としての調停のメリットについて説明があり、さらに、前記パイロットコートの裁判官2名から、裁判所の調停の対象となる事件、調停の期間・手数料、調停を実施する裁判所、裁判所の調停とそれ以外の調停との執行力に関する相違点、調停人の資格、家事事件についての調停前置主義、調停申立てと消滅時効との関係等について、順次説明がなされた。



岡専門家による講義の様子

その後、田邊弁護士から、モンゴルの調停は同席調停を原則とする点が日本とは大きく異なる特徴である旨の指摘がなされた。当職からは、本プロジェクトの前フェーズにおいて高い調停成立率が認められたことを紹介し、今般導入される調停がモンゴルの人々に適した紛争解決制度と思われる旨コメントさせていただいた。

質疑応答では、県の中心から離れた場所にある郡における調停人養成研修の有無、行政事件における調停の利用の可否、パイロットコートにおける調停成立率の具体的なデータ等について質問がなされ、市民の調停に対する関心の高さがうかがわれた。国民向けセミナーの後は、調停人養成セミナーに再度合流し、5名の研修生に対する証書の授与に立ち会わせていただいた。

(3) オラーンゴム

ウブス県¹⁸は、バヤンウルギー県の北東に位置している。人口は約9万人であり、ドルボド族(約40パーセント)、ババド族(約35パーセント)、ハルハ族(約15パーセント)、ホトン族(約10パーセント)が居住している。ウルギーからウブス県の県庁所在地に相当するオラーンゴムまでは、途中、何度か休憩をはさみつつ、車で6、7時間ほどを要した。この移動は、モンゴルの雄大さを実感する機会となったほか¹⁹、市街地では見られない風景にも多数接することができたという点で、貴重な体験となった。



移動中の風景の一コマ

移動日翌日、オラーンゴムの裁判所を訪問した。裁判所の様子は、以下の写真のとおりである。



オラーンゴムの裁判所の建物

¹⁸ オブス県と表記されることもある。

¹⁹ モンゴルの面積は、約156万4100平方キロメートルであり、我が国の面積の約4倍に相当する。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/data.html>
参照。

裁判所では、まず、県裁判所長官より、ウブス県の第一審裁判所（郡間裁判所及び県行政裁判所）の新受事件数、裁判官・書記官の人数²⁰、調停制度導入に向けての準備の状況²¹等についてご説明いただいた。また、県弁護士会長からは、弁護士及び調停人養成研修修了者の人数²²についてご説明いただいた。この他、県裁判所長官からは、年内に弁護士会等と協力して複数回の事例研究会を開催するつもりである旨のご発言があったほか、調停制度導入後に課題を話し合う機会を裁判所が設けるなどフォローアップに関するご発言もあり、調停制度導入に向けての意欲的な姿勢がうかがわれた。

続いて、調停室や法廷等を見学し、職員向けセミナーに参加した。



法廷

セミナーでは、県裁判所長官の挨拶後、エンフバートル裁判所評議会人事部長から調停制度導入に関する現状の簡単な説明があり、岡専門家からは前フェーズの基本データの紹介と本プロジェクトの4つ

の柱²³についての説明がなされた。続いて、調停委員会²⁴のメンバーでもあるバヤスガラン裁判官から、調停の特徴、常勤調停人と非常勤調停人の違い、調停委員会の役割、弁護士が調停人を務める場合の留意点（利益相反の問題等）、調停成立後に作成される和解契約書と執行力等についての説明があった。

その後、調停人養成セミナー及び国民向けセミナーに参加した²⁵。なお、各セミナーの内容は、ウルギーとほぼ共通であったことから、報告は割愛する。

4 所感

ウルギー及びオラーンゴムのいずれの裁判所も、調停制度の導入に向けて概ね順調に準備を進めており、国民も調停制度に高い関心を有しているように思われた。また、中央・地方を問わず、モンゴル側の裁判所・弁護士会関係者からは、調停制度をモンゴルに必要な制度であると認識し、これを普及させようとしている姿勢が感じられた。

また、今回、当職らが訪問した地方都市は、2013年4月に開始した調停制度導入のための一連の地方セミナーがフィナーレを迎える地点であった²⁶。一連のセミナーを通じて、講義等を担当した裁判所評議会やパイロットコートなどの関係者と岡専門家をはじめとする本プロジェクトのスタッフとの間には、チームとしての強い連帯感が形成されていたように感じられた。

もともと、調停制度の全国的導入に際しては、調停規則の制定や調停条項集の作成等、検討を要する

²⁰ なお、モンゴルの裁判所全体の受事件数、裁判官や裁判所職員の人数等については、Heike Gramckow and Frances Allen, 'Justice Sector Reform in Mongolia: Looking Back, Looking Forward' (The World Bank, 2011) 7頁を参照。[http://siteresources.worldbank.org/EXTLAWJUSTINST/Resources/659900WP00PUBL0ngolia0Paper01602011%5B2%5D.pdf?resourceurlname=659900WP00PUBL0ngolia0Paper01602011\[2\].pdf](http://siteresources.worldbank.org/EXTLAWJUSTINST/Resources/659900WP00PUBL0ngolia0Paper01602011%5B2%5D.pdf?resourceurlname=659900WP00PUBL0ngolia0Paper01602011[2].pdf)

²¹ 県内の地方の郡へ赴いて広報を行ったこと、県民向けイベントを行ったところ多数の参加者が認められたこと、地方テレビ局が調停に関する番組を報道したことなどの紹介がなされた。

²² 調停人養成研修修了者が複数名おり、いずれも非常勤調停人として勤務することが可能との話であった。

²³ 脚注4参照。

²⁴ 構成員は、裁判官2名、弁護士2名、研究者1名の合計5名とされている（調停法10条参照）。

²⁵ 各セミナーの参加者数は、ウルギーとほぼ同程度であった。

²⁶ モンゴル国内の他の19の県でも今回と同様のセミナーを実施した上で、バヤンウルギー県及びウブス県でのセミナーに臨んだそうである。先に述べたとおり、モンゴルの面積は我が国の約4倍もあることに加え、市街地とその周辺を除けば、舗装された道路はわずかしかなく、地方セミナー中の移動は、相当大きな体力的負担を伴ったものと推測される。

事項が多数存在する。また、調停制度の円滑な実施には、必要な人的・物的リソースが適時適切に投入されることも不可欠であり、以上の各点について、引き続き注視していく必要がある。

なお、調停制度導入後も留意すべき事項としては、国民の調停に対する正確な理解の形成という点が挙げられる。調停制度が良い制度であるという抽象的な印象だけが浸透してしまうと、自主交渉援助型というモンゴルの調停制度の特徴が置き去りにされ、国民が、調停を申し立てさえすれば調停委員が紛争を解決してくれるといった誤解を抱くおそれがある。現在は、国民に調停制度の存在を認知してもらい、利用を促す段階にあるため、提供する情報の範囲や優先順位等の関係で難しい部分があるのかもしれないが、制度導入後は、手続説明等の早い段階で、利用者が制度に対する正確な理解を形成できるような手当を講じる必要がある。

この他、裁判所の調停が全国的に導入された場合の検討課題として、LGLセンターの調停の存続可能性という問題がある。先に述べたように²⁷、裁判所の調停は、執行力及び費用の点で、LGLセンターの調停よりも利用者にとってメリットが大きい。そのため、裁判所の調停が全国的に導入された場合、国民の多くが紛争解決手段として裁判所の調停を選択し、LGLセンターの調停が活用されなくなるおそれがある。しかし、同センターの調停人には、こうした問題意識が欠如しており²⁸、同センターの調停が今後も存続できるのかどうかという点は、不透明である。

5 おわりに

今回の短期専門家派遣に際しては、田邊弁護士、岡専門家、JICA 本部及びモンゴル事務所並びに本プロジェクトのスタッフの方々に、様々なご協力をいただいた。また、名古屋大学日本法教育研究センターの澤田先生からは、当職らのウランバートル滞在中²⁹、モンゴルの司法事情等について有益な情報をご提供いただいた。その他のお世話になった方々を含め、関係者の皆さまに、心より感謝申し上げます。

最後に、モンゴルにおける調停制度導入の成功を祈念しつつ、本稿を終えることとしたい。

²⁷ 脚注 11 参照。

²⁸ 田邊弁護士のお話では、本文で述べたような問題状況は、これまでも日本側から繰り返し指摘されているが、LGLセンターの意識に大きな変化は見られないとのことである。

²⁹ 7月1日及び2日。なお、この時期、岡専門家は地方セミナー中であり、ウランバートルにはいらっしやらなかった。

～ 出張報告 ～

中国相続法現地セミナー及び中国消費者権益保護法学会

国際協力部教官

川 西 一

本職は、平成25年8月14日から同月17日まで、中華人民共和国北京市に出張し、当地で行われた国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」現地セミナー及び中国消費者権益保護法学会に参加した。

1 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」

国際協力部は、平成19年11月から、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、中国における民事法の起草担当部門である全国人民代表大会常務委員会¹法制工作委員会民法室（以下「民法室」という。）に対する立法支援を実施してきた。

その内容は、日本国内と中国現地での研修・セミナーを通じて、民法室の法案起草メンバーに対し、日本の知見を提供し必要な助言を行い、中国の民事訴訟法を中心とする民事関連立法作業を支援するものであった。国際協力部は、これまで、日本国内での研修の企画・立案・実施、現地セミナーや国内支援委員会に参加している。

平成19年11月から3年間は、プロジェクト方式により、中国の民事訴訟法及び仲裁法の改正及び権利侵害責任法（不法行為法）の立法につき支援し、権利侵害責任法の成立につながった（平成21年12月26日成立）。同プロジェクト終了後も民法室から

民事法全般についての支援を継続する旨の要請があり、平成22年7月以降はプロジェクト方式から個別技術協力案件に変更し、国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」を実施している（期間3年、平成25年10月まで）。

平成22年度国別研修では、「法の適用に関する通則法」を中心とした知見を提供し、中国「涉外民事関係法律適用法」の成立につながった（平成22年10月28日成立）。また、平成23年度国別研修では、引き続き民事訴訟法に関する知見を提供し、その結果、平成24年8月末に中国民事訴訟法改正法が成立した（平成25年1月施行）。

民事訴訟法の改正が一段落したことに伴い、民法室は、相続法及び消費者権益保護法等の改正作業に着手し、あるいは改正に向けた研究を開始したことから、それに応じて、相続法及び消費者権益保護法等を対象法令とした研修・セミナーを実施してきた。

2 中国相続法について

中国相続法は、1985年に制定されたが、当時は改革開放路線が始まったばかりであり、私有財産の相続に対する意識も低かったため、概括的な規定が多いものであった。その後、中国経済が発展し、国民の蓄財が進んだ上、不動産価格の急激な上昇により、相続を巡る紛争が社会問題となりつつあり、相続法の改正が急務となっている。

そのため、同法の改正を担当する民法室は、相続

¹ 全国人民代表大会（全人代）は、中国の最高国家権力機関及び立法機関であり、日本の国会に相当する。全人代常務委員会は、全人代の常設機関として、全人代閉会中に全人代に代わり最高国家権力及び立法権を行使するだけでなく、全人代とともに立法権を行使することができる。

法改正に向け、諸外国の法制等の研究を開始し、平成24年6月には、国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」として、中国雲南省昆明市において、中国相続法改正に関する現地セミナーを実施した。

今回の現地セミナーは、上記の現地セミナーに引き続き、中国相続法改正における研究事項について、日本の相続法に関するより深い知見を提供するだけでなく、中国側との意見交換により日中双方の相続法に関する理解を深めることを目的に実施したものである。

3 中国消費者権益保護法について

現在、中国では、経済発展に伴って消費者紛争が社会問題化しており、インターネット取引等新たな取引形態の出現もあいまって問題が複雑化するとともに、上述の民事訴訟法改正において消費者事件について公益訴訟制度を導入したのに伴い、消費者権益保護法の改正が急務となった。

民法室は、同法の改正作業に着手し、既に第1次草案が提出され、現在、第2次草案を作成中であり、平成25年1月及び5月の2回にわたり実施した訪日研修においても同法をテーマとして活発な議論が行われた。今回は、相続法現地セミナーを実施するに当たり、同時期に開催されることになった中国消費者保護法学会から、稲田教授、松本理事長が招待を受け参加したものである。

4 相続法現地セミナー

(1) 日時及び場所

平成25年8月15日及び16日午前、全人代会議センター

(2) 日本側参加者（敬称略）

稲田龍樹：学習院大学法科大学院教授（元裁判官）、中国民事関連法アドバイザーグループ委員

松本恒雄：独立行政法人国民生活センター理事

長、（前一橋大学大学院法学研究科教授）、同アドバイザーグループ委員

川西 一：法務省法務総合研究所国際協力部教官、同アドバイザーグループ委員

白井 涼：同総務企画部国際協力事務部門国際協力専門官

丸山 瞳：独立行政法人国際協力機構産業開発・公共政策部法・司法課課員

その他、本セミナーの全日程に、長期専門家である白出博之弁護士、JICA中国事務所担当者が随行した。

(3) 中国側参加者

全国人民代表大会法制工作委员会民法室賈主任以下15名、最高人民法院法官

(4) 論点（別紙1-1, 2, 3参照）

中国側から事前に寄せられた6つの質問事項について、日本側講師が回答する方式で議論が行われた。議論が行われたのは、主に以下の6つの論点である。

① 相続形式について

IT技術の進歩に伴い、IT技術を用いた遺言について、例えば、プリントアウトした遺言に署名した場合の遺言形式はどうなるのか、インターネット上にある遺言サービスの法的性格はいかなるものか、インターネット上に存する経済上の利益の相続問題など日本における取扱いについて質問が寄せられ、意見が交わされた。

② 遺言信託について

③ 相続人不存在について

④ 遺言執行者について

⑤ 財産隠匿について

⑥ 後位相続について

例えば、前妻との間に実子がいる男性が、自らの死後、財産をいったんは後妻に相続させたいが、後妻の死後は、後妻の相続人ではなく、前妻との間の実子に相続させたいというように、被相続人が、自らの財産について、相続先として相続人を

指定するのみならず、当該相続人から先の他者に対し当該財産の移転を指定するものについて、中国では、「後位相続」と呼んで、ニーズが高いとされている。日本では、このような後位相続に相当するニーズについては、信託の仕組みを用いて実現している旨の説明がなされ、これについて、中国側から、一般的な信託との違い、中国信託法との住み分けについて質問が寄せられ、意見が交わされた。



本セミナー開催にあたり、白出専門家には資料の作成、翻訳等大変ご尽力いただいた。本セミナーでも参照され、日中双方の相続法を比較した対照表や相続法改正に関する文献は、非常に参考となるものであり、中国相続法の改正動向を知るには非常に有益な資料であった。

5 中国消費者権益保護法学会について

(1) 日時及び場所

平成25年8月16日午後、遠望楼賓館（ホテル）

(2) 参加者

日本側：相続法現地セミナーと同じ（前記4(2)参照）

中国側：中国消費者権益保護法学会会員

全人代法工委民法室、中国政法大学、消費者団体、民間企業（IT、インターネット通販）等から関係者が多数出席

(3) 内容

松本理事長から、第1次草案についてコメントす

る講演²（別紙2参照）があり、その後、中国側参加者から、第1次草案についてのコメント、改正法に対する要望等について、発表及び質疑応答があった。また、全人代法工委民法室から扈巡視員（元主任）が参加し、草案の審議状況についての報告があった。



発表及び質疑応答については、時間が短く区切られており、議論を深めるというよりは、学者、消費者団体、民間企業など様々な立場から、第1次草案についてのコメント、改正法に対する要望を発表する機会となっていた。中でも、クーリングオフ制度³、プラットフォーム事業者の責任⁴について、押し付け広告（企業からの不特定多数者へのメール送信）についてが、盛んに議論された。



² 第1次草案においては、クーリングオフ、プラットフォーム事業者の連帯責任など、消費者保護に向けた先進的な規定がある一方、概括的な規定もあり、具体的な規定あるいは運用上のルール設定が必要となる旨の指摘がなされた。

³ 第1次草案では、インターネット通販により購入した商品について、7日以内であれば、一律に理由を問わず返品を認める旨の規定がある。

⁴ 第1次草案では、インターネット通販における商品の販売者の責任だけではなく、販売者に出品させているプラットフォーム（例えば、アマゾン、楽天のようなモール業者）についても、購入者に対し連帯責任を負わせる旨の規定がある。

6 総括及び所感

中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」は、本年10月に終了することとなっており、今回は最後の現地セミナーであった。

昨今の日中関係の状況に加え、8月15日の訪中となっていたことから、不測の事態も予想されたが、中国側も我々を歓迎しいろいろと配慮してくれ、無事に全日程を終了することができた。

中国では、相続税がないという事情もあいまって、相続制度について大きな改正が行われることがなかったが、収入レベルに比して不動産価格が急激に上昇⁵し、相続問題がし烈な紛争となっており、国家としても看過できない状況となっているようである。

中国側は、相続法についてはいまだ研究段階ではあるものの、歴史的文化的な要素を無視できない相続法の分野において、文化的にも近く、半世紀以上も詳細な規定を有する相続制度を運用してきた日本の相続法制度に強い関心を有していることが伺われ、今後の改正においても影響を与えることは間違いない。

また、消費者権益保護法については、前回の訪日研修での成果が、第2次草案に反映していることが伺われ、こちらにおいても、同様に着実なインパクトを与えていることが認められる。

国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」は、本年10月に予定している訪日研修（著作権法）をもって終了するが、中国側には、日本に参考となるべき知見が多数蓄積されていることを認識してもらうことができ、一定の成果を上げたものとする。

中国経済が急速に発展し、主要法令はおおむね整備され、法案起草能力も向上している状況において、

法司法分野における中国との関係が、法整備支援の枠組みで良いのかについて再考すべきなのは間違いないが、これまでの研修等で培った信頼関係を基に新たなステージを設定すべき時が来たと考えたい。



⁵ 統計上の数値ではなく、中国側から聞いた話になるが、高収入のサラリーマンであっても年収は数百万円であるにもかかわらず、北京市内のマンションは1億円前後の物件は珍しくないとのことである。そのため、相続においてし烈な争いが起こっているとのことであった。

相続法現地セミナー 質問検討事項

- 1 現代の情報技術は、遺言形式の発展にどのような影響を及ぼしていますか。また、インターネット技術など新型の情報データ保存システム、伝送、利用技術は、遺言形式における新制度の創設を推進していますか？
- 2 遺言信託に関しては、どの法律にどのように定められていますか。また、実務において、遺言信託使用の現状及びその原因はいかなるもののでしょうか。遺言信託と普通信託とはどのような相違点がありますか。遺言信託を設立する場合に、受託者の同意は必要でしょうか（例えば、遺言書への署名なども必要か）。受託者の資格について、法律上特別な要求はありますか。もし信託関係が消滅した場合、信託目的に基づいた処分ができていない財産はどのように処理されますか。
- 3 遺産の相続人が存在しない場合について、まず具体的にどのような原因が考えられますか。また、その場合の解決モデルとして、どのような選択肢がありますか。さらに、異なる解決モデルがその役割を発揮する前提や区別等がありますか。それぞれのメリット・デメリットとしては、どのようなものがありますか。

4 日本民法の規定では、遺言執行者がいない場合、利害関係人が家庭裁判所に対して遺言執行者選任を請求できる旨を規定していますが（民法 1010 条）、同条の「利害関係人」とはどのような人のことを指しますか。また、家庭裁判所が遺言執行者を選任する際の手続と基準はどのようなものですか。さらに、遺言執行者の報酬は、遺産からの弁済においてどのように扱われますか。

5 実務において、遺産が隠匿される場合としては、具体的にどのような状況があるのでしょうか。また、その場合にはどのような法的効果・責任が生じますか。遺産隠匿の責任がある者に対しては何らかの制裁制度がありますか。さらに、遺産隠匿の被害者のために、何らかの救済手段がありますか。

6 日本民法には、後位相続〔后位继承〕※に関する明確な規定はありませんが、司法実務において、後位相続を認めていますか。また、このような制度について学者からの意見等があれば教えてください。

〔※補足説明・現行中国法に「後位相続」の明文規定は存在しないが、実務で既に多数行われているものとして、その立法化が検討されている。〕

後位相続については、「例えば甲が遺言する際、乙（前位相続人）を遺言相続人として指定するだけでなく、乙の死亡後の相続

人として丙（後位相続人）をも遺言で指定するものであり、これに基づいて遺産が継承される場合」とか、「後位相続（次位相続、替代相続）とは、遺言書にある種の条件成就又は期限到来を定めて、ある相続人（乙）が承継した財産をその他の相続人（丙）に移転させ受け継がせること」と説明されている（後位相続は、代襲相続とは異なり、甲→乙、乙→丙へと2度の権利移転を予定している。また遺言において正式な相続人を指定する他に正式相続人が欠ける場合に備えて補充的に相続する者を指定する「補充相続」とも異なる概念である）。

後位相続の目的は、遺産の実際の利用効率を発揮することにより社会資源を合理的に配置すること、遺言者の遺言自由を尊重すること、遺産利益を享受する者（乙）の遺産に対する実際の使用権保障、さらには当該遺言により条件成就又は期限到来によって遺産を取得できる後位相続人（丙）が、前位相続人（乙）の遺産に対する権利濫用を阻止して丙自身の当該遺産取得に対する期待利益を保護することであり、いわば期待権を法律上の「権利」として保護しようとする制度である（学説によれば丙が乙に対して一定の債権を取得する構成であり、乙は当該遺産所有権を取得するが後位相続の目的によってその処分等を制限され、場合によっては丙に対して損害賠償義務を負担する）。

以上

日中相続法国際セミナー（3）

2013・8・15～16 中国北京市

学習院大学法科大学院教授 稲田 龍樹

- 1 質問事項1 IT技術の進歩が遺言形式の発展に与える影響など
 - (1) 遺言形式へのIT技術の影響の実際
 - (2) インターネット上での遺言の新形式
 - (3) 上同遺言の通知の問題
- 2 同 4 遺言執行者選任手続とその効果
 - (1) 民法1010条の利害関係人の意義
 - (2) 家庭裁判所の遺言執行者選任の手続と基準
 - (3) 遺言執行者に対する報酬の原資と手続
- 3 同 5 遺産を隠匿した場合に生じる法律上の問題
 - (1) 隠匿の具体例
 - (2) 隠匿された場合の法的な効果・責任
 - (3) 隠匿被害者の救済手段
 - (4) 隠匿者に対する制裁

質問事項1 現代の情報技術は、遺言形式の発展にどのような影響を及ぼしていますか。また、インターネット技術など新型の情報データ保存システム、伝送、利用技術は、遺言形式における新制度の創設を推進していますか？

1 インターネット技術など新型の情報データ保存システム、伝送、利用技術の進歩は、遺言制度の設計にあたり、いかなる点を考慮すべきか。

(1) 日本の現状

遺言公正証書は、電子公証制度上、認められていない。しかし、電子文書（電磁的記録）に対しても公証制度の一部は既に活用されている（私署文書の認証、確定日付の付与など）。

2013年7月1日から、東京、大阪などの一部地域で、日本公証人連合会は、公正証書の原本の電磁的記録化を原本とは別に保管することになった。（原本の二重保存）公正証書遺言の原本についても、適用される。

(2) 日本における「インターネット遺言」について

日本での電子遺言バンク（e遺言）は、法的な効力がある遺言ではない。遺言書の付言事項を補うものにすぎない。エンディングノート、リビングウイルといった被相続人の生前の意思を、死後に関係者に伝えること、および個人情報を記録しておくものである。例、預金通帳の銀行名、預金番号など、財産目録、感謝の表明、遺言内容の説明

契約申込者（お客）は、会社と契約を結び、自己の生前の意思を予め予定された受取人（推定相続人）に通知・連絡する仕組みである。

遺言を補完し、円滑な遺言執行を補助する仕組みである。社会的なニーズは強い。

質問事項 1

2 インターネット上での遺言の新形式について

遺言は、遺言者の最終意思として確定的かつ明確であること、法的権利、財産特定が正確であること、客観的な意思表示であることを要する。

(1) 法律上、遺言形式を整備すれば、インターネット遺言は不可能ではない。

(2) 自筆証書遺言の類型に属させるか、公正証書遺言の類型に属させるか。

- ・ 軽率な遺言を防止できるか。インターネット上での文書作成は、作りやすく、修正しやすい。内容が複雑になるほど前後の不整合が起きやすい。
- ・ 他人が、被相続人の生前に遺言書の存在を知ること、これを見ること、を確実に防ぐことができるか。
- ・ 遺言は1個の法律行為である。個数を確定しにくい。また、複数作成された場合、作成前後の証明が容易ではない。
- ・ 数次の改訂作業のうち、どの時点で遺言完成といえるか分かりにくい。遺言作成時は、遺言能力の有無を判定すべき時期の紛争性と直結する。

(3) 自筆証書遺言の類型に属させるとき、遺言者は使い安いが、遺言としての安定性を欠くので要件を厳しくすることになる。要件が技術進歩を統御でなければ、解釈をめぐる紛争を避けられない。

公正証書遺言の類型に属させるとき、要件を欠くことは少なく、偽造変造の危険も少ない。遺言の存在、内容の秘密は守られやすい。公証人が関与することにより要件上は技術進歩を法的に統制しやすい。しかし、遺言者の遺言能力をめぐる紛争は避けがたく、この類型の遺言は精細になりがちであるから紛争化すると難件になる。公正証書遺言の絶対優位性の例外の範囲如何によっては、紛争が多発する可能性が高い。

質問事項 1

3 インターネット上の遺言を他の相続人に対して行う通知について

日本法において、こうした点を考察したい。

(1) 普通遺言(公正証書遺言を除く)、特別遺言は、家庭裁判所の検認を経ることを要する(民1004条)。確認の制度(民976条4項)とは異なり、検認・開封の場には全相続人が集まることが求められているので、相続開始後、遅滞なく、同所で遺言書を見て、内容を知ることができる。

(2) 公正証書遺言は、民法1004条2項で検認する必要がない旨の例外を定める。したがって、公正証書遺言は、これを知る相続人が他の相続人に知らせないと、相続させる遺言の場合には、秘密裏に所有権移転登記手続を行ってしまう不都合が生じやすい。

遺言書を保持する者は、隠匿してはならないが(民891条5号)、相続開始時から相当期間の経過後に提出する場合の規律が明らかでない。遺産分割調停開始後には、すべての遺言書は全員の前に出すべきであるという考え方や、そうした騙し打ち的な行動を防止する必要があることの認識は広まっている。

(3) 対策について ① 家裁での検認開封の例外規定(民1004条2項)を廃止するか、または公正証書遺言についても、全相続人に通知する仕組みを立法する必要性があるといわれている。② 後者の場合の通知主体は誰か。公証人か、家裁か、相続人か。③ 通知すべき時期はいつか(隠匿との境界)。④ 相続債権者、相続人の債権者との関係をいかに規律するか。

質問事項 1

(4) 自筆証書遺言では、検認制度があるから、不当な通知の懈怠は生じない。
公正証書遺言では、公証人が確知(通知)の問題を負担するとした場合、公証人の負担すべき事務量は相当なものになる。

家裁が検認類似の制度を作る意味は少ない。

4 整理 遺言の安定性、遺言実行の確実性、大量の紛争処理のシステム

(1) 自筆証書遺言は、厳格な遺言の形式により、次に、検認制度により偽造変造を防止し、かつ、全相続人に遺言の存在を確知させ、さらに、紛争化した場合には協議または調停で解決を試み、最後に、遺言の有効無効について訴訟事件で解決する。… 司法中心型システム

(2) 公正証書遺言は、遺言作成過程に公証人が関与することで紛争性の少ない安定確実な遺言を作ることができる。

通知の制度がないことが欠点であるが、仮に通知制度を立法して、公証人がこれを担うとき、公証人への負担が大きくなる可能性がある(インターネット技術の活用の余地はある)。紛争化した場合には、協議または調停により解決を図り、これが調わないときは訴訟事件として処理される。… 行政・司法の分散型システム ① 相続開始前と直後は公証人中心型、② その後は、司法中心型となろう。

(3) 司法中心型において、調停制度をどのように裁判制度と組み合わせるか、が主要テーマになる。

質問事項 1

補論・日本の実務の傾向

5 日本の実務の変遷

(1) 沿革からみた傾向

相続は、都市部と地方部における個性が際立ち、統一性がとりにくい。日本では、民法の財産法上は、資本主義の発展を阻害しないよう契約自由の原則及び所有権尊重の原則を貫き、家族法では、各特性をできる限り尊重して、自主的な解決を促した(協議・調停の尊重)。

手続法上は、非訟事件として最終的に国が裁判をする責務を負わなければならない。

しかし、1945年までは、訴訟事項として紛争解決を図った。家事審判制度(非訟事件)の仕組みは1945年までの間、政府部内で法案の検討にとどまった。

(2) 1945年以降の半世紀余の試行錯誤を経た現状

実務は、当初20年余の間は、一回的全体の解決を目指して、家事審判法を運用しようとした。この間、家事調停制度を粘り強く運用して処理してきた。しかし、裁判制度としては成功とはいえなかった。試行錯誤の後に、平成10(1998)年ころから、遺産分割紛争の一回的全体の解決にこだわらず、一部分割という部分的解決を積み重ねる方式も併用する仕組みに収れんしつつある。遺産分割に関する裁判制度は初めて円滑に機能し始めた。

基調としては、相続法に関する判例が部分的改善策を主導し、制度を漸進的に整備することとも相まって、安価で使いやすい制度整備を目指している。

(3) 実務への批判

しかしなお、一括・全体の解決をめざす法的主張(相続法改正意見)は根強い。また、社会通念上、家族の一体性を擁護する国民感情の支持を得ている面もある。

さらに、国が相続紛争について大量処理できるほどの資源の投入は難しく、専門家の育成も短期的には困難であり、物的にも財政負担が大きすぎる(登記制度などの関連分野の改革は難しい)。

質問事項4 日本民法の規定では、遺言執行者がいない場合、利害関係人が家庭裁判所に対して遺言執行者選任を請求できる旨を規定していますが(民法1010条)、同条の「利害関係人」とはどのような人のことを指しますか。また、家庭裁判所の遺言執行者を選任する際の手続と基準はどのようなものですか。さらに、遺言執行者の報酬は、遺産からの弁済においてどのように扱われるか。

1 民法1010条の利害関係人とは、相続人、受遺者、相続人と受遺者の債権者、遺言執行者指定の委任を受けた第三者、相続債権者、被相続人の内縁の妻などである。

遺言の執行に利害関係を有するものをいう。職権で選任はできない。

遺言の執行とは、遺言の効力が生じた後に、その内容を実現する事務をすることである。

遺言の執行は、本来は、相続人がすべきであるが、遺言事項には、相続人と利害が対立し、相続人では公正な執行が期待しにくいものがあるので、遺言者の意思の確実な実現、円滑な承継事務の処理をするために、遺言執行者の制度が設けられた。

① 遺言の効力発生と同時に、当然に実現され、執行行為を要しないもの

相続分の指定、特別受益持戻し免除、遺産分割の禁止、未成年者の後見人の指定

② 遺言執行者だけが執行することができるもの…認知、推定相続人の廃除、その取消など

③ 遺言執行者、又はこれがないときには、相続人もできるもの…遺贈、寄付行為、信託の設定など

④死因贈与も遺言執行者ができることと解されている。

実際には、相続人の1人を遺言執行者に定める遺言が多い。利益相反になりがちな例がある。

質問事項4

遺言執行者の選任

2 家庭裁判所は、遺言執行者選任の審判事項(一類104項)として処理する(家事事件手続法209条1項)。

① 管轄は、相続開始地の家庭裁判所

② 添付書類 遺言者の除籍謄本、申立人、遺言執行候補者の各戸籍謄本、候補者の住民票、利害を証する書面、遺言書の写し

③ 審判手続は、非公開 … 申立人などの事情聴取

遺言執行者となるべき者の意見聴取(家事事件手続法210条2項)

④ 遺言の内容、遺言執行の難易度、紛争性の強弱に応じて、公平中立な第三者を選任する。相続人の1人の代理人弁護士を遺言執行者に選任することは好ましくない。次第に厳密に考えるようになっている。

⑤ 遺言は一見して無効でない限り、一応有効なものとして選任する。

⑥ 遺言執行者の欠格事由…未成年者、破産者(民1009条)。成年被後見人、被保佐人は欠格事由から除外されている。

⑦ 却下審判に対しては利害関係人から即時抗告できる(家事事件手続法214条3号)。選任審判に対しては即時抗告できない。

⑧ 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、原則として、復任権を有しない。ただし、遺言者が遺言で反対の意思表示をしたときはこの限りでない(民1016条)。

⑨ 遺言執行者に対して、旧破産法136条は、債務超過が判明した場合には、相続財産破産申立義務を課していたが、新破産法は廃止して、相続財産破産の優先性を修正した。伊藤真・破産法等64頁

質問事項4

遺言執行者の報酬

3 遺言執行者の報酬

- (1) 遺言執行者は、原則として、無報酬である。民法の委任関係であると解する。
- (2) 遺言の中に報酬に関する特別の定めがあれば、これに従う(民1018条1項ただし書)。無報酬とするべき旨の定めあるとき…報酬請求できない。就職を拒絶すればよい。相当な定額の定めあるとき…これに従う(相続人と遺言執行者が別段の合意をすれば、それは有効である)。高額でも原則は有効である。
- (3) 特別の定めなきとき、家庭裁判所は、相続財産の状況や執行の難易等の事情を考慮して、報酬を定める(民1018条1項本文、家事事件手続法39条、1類105項=別表第1、105の項)。…遺言執行者の報酬付与の審判
- (4) 報酬は、遺言執行の費用に含まれる。
遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これにより遺留分を減ずることはできない(民1021条)。遺言執行者は、執行事務終了時に遺言で定められた報酬額を自己が管理する相続財産から差し引く方法で受領することになる。
家裁の報酬付与の審判が確定された場合には、その審判で決められた金額を残余相続財産から差し引いて受領する。なお、報酬付与審判は、執行力を有しないので、遺言執行者は相続人に対して報酬金請求訴訟を提起して債務名義を取得する。

質問事項4

遺言執行者の資格と義務 補論

(1) 遺言執行者の資格

① 行為能力者であること(民1009)、② 法人も可能である(信託会社については信託業法5条1項5号は、財産に関する遺言の執行に限定する。)、③ 公証人(ただし、遺言公正証書を作成した公証人は、辞退すべきとされる—公証人法22条3項)、④ 相続人(共同相続人の1人。単独相続人の選任は認められない—適正な執行を期待できないから)、⑤ 受遺者も④と同じような意味で可能である。

(2) 遺言執行者の義務

遺言執行者については、民法644条(善管注意義務)、645条(報告義務)、646条(受取物の引渡義務など)、647条(損害賠償義務)を準用する(民1012条2項)。

遺言執行者は相続人の代理人とみなされている(民1015条)。

遺言が特定財産に関する場合にはその財産についてのみ民法1011条、1012条、1013条を適用する(1014条)。

財産目録の作成は、特定財産だけでよい。そこで、遺言執行者の処分権は特定財産についてのみ及び、反面として、相続人は特定財産については処分権を失うが、それを除く財産については処分権を有する。

認知などの遺言では、遺産管理を要しないから、目録作成義務は不要である。

相続させる遺言で、履行が完了している場合は、目録作成の義務はない。

全遺産を相続人以外の第三者に包括遺贈した場合でも、遺言執行の必要がある場合には、目録作成義務、交付義務はある。

質問事項4 遺言の効果と遺産分割手続の関係～遺言執行者の立場から～ その1

- 5 遺言の形式は、検認等の審査手続と不可分に総合考慮する必要がある。
- (1) 遺言は、遺産分割における特別受益に直接関係し、寄与分にも影響する。
そして、多くの場合には、遺言の実現(全部分割又は一部分割)には、遺産分割手続で各人への各遺産の帰属を決めなければならないことに関係する。
全相続人が協議する機会・場を設定することなしに、最終的な遺産配分は実現しない。
(分割未了で放置することになる。なお、税を徴収すべき事案は別規制である。)
- (2) この実体的な協議に入る前に、遺言執行者、遺産管理人の各選任(またはその協議)を経なければならない場合がある。
- ① 遺言執行者(及び遺産管理人。ここでは控える)の選任の協議が調ったとき、遺産分割の協議または調停が始まる。この点で、選任協議が成立した後に、初めて遺産分割の方法などについて話し合いが可能になる。
- ② 協議が調わなかったときには、選任審判を受ける。遺言執行者の選任の審判を得て、次に遺産目録の調査確定という段階に入る。
なお、遺産の隠匿があった場合は、遺言執行者はこれを取り戻す責務がある。
この取戻し職務は、交渉、裁判、強制執行などで行う。
この意味で、③ 遺産分割には、大量の紛争が潜在し、④ 多種多様な紛争の内容、形態が内在している。
- (3) 遺言執行者は、相続人の代理人という原則から、その権限は複雑な様相を示している。現在、必ずしも整備が行き届いているとはいえない。

質問事項4 遺言の効果と遺産分割手続の関係～遺言執行者の立場から～ その2

判例 最判昭51・7・19民集30巻7号706頁

遺言執行者の訴訟法上の地位は、法定訴訟担当であるとする。

当事者適格に関する判例法理について

判例は、相続させる遺言や遺贈の対象である土地建物について相続人の1人または第三者のために不実な登記名義が移転されている場合には、受益の相続人、受遺者そして遺言執行者はそれぞれの立場においてその権限・資格をもって所有権移転登記の抹消登記手続請求などについて、事案に即してその可否を判断する方向にある。すなわち、民1012条1項と1013条の規律から直ちに、遺言執行者と相続人の両者は、二者択一の関係ではなく、遺言の執行との関連において個別に可否を判断しているといえる。

① 遺言執行者は、相続財産(遺贈目的不動産)の被相続人名義を無断で自己名義に変えた相続人に対し所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟を提起することができる。(大判明治36・2・25民録9・190)

② この場合、受遺者も抹消登記手続請求訴訟を提起できる(最判昭和62・4・23民集41・3・474)。

(4) 実体法と手続法の組合せ

Ⓐ 相続財産(遺産)集団の一体性を堅持したままで一元的な法制度を構築することに合理性を見出す。ここでは、多彩かつ多数の事件を統制しようとするために、紛争全体を結合させ、1回解決をめざすことができる。しかし、事案の特徴に応じた柔軟な処理を妨げる不都合が生じる危険性がある。ひいては、遺産分割紛争の滞留をもたらす危険性がある。それは、一応、制度上の欠陥といわれがちであるが、紛争の難しさのゆえである。

Ⓑ 相続財産(遺産)集団の一体性を顧慮するが、多元的な法制度を構築することに合理性を見出す。ここでは、紛争を部分に分け、紛争の連結の程度を当事者の申立てに委ね、その限りで各紛争を連結することで足りるとする。当事者の申立ての仕方が適切さを欠くと、個々の事件処理が遅れ、ひいては、遺産分割紛争の滞留をもたらす危険性がある。それは、一応、屬人的な欠陥といわれがちであるが、紛争の難しさのゆえである。

質問事項 5 遺産を隠匿した場合に生じる法律上の問題 遺産の隠匿

1 遺産(相続財産)の隠匿(相続財産を相続人に知られないように隠すこと)

ここでは、遺産(相続財産)が隠匿されて、相続の開始後である時点において、

- ① 相続人の一部の者が隠し持っているため、相続ないしは遺産分割の対象にならない
- ② 第三者が相続財産を隠し持っているため、相続ないしは遺産分割の対象にならない場合について検討する。
- ③ 相続人の全員の意思で相続財産を隠した場合については、相続債権者の保護または相続人の債権者の保護の問題である。最後に少し触れる。

(1) 相続人間での隠匿

- ① 貴金属などの動産や現金を相続人の自宅に移して、床下等に秘匿すること
遺産の存在が分からなければ、遺産分割の対象にはならない。

相続開始前に密かに費消した場合、損害賠償債権、不当利得返還債権が相続財産である。相続人は可分債権である損害賠償債権等を当然に分割して承継する。

相続開始後に、現金の費消は、隠匿ではない。相続開始後に、費消された場合には相続財産性は失われ、相続人は損害賠償債権等を取得する。

※ 預金債権を、相続開始後に、密かに銀行に対して相続人の代表者と称して、その全額の返戻を受けて費消した場合、法定相続分相当額を超えた金額については、他の相続人は、銀行に対して支払を請求することができる(民478条)。個別救済の問題になる。

※ 銀行は、この防衛策として、相続人全員の署名捺印のある請求書の提出を求めている。

質問事項 5 (1) 遺産の隠匿の例
(2) 隠匿された場合の法的な効果・責任
(3) 隠匿被害者の救済手段 その1

- ② 不動産の被相続人の登記名義を死亡前に無断で推定相続人単独名義に登記名義を変え、非相続財産とすること

無断の登記冒用の場合・・・所有権移転登記の更正登記訴訟、遺産確認訴訟(固有必要的共同訴訟)、被相続人に対する不法行為による損害賠償請求権

- ③ 不動産の被相続人の名義を死亡後に無断で相続人の1人が自己の妻名義(第三者)に変え、非相続財産とすること・・・所有権移転登記の抹消登記訴訟、共有権確認訴訟(固有必要的共同訴訟)

なお、第三者である妻が共同不法行為者の場合には、賠償責任を負う。

- ④ 遺言執行者、遺産管理人になった相続人が、意図的に相続財産の目録から当該不動産を記載しないで脱落させておくこと・・・遺産分割協議には、被相続人の登記名義人の財産だけが協議の対象になる。その後、偽造書類による所有権移転登記手続をする。

目録不記載は、一番多く行われる隠匿方法である(有価証券、預金通帳、現金、金塊等)。

遺産確認訴訟(不動産、動産、郵便定額貯金等)、所有権移転登記の更正登記訴訟、

遺産分割の協議・調停・審判、損害賠償請求訴訟、不当利得返還請求訴訟

遺言執行者解任の後に、新選任遺言執行者が預金通帳返還請求訴訟を提起する。

(附) 遺言執行者、遺産管理人が第三者である場合、自己の利得のために隠匿することは不法行為であるから、損害賠償義務を負う。

質問事項 5 (3) 隠匿財産の被害者の救済手段 その2

(2) 相続人と遺言執行者

遺言執行者の権限(その効力発生時期)と相続人の処分権の喪失の関係

【1】遺言執行者は相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する(民1012条1項)。遺言執行者の権限の効力発生時期は、遺言による指定遺言執行者であるときは相続開始時、選任審判による遺言執行者であるときは審判確定時である。その各時点から、遺言執行者の権限の範囲内で相続人は相続財産の処分その他の遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない(民1013条)。

【2】処分権のない相続人のした法律行為は絶対的に無効である。

① 指定遺言執行者がなく、同選任がなされる前にした相続人の処分行為は効力を失うことはない(最判昭39・3・6民集18巻3号437頁)。

② なお、同選任審判の確定後、遺言執行者に指定された者が承諾する前にした相続人の処分行為は、相続開始時に遡及して無効である(最判昭62・4・23民集41巻3号474頁)。この場合、その処分行為の相手方である第三者についても絶対的無効であるから、第三者は保護されない。

③ 遺言執行者が死亡すると、相続人は、相続財産の処分権の喪失事由が消滅するので、同処分権を回復する。

④ なお、即時取得(民192条)した第三者は保護され、遺言執行者の存在を知らずに相続人に弁済をした相続債務者の弁済は、債権の準占有者(民478条)に対するものであるから、この相続債務者は保護される(最判昭和43・12・20裁集民事93・767、判時546・66)。

質問事項5 (3) 隠匿財産の被害者の救済手段 その3

2 家事事件手続法の保全処分制度(2013・1・1施行)

遺産分割調停の段階から、保全処分の適用が可能になる。家事事件手続法200条
隠匿が判明した場合には、他の相続人は、当該相続人に対し、遺産確認訴訟を提起し、その後、残余発見物の一部遺産分割調停・審判を申し立て、同時に、保全処分の申立てをし、財産の管理人の選任する。又は、管理事項を指示することができる(同条1項)。

強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産の分割の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の保全処分を命ずることができる(同条2項)。

3 相続財産の隠匿が発見された場合、

① 遺産分割協議・調停が全部無効の場合にはあり得る。

参考裁判例：相続人の一部の者だけで成立させたことを原因とする遺産分割協議無効確認訴訟は固有必要的共同訴訟である。遺産分割調停無効確認訴訟も同様である。

② 発見された相続財産だけで残部遺産分割をすれば足りる場合もあり得る。

③ 一括・全体の遺産分割の要請をどの程度維持するかは、なお分明ではない。

4 損害賠償請求(民709条)・不当利得返還請求権(民703条)・事務管理の法理(民697条)・・・ 費消した場合、宝石等を転売して即時取得された場合

質問事項 5 (3) 隠匿財産の被害者の救済手段 その4

5 亡夫が死亡し、妻と子2人の3人の相続人がいる場合、妻(相続人)の債権者Xから保証債務履行請求、遺産である妻居住の建物につき相続を原因とする所有権移転登記手続請求の訴えを提起された後に、遺産分割協議を成立させて、建物各2分の1を子両名がその旨の所有権移転登記を経た。Xは、Y1、Y2に対し詐害行為取消権を行使して協議の取消しを求めた例

① 判例は、相続人の債権者が、遺産分割協議はその性質上財産権を目的とする法律行為であるから、民法424条の適用を主張して同協議の取消しを求められる、と判示した。(最判平成11・6・11民集53・5・898)。

遺産分割協議の詐害取消性の判断基準は、個別事案において、家族の生活維持が優先し、相続人の債権者の財産保全の期待は劣後することを前提として、しなければならないという考え方がある。

② 相続債権者も民法424条の適用を主張できるか。協議は単純な財産的行為ではないと考えると、場合により肯定、否定の両説あり得る。

③ 相続放棄は詐害行為取消権の対象とはならない(身分行為であるから)、と判示した。(最判昭和49・9・20民集28・6・1202) 遺産分割協議は身分行為と考えると否定説になる。

肯定説 相続債権者、相続人の債権者のいずれも、相続人に対し、相続放棄は詐害行為取消権の対象となると主張できるとする。

附) 旧家事審判規則105条

家事事件手続法42条2項 利害関係参加

同 法42条3項 相当と認めるときは、…できる。(⇔旧家事審判法12条 強制参加)

質問事項 5

(4) 隠匿者に対する制裁 その1

6 制裁

(1) 遺言執行者、遺産管理人である相続人が 相続財産を意図的に目録から脱落させて隠匿行為をした場合 … 法定単純承認の効果を与える(民921条3号)

なお

① 相続人全員で相続財産を隠匿した場合は、法定単純承認したものと見なされる。

② 一部の相続人が相続財産を隠匿した場合は、法定単純承認の効果が生じ、他の相続人も限定承認することはできない。

相続人が遺言書を偽造して所有権移転登記を済ませた場合、他の相続人は偽造した者に対して、遺言無効確認訴訟(固有必要的共同訴訟)を提起できる(判例)。

(2) 相続欠格 相続権はく奪という民事法上の制裁を課する。民891条

【1】 欠格者は受遺者にはなれない(民965条)。

欠格は被相続人が宥恕できるとの説が多い。条文はない。

遺言書の偽造は相続欠格に当たる(同条5号)。遺言書の変造、破棄、隠匿も当たる。

しかし、具体的な該当性については、事案による個別判断が重要である。たとえば、遺産分割協議成立後に、下記(a)(b)を原因として、相続人甲の相続承継した財産を取得したいと考えた相続人乙が提起した遺産分割協議無効確認訴訟の例

質問事項 5

(4) 隠匿者に対する制裁 その2

- (a) 甲は、自分に有利な遺言書を出さずに(隠匿)、遺産分割協議を公平にした場合など。
- (b) 甲は、法定相続分とは異なる遺言内容の記載のある遺言書につき、遺言形式の要件が欠如していた箇所を補い、これを書き加えて(変造)、要件を充たした上で、そのおりの遺産分割協議を成立させた場合など。

【2】相続欠格の該当性の判断

最判平9・1・28民集51・1・184は、遺言書の隠匿が不当な目的によらないから欠格者ではないと判示した。 不当な例 死亡直前の遺言書(不動産を公平に分配すべしと記載がある)を隠して、その前日付の「隠匿者だけに大半を遺贈させる」旨の遺言書を開示して、同内容の協議を成立させた例。

類似の例 891条3号, 4号 詐欺、強迫による遺言書作成などを妨げたこと、作成されたことが、欠格事由に当たる。

(附) 公正証書遺言の隠匿 は、5号の欠格事由に該当するか？

- (a) 公正証書遺言は正本を公表しなくても隠匿に該当しない説
- (b) 例外的事情があれば、該当するという説
- (c) 他の相続人が原本の探索に困難がないときは、隠匿に該当しないという説

質問事項5

(4) 隠匿者に対する制裁 その3

【3】相続欠格の手続

相続欠格 は 家事審判事項ではない。したがって、相続が開始した後に、相続人が他の相続人に対して相続欠格を原因とする相続権不存在確認訴訟を提起しなければならない(固有必要的共同訴訟。最判平成16・7・6民集58巻5号1319頁)。

この訴訟は、遺産について共同相続人間に共有関係があるかどうかという共有者である人の範囲を確定する訴訟である。

(3) 相続の廃除(民892条) 遺留分を有する推定相続人に限り認められる仕組みである。

それ以外の相続人(兄弟姉妹)については、同人らに相続させたくなければ、他の者に全部遺贈などすれば、目的を達成できるからといわれている。

日本固有の制度である。家督相続の制度上認められた被相続人に対する不徳義な者の相続資格を失わせる仕組みである。家事審判事項である(家事事件手続法188条では、1類86項の審判事項に改正されたので(改正前は乙類事項)、調停の手続で扱うことはできなくなった。)

(附) 新しい隠匿類似の例 隠匿できるものは隠匿し、残余は高齢の親をして自己に相続させる遺言を書かせた上で、推定相続人の一部の者が、高齢の親を囲い込み、他の推定相続人から隔離してしまう例が増えている。被相続人に自己に不利益な遺言書の作成、又は不利な契約(贈与)をさせない目的をもって被相続人の所在を秘匿するものである。

例 認知症に罹患した親に虐待、重大な侮辱を加えて精神病院などに隔離(民892条の被相続人への虐待に該当する場合もある。) ~ 高齢者虐待の問題 ~

日中相続法国際セミナー（3）

長時間にわたり、ご清聴有難うございました。
皆様に対し心から御礼申し上げます。

2 遺言信託に関しては、どの法律にどのように定められていますか。また、実務において、遺言信託使用の現状及びその原因はいかなるもののでしょうか。遺言信託と普通信託とはどのような相違点がありますか。遺言信託を設立する場合に、受託者の同意は必要でしょうか（例えば、遺言書への署名なども必要か）。受託者の資格について、法律上特別な要求はありますか。もし信託関係が消滅した場合、信託目的に基づいた処分ができていない財産はどのように処理されますか。

1 日本における「遺言信託」の2つの意味

日本では、「遺言信託」という用語は、「遺言による信託の設定」という意味と、「信託銀行の行う遺言書の作成・保管・執行サービス」という意味の2つの異なった意味で使われている。

2 遺言による信託の設定

「遺言信託」の第1の意味は、遺言による信託の設定である。**信託法3条**によると、信託は、(1)委託者と受託者との間の契約、(2)委託者による遺言、(3)委託者自らを受託者とする信託宣言によって設定することができる。

信託は遺言によって設定ことができ（**信託3条2号**）、信託財産、管理処分方法、受益者等を遺言書に記載することにより、遺言による相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺贈と同様の効果をあげることができる。とりわけ、障害のある子を受託者とする場合のような福祉型信託において、遺言信託のニーズがあるとされている。ただし、何件くらい遺言信託が設定されているかのデータはない。

遺言信託は、上記のように、遺言による信託であるから、有効な遺言のための要件を備え、かつ遺言書に上記の信託設定に関する事項が記載されている必要がある。受託者の事前同意は、必要ではない。受託者の資格についての要件はない。ただし、営業として受託する者は、内閣総理大臣の免許または登録を受けた信託会社でなければならない（**信託業法3条、7条**）。

なお、遺言信託では、遺言に別段の定めがある場合を除き、委託者の相続人は委託者の地位を相続によって承継しない（**信託法147条**）。その理由は、受益者以外の子などの相続人と受益者の利益が相反する可能性があるからである。

しかし、遺言による信託では、委託者の死後、受託者に指定された者が実際に受託してくれるかどうかわからない。そこで、あらかじめ、受託者として指定された者の同意を得ておくことがあるかもしれない。受託者の定めがない場合や、受託者に指定された者が拒否した場合には、相続人は裁判所に受託者の選任を求めることができる（**信託法6条**）。し

かし、だれが受託者になるか不明な状態では、委託者は安心できない。そのため、遺言による信託の例は少ない。その件数についてのデータはない。

3 遺言代用信託

むしろ、被相続人が、当初は自己を受益者とする信託を契約によって設定し、自己（委託者）が死亡した場合に、他の者（たとえば、障害のある子）を死亡後受益者として指定しておくことがしばしばおこなわれている。これが、遺言代用信託と呼ばれるものであり（**信託法 90 条**）、死因贈与と同様の機能を果たしている。

遺言代用信託の一種として、事業承継信託と呼ばれるタイプのものがある。これは、会社の創業者や経営者などが委託者兼当初受益者となり、委託者死亡時に受益者を変更する管理有価証券信託契約（議決権は受託者が受益者の指図に基づき行使）である。事業承継信託を利用することにより、相続手続によらない迅速な資産承継（＝経営権の承継）を図ることができ、経営者などに万一のことが起きた際にも株式（議決権等）をめぐる相続争いなどを避け、安定的に事業承継を行うことが可能になるとされる。

4 遺留分減殺請求

遺言信託にせよ、遺言代用信託にせよ、相続人からの遺留分減殺請求の対象となる。これは、遺贈、死因贈与、遺言による相続分の指定、相続させる旨の遺言などの場合と同様である。

5 信託終了の場合の残余財産の帰属

信託法 182 条によると、残余財産は、次の者に帰属する。

まず、信託行為（遺言信託であれば遺言）において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（残余財産受益者）となるべき者として指定された者、残余財産の帰属すべき者（帰属権利者）となるべき者として指定された者がいれば、それらの者。

次に、そのような者の指定に関する定めがない場合、またはそのような者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなす。

最後に、それでも残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、清算受託者に帰属する。

6 信託銀行の行う遺言書の作成・保管・執行サービス

遺言信託の第2の意味は、信託銀行の行う遺言書の作成・保管・執行のサービスである。当初は、通常の銀行業務に加えて信託業務を主として行う信託銀行のみが行っていたために、「遺言信託」と呼ばれているが、法律の意味の信託とは無関係である。現在では、信託銀行以外の都市銀行や地方銀行にも信託業務の兼営が認可されやすくなったために、信託

銀行以外の銀行からもこのサービスが提供されている。

ただし、信託兼営銀行が業務として引き受けられる事項は、財産に関する事項だけなので（**金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 1 条 1 項**）、身分（相続人の廃除など）に関する事項の執行については引き受けることはできない。

3 遺産の相続人が存在しない場合について、まず具体的にどのような原因が考えられますか。また、その場合の解決モデルとして、どのような選択肢がありますか。さらに、異なる解決モデルがその役割を発揮する前提や区別等がありますか。それぞれのメリット・デメリットとしては、どのようなものがありますか。

1 相続人不存在となる原因

相続人不存在となる場合は、大きく分けて、①戸籍上で相続人がおらず、かつ、一定の手続をとっても相続人が現れない場合と、②戸籍上存在する相続人の全員が相続放棄をし、かつ、一定の手続をとっても相続人が現れない場合である。戸籍上相続人がいないように見えても、未認知の非嫡出子や他人の子として出生届けがなされている子（いわゆる「わらの上からの養子」）になっている者がいるかもしれない。これらの者も相続人となる。

戸籍上、相続人はいるが、その所在や生死が不明の場合は、相続人の存否が不明の場合にはあたらない。この場合は、不在者の財産管理（**民法 25 条**）や失踪宣告（**民法 30 条**）の問題となる。

また、相続人はいないが、全財産が包括遺贈されている場合も、包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有し（**民法 990 条**）、遺言者の死亡の時から原則として同人の財産に属した一切の権利義務を承継するから、相続人が存在することが明らかでない場合にはあたらない。

2 相続人の範囲

常に 配偶者は相続人

第1順位 子（子が死亡している場合には、孫が代襲相続、孫も死亡している場合は曾孫が再代襲相続）

第2順位 父母や祖父母

第3順位 兄弟姉妹（兄弟姉妹が死亡している場合は、その子が代襲相続、孫の再代襲相続はない）

3 相続人不存在を確定させる手続

（1）相続財産法人の成立と相続財産管理人の選任

相続人が存在するかどうか不明の場合、相続人の財産は、自動的に相続財産法人となって（**民法 951 条**）、利害関係人または検察官の請求があれば、家庭裁判所によって相続財産管理人が選任される（**民法 952 条**）。推定相続人全員が相続を放棄した場合も同様である。相続財産法人は、相続人の存否が不明の場合に、相続人の不存在が確定して、最終的に国庫に帰属するまでの間の財産の帰属主体を法人としたものである。相続人のあることが明らかになったときは、相続財産法人は成立しなかったものとみなされるが、管理人がその

権限内でした行為は有効である（955条）。実際に管理人の選任を請求するのは、相続債権者と後で述べる特別縁故者が大部分だと言われている。

（2）相続人を捜すための3回の公告

相続人不存在の確定までに、3回の公告が行われ、相続人不存在の確定までの最短期間は10か月である。

相続人不存在の確定のためのプロセス

	公告主体	公告内容	期間
第1の公告	家庭裁判所	相続財産管理人選任の公告（民法952条2項）	



2月以内に相続人の存在が明らかにならない



第2の公告	相続財産管理人	相続債権者及び受遺者に対してその請求の申出をすべき旨の公告（民法957条）	2か月以上の期間を定めて
-------	---------	---------------------------------------	--------------



期間内満了後なお相続人の存在が明らかにならない



第3の公告	家庭裁判所	相続人があるならばその権利を主張すべき旨の公告（相続人の捜索の公告、民法958条）	6か月以上の期間を定めて
-------	-------	---	--------------



期間内に相続人が現れない場合



相続人不存在の確定（民法958条の2）



特別縁故者への財産の分与（民法958条の3）



残余財産の国庫帰属（民法959条）

4 特別縁故者への分与

相続人の不存在が確定した場合において、相続債権者や受遺者への相続財産の清算後になお財産が残存しているときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求があれば、こ

これらの者にその残存財産の全部又は一部を分与することができる(民法958条の3第1項)。特別縁故者からの請求は、相続人不存在の確定後3か月以内にしなければならない(民法958条の3第2項)。

「生計を同じくしていた者」として分与が認められた例としては、内縁の配偶者、事実上の養子、叔父叔母、継親子などがある。

生計が別であるけれども、「療養看護に努めた者」として分与が認められた例としては、遠縁の親族、民生委員、元従業員などがある。

「その他被相続人と特別の縁故があった者」とは、上記の2つの例示に準ずる程度に被相続人との間に具体的かつ現実的な精神的・物質的に密接な交渉のあった者で、相続財産をその者に分与することが被相続人の意思に合致するであろうとみられる程度に特別の関係にあった者をいうとされている。家庭裁判所において認められた例としては、生活上の支援や財産管理などを行った親族、50年以上深い親交があつて経済的にも助け合い死に水までとつた元教え子、そこで生活し死亡した養老院などがある。

遺言書としては有効ではないが、書面に遺贈先が書いてあつたような場合において、故人の意思を尊重して、そのような遺贈先を特別縁故者として認めるというように、民法958条の3の「その他」のジャンルについて、法律の趣旨を広げる家裁実務が一部で見られる。これは、遺言の要式主義からの逸脱であるが、国庫に帰属させるよりは適切という判断であろう。

5 残存財産の国庫帰属

相続人が存在せず、かつ特別縁故者への分与がなされないか、あるいは相続財産のすべてが分与されたのではない場合には、残存する財産は国庫に帰属するものとされる(民法959条)。

ただし、相続人が共有していた物については、異なつた取扱いがなされる。すなわち、民法255条により、共有者の1人が死亡して相続人がないときは、その持分は、国庫に帰属するのではなく、他の共有者に帰属するものとされる。これは、共有者の1人がその持分を放棄した場合にその持分が他の共有者に帰属することと同様に、「共有の弾力性」という性質で説明されるとともに、死亡の場合については、死者の持分を国庫に帰属させるよりは他の共有者に帰属させる方が社会的に見て適切だという判断に基づいている。

6 相続人不存在制度の改正案

現在の民法の制度が不都合であり、改正すべきであるとの議論はなされていない。たとえば、相続人の範囲をもっと拡大して、不存在が発生しないようにするという有力な提案はない。

相続人がいない者は、遺留分の心配をすることなしに、自分の遺産を自由に処分できるのであるから、遺言を普及させることによる解決が一番適切であると思われる。

6 日本民法には、後位相続〔后位継承〕※に関する明確な規定はありませんが、司法実務において、後位相続を認めていますか。また、このような制度について学者からの意見等があれば教えて下さい。

1 後位相続〔后位継承〕

日本の民法には、中国で議論されている後位相続〔后位継承〕に関する規定はない。

ただし、そのようなニーズは存在しており、日本では、「後継ぎ遺贈」の問題として議論されている。すなわち、遺贈において、最初Aに遺贈し、遺贈を受けたAがその後に死亡した場合は、Bに遺贈するというように、最初の受遺者が死亡した後の次の受遺者をあらかじめ遺言で定めておくことが可能かどうかという論点であり、これについては争いがある。

2 後継ぎ遺贈に関する裁判例

たとえば、Aが、「自分の死後、A所有の店舗の所有権は弟Bに譲るが、Bが死亡した後は、店舗の所有権は別の弟Cの息子Dに譲る」というように、順次財産を受け継ぐ者を指定する形の遺贈を後継ぎ遺贈という。後継ぎ遺贈の第1次遺贈（Bへの遺贈）の効力については特段の問題はないが、第2次遺贈（Dへの遺贈）の効力については争いがある。というのも、第1次遺贈でBに所有権が完全に移転しているとすると、Aの遺言で、Bの遺言の自由を含む財産処分を自由を奪ってしまうことになるし、Bの生存中だけの期間所有権というものも現行民法は認めていないからである。

この点で、最高裁判所 1983年3月18日判決（家裁月報 36巻3号 143頁）は、遺言の解釈として有効となる余地を認めている。

この事件では、Aの自筆遺言証書に、「自分の死後、材木店の土地と建物の所有権は妻Yに遺贈するが、Yの死後は、当該不動産は、Aの弟妹、Aの甥、Yの弟妹ら8人が指定の割合で権利分割所有する」旨の記載があった。A死亡後、Yは単純遺贈を受けたものとして、当該不動産の所Y名義への有権移転登記をした。Aの弟妹であるXらは、これはXらに対する停止条件付遺贈であるとして、Y名義の登記の抹消登記手続を求めた。

原審は、Yに対する第1次遺贈の条項はYに対する単純遺贈であり、Xらに対する第2次遺贈の条項は単なる希望を述べたにすぎないと解釈した。

これに対して、最高裁は、遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探究し当該条項の趣旨を確定すべきものであるとの遺言の解釈原則を明らかにしたうえで、Aの真意とするところは、本件不動産の所有権をXらに対して移転すべき債務をYに負担させた負担付遺贈と解する余地や、Y死亡時に本件不動産の所有権がYに存するときは本件不動産の所有権がXらに移転するとの趣旨の遺贈であると解する余地、Yは本件不動産に対する使用収益権を付与されたに

すぎず、Yの死亡を不確定期限とするXらに対する遺贈であると解する余地も十分あるとして、遺贈の趣旨を明らかにするためにさらに審理を尽くすべしとして原審に差し戻した。

3 後継ぎ遺贈型受遺者連続信託

この点で、2007年から施行されている**信託法 91条**は、「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託がされた時から30年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する」と定めて、後継ぎ遺贈のニーズを信託で実現することを可能とした。

これによって、数十年間にわたって、現受益者の死亡により、順次指定された者が新たな受益者（第二次受益者、第三次受益者・・・）として受益権を順次取得することが可能になる。たとえば、夫Aとして後妻Bとの間に子のない場合、Bの生存中は住宅をBに残してやりたいが、Bの死亡後、当該住宅がBの相続人（Aの相続人ではない）の手に渡るよりは、先妻Cとの間の子Dに承継させたいと思っている場合、遺言で、当該住宅についてBを受益者とする信託をし、B死亡の際はDを受益者とする旨の定めをあらかじめしておけばよい。

ただし、信託によっても遺留分侵害はできないので、B以外の者の遺留分を侵害する形で、Bを受益者とする信託の設定がなされると、遺留分減殺請求の対象となるし、また、Bへの特別受益の問題も生じる。しかし、遺留分減殺請求をいつだれに対してするべきなのか、その評価額はいくらか、また、B死亡による受益権のDへの承継の際に、だれが遺留分の権利を有しているのか等明確になっていない点が多い。

■ 後継ぎ遺贈型の受益者連続のイメージ



以下では、インターネット取引における消費者保護にかかわるいくつかの論点について、日本における現状を説明した後に、中国の消費者権益保護法改正草案についてコメントする。

1 インターネット利用に伴う個人情報の保護

(1) 日本の現状

「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）は、インターネット利用に伴う消費者の個人情報のみならず、個人情報全般を保護している。個人情報保護法では、5000件以上の個人情報を個人情報データベースの形で保有して事業の用に供している者について、利用目的の特定、適正な取得、データの安全管理、第三者提供の制限、保有データの公表などの義務、本人からの開示・訂正・利用停止の権利などが定められている。

「個人情報」とは、「生存する個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（個人情報保護法1条）である。匿名にして番号で管理している場合であっても、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」も含まれるので、何番の人はだれということを記載した別のファイルが用意されている場合は、匿名化されていても個人情報に該当する。

インターネットユーザによるネット上のサイトの閲覧履歴や購買履歴、スマートフォンユーザの位置情報といった行動履歴を収集して、興味や関心、所在地を分析し、それに見合った広告や情報を配信する行動ターゲティング広告等のサービスが盛んに行われている。多くのサービスでは、氏名やクレジットカード番号等の個人情報とはひも付かない形で行動履歴が収集されているので、個人情報保護法上の問題はないが、プライバシー保護の問題が指摘されている。

インターネット上を流れる大量の個人の購買履歴や移動情報（ビッグデータ）を活用したビジネスを振興するために、個人情報をどの程度まで加工して匿名化すれば個人情報保護法の適用対象でなくなるかのガイドラインの作成が検討されている。

最近では、スマートフォンのアプリケーションの中に、ユーザが明確に意識しないままに、スマートフォンに記録されている友人の電話番号やメールアドレス等の個人情報を抜き出して送信するものが存在することが問題となっている。

(2) 中国の改正案

「氏名権、肖像権、プライバシー権等の個人情報が保護される権利」の保護を明文化し（草案14条）、事業者による消費者の個人情報の取扱方法をルール化する（草案29条1項、2項）点は、適切である。ただし、個人情報の定義をしておかないと、法の運用に困難を生じるのではないか。また、スマートフォン特有の問題についても考慮すべきではないか。

2 広告電子メールの規制

(1) 日本の現状

広告電子メールの規制は、従来は、消費者から送信停止の申出があった場合に事業者がそれに応じればよいというオプトアウト（opt-out）規制であったが、2008年の「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）の改正と「特定電子メールの送信の適性化等に関する法律」（特定電子メール法）の改正によって、事前の同意がある場合以外には送信してはならないというオプトイン（opt-in）規制に転換された。さらに、法律違反の迷惑メールについて、総務大臣、経済産業大臣等にインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に対する契約者情報の提供を求める権限が与えられることにより、違反の取締りがやりやすくなった。しかし、海外から送信されてくるメールについては、対応が困難である。

(2) 中国の改正案

草案 29 条 3 項は、営業上の電子情報の発信について、消費者の同意または要請を必要としている（オプトイン）のか、それとも明確に拒否されていなければ送信してもよい（オプトアウト）のか、いずれなのか明確でない。

3 インターネット上の広告表示の規制

(1) 日本の現状

インターネットによる販売の場合を含めて、通信販売の広告に、下記の事項を表示しなければならない（特定商取引法 11 条）。

- ①商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）
- ②商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- ③商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- ④商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第 15 条の 2 第 1 項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）
- ⑤前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。

インターネットによる通信販売の場合には、販売業者の代表者又は業務責任者の氏名の表示を義務づけている（特定商取引法施行規則 8 条）。このような個人名の表示の義務づけは、悪質事業者を牽制するという役割がある一方で、とりわけ女性が個人でインターネット通信販売を行っている者を萎縮させるという面が指摘されている。

また、特定商取引法は、誇大広告を禁止している（特定商取引法 12 条）。これは、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）による不当表示の規制や、健康増進法による健康食品についての誇大広告の規制と同じである。

インターネットによる表示では、リンクが多用される。商品の広告ページからリンクされた先のページに商品の効能・効果の誇大広告にあたる事項が記載されていた場合に、全体として景品表示法の不当表示、特定商取引法の誇大広告、さらには健康増進法 32 条の 2 の誇大表示に該当するのかどうか、とりわけ、そのリンク先が、販売業者の作成したペー

ジではなく、第三者作成のサイトであった場合などに大きな問題になる。

この点で、厚生労働省は、第三者のページの側が販売業者のページにリンクをはるというケースについて、2003年のガイドライン「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告適正化のための監視指導等に関する指針」の実施のための「留意事項」（食品安全部基準審査課長・監視安全課長通知）において、「特定の食品又は成分の健康保持増進効果等に関する書籍や冊子、ホームページ等の形態をとっているが、その説明の附近に当該食品の販売業者の連絡先やホームページへのリンクを一般消費者が容易に認知できる形で記載している」場合には、実質的に広告と判断するとしている。さらに、記事や学術論文等の形態をとっていても、「その解説の附近から特定食品の販売ページに容易にアクセスが可能である場合」には、広告等に該当する場合があるとしている。

また、ブログなどで他の事業者が提供する商品やサービスについて記述し、それに関心をもった読者が当該商品やサービスを購入すると報酬が得られるというアフィリエイト・サービスが盛んに行われている。成功報酬型広告の一種であり、報酬目当てに誇大広告・不当表示がなされたり、事業者から配信されてくる情報をそのまま掲載し、それが不当表示になっている場合がある。

（2）中国の改正案

インターネットショッピングを含む通信販売について、一定の事項の真実かつ必要な情報の提供義務を定めたこと（草案27条）は、適切である。

虚偽広告を行った事業者や広告事業者、発布者の責任を定める草案44条1項の「虚偽広告」について、インターネット上でリンクを利用している場合の取扱いについて明確にしておいた方がよいのではないかと。

広告関係者の責任としては、アフィリエイトやアフィリエイト・サービスを提供する事業者の責任についても明らかにした方がよいのではないかと。

4 インターネット上の契約の際の消費者の錯誤

（1）日本の現状

インターネット上では、広告や商品説明の画面と申込みの画面が連続しており、画面上の特定の個所をクリックするだけで契約を成立させることができるために、意図せずに契約をさせられてしまう場合がある。また、注文をする場合であっても、クリックミスや二重クリックの可能性はある。

そこで、2001年に制定された「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」は、契約の申込みの際に、確認画面が用意されていない場合には、消費者からの意思表示について、民法95条ただし書（重過失のある場合の無効主張の不可）の規定を適用しないとしており、クリックミス等についても、消費者に重過失があるかどうかと無関係に、消費者は錯誤無効を主張できる。

同様の規定は、特定商取引法14条にもある。同条は、「顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為」が主務大臣として必要な措置を指示することのできる事項（指示

違反に対しては業務停止も可)とされている。そして、特定商取引法施行規則 16 条は、インターネットによる電子契約の申込みの場合に、「電子計算機の操作が当該電子契約の申込みになることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと」、「申込みの内容を、顧客が電子契約に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正できるようにしていないこと」を具体的な行為として定めている。これによって、単なる情報の提供か契約の申込みかがわかりにくい表示や、確認画面が組み込まれていない契約申込みプロセスが、特定商取引法違反となる。

(2) 中国の改正案

この問題については、提案がない。

5 インターネットショッピングの場合のクーリングオフ

(1) 日本の現状

インターネットによる販売も通信販売の一種であることから、特定商取引法の通信販売の規定の適用を受ける。通信販売の場合、消費者は、「売買契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転を受けた日から起算して 8 日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる」(特定商取引法 15 条の 2 第 1 項本文)。そして、「申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする」とされている(同条 2 項)。

すなわち、期間は 8 日間、起算点は商品の引渡し時点、返品費用は消費者負担でクーリングオフできるのが原則である。

ただし、「当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示していた場合には、この限りでない」とされている(同条第 1 項ただし書)。したがって、広告に、特定の場合や一定の条件でのみ返品に応じると記載していたり、あるいは、一切返品には応じないと記載してあれば、特定商取引法上のクーリングオフの権利はなくなる。

(2) 中国の改正案

インターネットショッピングを含む通信販売において、消費者に商品受領日から 7 日間の返品権を定めたこと(草案 28 条)は、適切であり、日本におけるより消費者保護に手厚い。

6 プラットホーム事業者の責任

(1) 日本の現状

ショッピングモール事業者やオークションサイト事業者などのプラットフォーム事業者の責任を定めた法律はない。これらの事業者の責任の有無は、民法の債務不履行や不法行為の規定の解釈に委ねられている。

ショッピングモール事業者やオークションサイト事業者は、自己を販売者であると誤解させるような表示をしていた場合、出店者や出品者が詐欺を行うつもりであることを認識していた場合、特別の推奨をしている場合などの例外的場合を除いて、売買契約に伴うト

ラブルについての責任を負わないのが原則である。

最近、ショッピングモールで出店者が第三者の商標権を侵害する商品を販売していたという事案で、知的財産高等裁判所は、「ウェブページの運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、運営システムの提供・出店者からの出店申込みの許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって、その者が出店者による商標権侵害があることを知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、上記期間経過後から商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができる」との判断を示している（チュッパチャップス事件、知財高裁 2012 年 2 月 14 日判決）。

（２）中国の改正案

インターネット上の取引の際のプラットフォーム提供者の責任を定めること（草案 43 条）は適切であるが、「プラットフォーム提供者」の定義を明らかにしておく必要があるように思われる。また、プラットフォーム提供者が販売者、サービス提供者に代わって損害賠償責任を負う場合の要件である「販売者、サービス提供者がもうそのプラットフォームを利用しない場合」とは、具体的にはどのような場合をいうのか。当該プラットフォームを利用していないが、別のプラットフォームを利用している場合や実在の店舗で営業している場合も含むのか、それとも、販売者、サービス提供者が所在不明になり、消費者が連絡をとれなくなった場合のみを意味しているのか？

7 詐欺的商法と発信者情報の開示請求

（１）日本の現状

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）は、インターネット上で権利侵害情報が発信されている場合において、プロバイダがある措置をとった、あるいはとらなかった場合におけるプロバイダの被害者及び発信者に対する損害賠償責任を制限するとともに、プロバイダに対して発信者情報の開示を請求する権利を被害者に与えている。

しかし、この法律による発信者情報の開示請求制度は、「情報の流通」自体が権利侵害にあたる場合、すなわち名誉毀損や著作権侵害、商標権侵害の場合にのみ適用されるので、インターネット上の詐欺的商法の加害者の正体を暴くためには利用できない。

（２）中国の改正案

この問題については、提案がない。

8 インターネットバンキングの不正利用からの保護

（１）日本の現状

偽造キャッシュカードや盗難キャッシュカードによる銀行預金の不正払戻被害の増大に

対処するために、2005年に、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預金者保護法）が制定された。

この法律は、インターネットバンキングの場合に、他人にパスワード等を詐取されて不正に送金された場合には適用されないが、銀行業界が自発的に、預金者保護法とほぼ同じレベルの保護を預金者に与えている。

（2）中国の改正案

この問題については、提案がない。

9 事業者への金銭的制裁の強化

インターネット取引における消費者保護特有の問題ではないが、中国の改正案が次のような点で、事業者の不当な収益を吐き出させる仕組みを強化しようとしている点は、大いに評価できる。このような点は、まだ日本の消費者保護法制に欠けている点であり、この改正が実現すると、中国消費者権益保護法は、日本法の先を行くものとなろう。

まず、詐欺行為の場合の懲罰的損害賠償の額を価格の2倍から3倍に引き上げるとともに、追加賠償額が500元に満たない場合は500元とするとされる（草案54条1項）。さらに、商品またはサービスに欠陥があることを知りながら、これを詐欺行為によって提供し、消費者に生命・健康上の損害が生じた場合は、被害者は実損害額の2倍以下の額の損害賠償を請求できることとされる（草案54条2項）。

提供する商品またはサービスの提供が人身、財産の安全保障の要求に適合しない場合や偽物を混ぜたり、偽物を本物と言ってだましたり、悪い品を良品と偽ったり、不合格商品を合格商品と偽った場合に、工商行政管理機関は、違法所得の没収、違法所得の倍以上10倍以下の制裁金、違法所得がない場合は50万元以下の制裁金を課することができる（草案55条）。

～ 出張報告 ～

ベトナム・ラオス・カンボジア出張報告

国際協力部教官
須田 大

第1 はじめに

法務省による法制度整備支援活動は、当時、市場経済化への移行に際して法制度整備を急務と位置付けたベトナムから支援要請を受け、1994年にベトナム司法省幹部職員に対する国別研修を実施したことに始まった。その後、1996年には当時の国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構（JICA））による法整備支援プロジェクトが開始され、法務省法務総合研究所は、JICA その他の関係者と緊密に連携し、大学などの他の関係機関とも協力しながら、国内研修、現地におけるセミナー開催、長期専門家の派遣などを行い、プロジェクトの実施を積極的にサポートしてきた。また、ベトナム最高人民検察院との間では専門家交換を行い、相互の司法制度に対する理解を深めるとともに、プロジェクトの遂行に必要な知識の獲得等を行ってきた。このような法務省によるベトナムに対する法制度整備支援活動は、民法や民事訴訟法といった基本法令の制定や執務マニュアルの作成など着実に成果を上げており、その活動期間も今年で約20年を迎えた。

そのような中、2012年末、ベトナム司法省から、2013年が日越友好協力関係40周年であることを記念し、法務省法務総合研究所長及びその職員を招へいしたいとの打診があった。これを受けて、司法省を始めとするベトナム側の関係機関の協力があって法制度整備支援活動が順調に進んでいることに対し感謝の気持ちを伝えるとともに、引き続いての協力を要請するため、酒井邦彦法務総合研究所長が、ベ

トナムを訪問することとなった。

そして、ベトナム同様、法務省法務総合研究所は、1996年から開始されたカンボジア、1998年から開始されたラオスでの各法制度整備支援にも、JICA等の関係機関と連携協力しながら、国内研修、現地におけるセミナー開催、長期専門家の派遣などを行ってきたので、この機会に、酒井所長が、ベトナム、カンボジア、ラオスの3か国に赴き、各国の関係機関を訪問することとし、これに小職も同行したものである。

第2 日程

2013年8月25日から同年9月4日まで（移動日を含む）。

《ベトナム訪問》

- 8月26日 司法省訪問
表彰式参加
4カウンターパート機関とのワークショップ参加
最高人民裁判所訪問
ベトナム弁護士連合会訪問
- 8月27日 最高人民検察院訪問
ハイフォン市人民検察院訪問
- 8月28日 JICAベトナム事務所訪問
在ベトナム日本国大使館訪問

《ラオス訪問》

- 8月29日 司法省訪問
ラオス国立大学訪問

8月30日 最高人民検察院訪問
最高人民裁判所訪問
JICA ラオス事務所訪問
在ラオス日本国大使館訪問

《カンボジア訪問》

9月2日 カンボジア弁護士会訪問
王立法律経済大学訪問
JICA カンボジア事務所訪問
9月3日 王立司法学院訪問
司法省訪問
在カンボジア日本国大使館訪問

第3 各国での状況等

今回の出張で訪問した3か国では、前記日程記載のとおり、各国で実施している JICA プロジェクトのカウンターパート機関等への訪問のほか、日本国大使館や現地 JICA 事務所の訪問を行った。

以下、各国でのプログラムの中で印象に残ったことを紹介したい。

1 ベトナム

(1) 司法省訪問

ハ・フン・クオン司法大臣を表敬訪問し、クオン大臣から日本の支援・協力に対する感謝の言葉と今後も支援協力を継続してもらいたいとの強い希望が述べられ、酒井所長も、これまでの法制度整備支援活動への協力に対する感謝の気持ちを述べ、今後も日越間で共に学び、情報を共有し、発展していくことを希望しており、そのために法務省は尽力すると応じるなど、協力関係を更に強化していく旨が確認された。

また、これまでの法務総合研究所の活動が「日越両国間の研修、効果的な法令の起草に関する協りに積極的に貢献し、ベトナムの司法界の発展に寄与した」との高い評価を受け、法務総合研究所に対し、クオン大臣から表彰状が贈呈された。

そして、約3年6か月間にわたり長期専門家と

してベトナムに派遣され支援協力活動を精力的に行い、ベトナム側から高い評価と信頼を得てきた西岡剛長期専門家（現名古屋地方検察庁検事）に対しても、その功績を称えて司法事業記念勲章が授与された。

この後、場所を移して、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の各代表者とのワークショップが行われ、いずれの代表者からも、日本の支援・協力活動により大きな成果が得られていること、そのことに対する感謝の気持ち、長期専門家の熱心な活動に対する賛辞などが述べられた。



クオン大臣（右）から表彰状贈呈

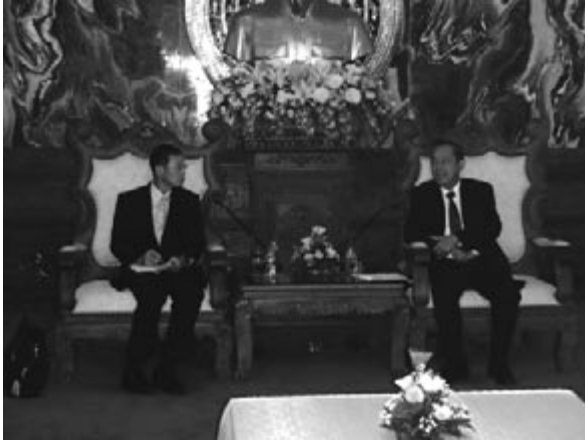


授与後、クオン大臣と握手する西岡前長期専門家（左）

(2) 最高人民裁判所

チュオン・ホア・ビン長官を表敬訪問し、ビン長官からは、本邦研修や専門家の派遣等により実用性の高い成果が得られている旨、日本の法制度

整備支援を高く評価する言葉を頂き、酒井所長も、法制度整備支援を通じて日越の協力関係を推し進めアジアに法の支配が行き渡るように共に協力していきたいと述べた。



ビン長官(右)との会談

(3) ベトナム弁護士連合会

レ・トゥック・アイン会長を表敬訪問し、アイン会長からは、ベトナム弁護士連合会がベトナムの司法制度改革に積極的に関与しており、弁護士の増加、質の向上に努力していることに加え、引き続き日本の支援をお願いしたいとの希望が述べられた。酒井所長は、正義の実現には法曹三者がみな力をつける必要があり、貴会の取組はすばらしいと応じ、日本の法務省としてできるだけ協力していきたいなどと述べた。



アイン会長と握手する酒井所長(右)

(4) 最高人民検察院

最高人民検察院では、チャン・コン・ファン副長官を表敬訪問した。

今回の訪問直前である8月4日から8日までの間、最高人民検察院のグエン・ホア・ビン長官一行が来日し、法務総合研究所訪問、谷垣禎一法務大臣表敬、小津博司検事総長表敬などを行い、日本の法務・検察との関係を親密にしていたため、外国出張中で不在の長官に代わってファン副長官から、これまでの支援協力活動に対する感謝の言葉に加えて、日本訪問から帰国したグエン・ホア・ビン長官も日越の検察の交流を深めていきたいとベトナム国内の関係機関に対して表明したとの話があった。



ファン副長官(右)との会談

(5) ハイフォン市人民検察院

ハイフォン市人民検察院では、グエン・ティ・ラン副長官、ブイ・ダン・ズン副長官を始めとするメンバーと会談した。ハイフォン市は、ベトナムに5つある直轄市の一つでありベトナム北部沿岸部の経済の中心地である。ハイフォン市は、現行プロジェクトにおける人民検察院の活動地区に指定されており、2012年12月に実施した本邦研修にも同検察院から6名が参加している。会談では、両副長官の話から、現行プロジェクトや本邦研修が非常に役立っていること、本邦研修での模擬裁判の経験を生かして、近々、同検察院内で模

擬裁判を行う予定であることなどが明らかになり、研修での体験が活用されていることを知ることができた。



ハイフォン市検察院のメンバーと記念撮影

2 ラオス

(1) 司法省

司法省では、チャルーン・イヤパオフ司法大臣を表敬訪問した。

チャルーン大臣は、日本の支援協力活動に対する感謝の気持ち、活動継続に対する強い希望を述べられたほか、ラオスが多数の少数民族を抱えており法の普及の困難性に直面していること、法教育の重要性や法の支配の重要性などにつき熱く語られた。



チャルーン大臣（右）との会談

(2) ラオス国立大学

ラオス国立大学では、スッコンセーン・サイニャルト学長を表敬訪問した。

スッコンセーン学長は、ラオスでは法学教育を抜本的に改革している最中であり、特に、指導者の質の向上、カリキュラム全体や教育サービス全体の質の向上に配慮した教育システムとカリキュラムの改革を実施しているなどと語り、酒井所長も、確固たる方針に基づき教育の抜本改革を実行されていることに敬意を表すると応じた。

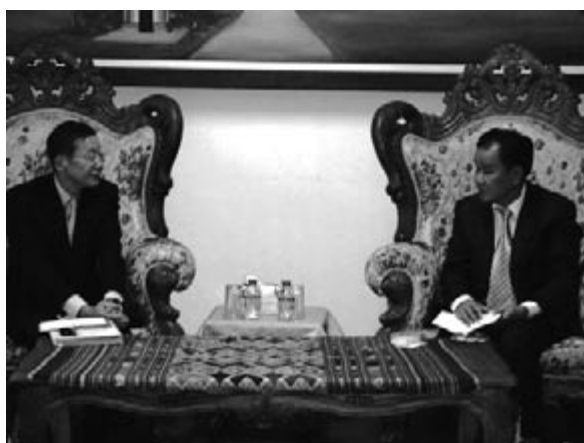


スッコンセーン学長（右）との会談

(3) 最高人民検察院

最高人民検察院では、ランシー・シィブンファン副長官を表敬訪問した。

ラオスで実施している現行プロジェクトのオフィスは、最高人民検察院の施設内に設置されているところ、ランシー副長官は、副長官御自身が同オフィスに足を向けて長期専門家に質問するなどして活用しているなどという例を挙げて感謝の気持ちを述べられた。ラオスにおいても長期専門家



ランシー副長官（右）との会談

がカウンターパート機関から多大な信頼を勝ち得ていることを実感した。

(4) 最高人民裁判所

最高人民裁判所では、カンパン・シッティダンパー長官を表敬訪問した。

カンパン長官は、2012年の民事訴訟法・刑事訴訟法改正後、JICAの支援により速やかに法律を印刷して全国の裁判所に配布して研修を行うことができたことが国会で高い評価を受けたというエピソードなどを例に挙げ、JICAを主体とする現行プロジェクトへの感謝の気持ちを述べられた。



最高人民裁判所のメンバーと記念撮影
(右から4番目がカンパン長官、左から3番目が伊藤浩之長期専門家、同4番目が中村憲一長期専門家)

3 カンボジア

(1) カンボジア弁護士会

カンボジア弁護士会では、ブン・ホン会長を表敬訪問した。

カンボジア弁護士会の事務所となっている建物は、日本の支援により建設されたもので、建物の半分にはクメールルージュ裁判の資料が保管されているとのことであった。ホン会長の話では、1995年に発足したカンボジア弁護士会は発足時の会員数がわずか30名だったが、今では855名(のうち正規の弁護士は690名とのこと)にまで増えたとの話題があり、カンボジア法曹界の発展の一面をうかがい知ることができた。



弁護士会の建物前で記念撮影
(左から3番目がホン会長、一番右が嶋貫賢男長期専門家、右から2番目が松原禎夫長期専門家)

(2) 王立法律経済大学

王立法律経済大学では、ルイ・チャンナ学長を表敬訪問した。

チャンナ学長からは、カンボジア国内でのワーキンググループによる活動と本邦研修とを上手く取り混ぜて人材育成を行うという現行プロジェクトの手法に対して高い評価を受けるとともに、現行プロジェクトが発展するように学長として協力する旨心強い言葉を頂いた。

また、王立法律経済大学内には、法務総合研究所国際協力部が緊密に連携をとっている名古屋大学の日本法教育センターの施設があり、同センターの施設見学も行った。



チャンナ学長(右)と酒井所長

(3) 王立司法学院

王立司法学院では、チョーン・プルロン学院長を表敬訪問した。

王立司法学院では、裁判官や検察官の養成教育などを行っているところ、プルロン学院長は、継続的な人材育成を目下の目標としており、同学院を卒業した裁判官・検察官らが再び同学院で教育を受けられるようにすることを計画していること、そのために同学院の教官のレベルアップを図る必要があることなどを述べられた。



会談後、学院長（右端）と握手する酒井所長

(4) 司法省

司法省では、アン・ヴォン・ワッタナ大臣を表敬訪問した。

会談の中、ワッタナ大臣からは、日本の専門家がカンボジアの民法と民事訴訟法の起草支援を行うに当たり、カンボジアの文化・社会まで踏み込



ワッタナ大臣（右端）との会談

んで理解し、カンボジア側の需要を聞き入れ、真にカンボジアのためになる法律を起草してくれたとの感謝の言葉があり、酒井所長も、国の根幹となる民法・民事訴訟法を共に研究して起草したことは日本にとっても役立つ貴重な経験であったと応じた。

第4 終わりに

今回、酒井所長と共に、法務省が携わる法制度整備支援の主要国といえるベトナム・ラオス・カンボジアの3か国を訪問し、それぞれの国で行われている JICA プロジェクトのカウンターパート機関を訪問してお話を伺い、いずれの機関からも、支援内容と成果に対して非常に高い評価の言葉を頂いた。そして、その高い評価は、法務省が法制度整備支援を行うに当たって心に留めていること、すなわち、相手国の主体性・自主性というオーナーシップを尊重し、相手国の歴史、文化、社会に適合したテーラーメイドの法制度を整備すること、その法制度が機能するために法制度の執行と運用のための体制整備や法律家の人材育成なども行うことを支援協力活動の中で実践していることに対して向けられたものであり、我々の売りとするところを十分に理解してもらえていることを実感した。また、同時に、支援協力活動の相手方である各国のカウンターパート機関が、自らの国の法制度が抱える問題点を真摯に受け止め、それを解決するための方策を自らの手で考え出そうとひたむきに努力し主体的に活動を行っていることも肌身に感じる事ができた。

法務省が行う法制度整備支援の売りとするところを十分に理解してくれた上で、パートナーとして一緒に協力して活動を続けているのであるから、ベトナム・ラオス・カンボジアにおいては、今後もめざましい成果をあげていくことができるものと確信し、そのための全面的な協力を今後も続けることを改めて決意した次第である。

最後になるが、今回の出張に当たっては、各カウンターパート機関との調整等の関係で3か国のJICA事務所の方には多大なお力添えを頂き、プロジェクト・オフィスの方々、日本国大使館の方々、JICA、外務省の方々にも各種の御協力を賜った。特にラオスでは、日本国大使館の儀正人公使及び浅田義教氏に、カンボジアではJICAカンボジアの平田仁次長（現JICA本部財務部次長）に、一部のプログラムに同行いただき、御協力いただいた。また、3か国の長期専門家の方々には現地活動の具体的な情報を教えていただくとともにプログラムに同行していただいた。そしてVU THI HONG MINH氏、川村仁氏、山崎幸恵氏には長時間にわたり通訳の労を執っていただいた。御協力いただいた多数の関係者の方々に改めて御礼を申し上げたい。

以 上

～ 出張報告 ～

ネパール裁判所プロジェクト（事件管理及び司法調停）のご紹介 ～同プロジェクト詳細計画策定調査の出張報告を兼ねて

国際協力部教官

三浦康子

第1 はじめに

2013年9月、ネパール最高裁判所を実施機関とする新しいプロジェクトが開始されました。正式名称は「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」ですが、「ネパール裁判所プロジェクト」、「ネパール新プロジェクト」などといった略称を用いることが多くなっています。

本プロジェクトについてご説明する前に、ネパールの現状や、これまでの法整備支援の経過について簡単に整理したいと思います。

第2 ネパールとその現状

ネパール（正式国名はネパール連邦民主共和国）は、東部、西部、南部はインドと、北部は中国チベット自治区と国境を接する細長い国で、北部にエベレストを擁するヒマラヤ山脈が存在することでも有名です。このような地理的条件や、他民族国家であること、それと人口の多くを占めるヒンズー教のカースト制度などが絡み合って、非常に複雑な社会構造となっています。

そのような背景の下、1996年からマオイストが武装闘争を開始し、2006年の包括的和平合意が成立するまでの10年間、内戦状態が続きました。内戦収束後、暫定憲法の下で行われた2008年の制憲議会選挙の結果、マオイストが第一党となり、同年5月の制憲議会で王制が廃止され、連邦民主共和制への移行

が宣言されました。その後、憲法制定作業が行われましたが、政党間の対立により作業は停滞し、4度にわたる任期延長も実らず、2012年5月に任期満了で制憲議会は解散しました。

2013年3月に、キル・ラージ・レグミ最高裁判所長官を首班とする選挙管理内閣が発足し、現在、11月19日に制憲議会選挙を実施するべく、政党間の調整が進められています。

第3 ネパールに対する法整備支援の経過

ネパールでは、憲法制定作業と並行して、基本法の整備についても検討が進められました。基本法に関しては、約150年前に制定された、民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂するムルキアイン法典が、現在でも効力を有していますが、国際水準から立ち遅れたものとなっています。ネパール政府は、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に分割して改正することとし、草案の作成を開始しました。

このうち、民法改正について、日本の民法が参考とされたことなどから、ネパール政府は日本に対して支援を要請しました。この要請に応じて、2009年4月1日から2012年3月30日までJICA国別研修「民法及び関連法セミナー」、同年4月1日から2013年3月30日までは国別研修「民法解説書」が実施され、ネパール側の起草した民法改正草案や民法解説

書に日本側がコメントを付す形で、支援が行われました。現在は、同年4月1日から2014年3月30日までを期間とする国別研修「民法関連法」が実施されています。国際協力部は、本邦研修の実施やアドバイザーグループ会合への参加といった形で、これらに協力しているほか、法務省独自の協力として、検察官らを招へいして共同研究も実施しています。

2010年7月からは、法整備支援アドバイザーとして平井克宗弁護士が派遣され、上記研修のサポートを行うとともに、日本の支援が必要であり、かつ日本として効果的な支援が可能な分野の発掘に努めました。

発掘の結果浮上した分野が、本プロジェクトで対象とする裁判所の事件管理制度及び司法調停になります。

第4 本プロジェクトの背景

ネパールの最高裁判所は、現在実施中の第2次5か年計画において、12の課題分野を設定し、各分野について実施委員会を設置して、司法改革に取り組んでいます。

ところが、2012年6月の調査結果によれば、ネパールの裁判所が1年間に受理した事件に対する終結事件の割合は40パーセント強に止まり、結審に3年以上を要する事件の割合が全体の40パーセントに上るなど、ネパールの裁判所における訴訟遅延の問題は極めて深刻な状況にあります。訴訟が迅速に解決されないことは、司法制度への信頼を低下させる要因となります。

この課題に対して、ネパール最高裁判所は、強いリーダーシップの下、カレンダーシステムの導入、ガイドラインの作成などの事件管理改革や、全ての裁判所に調停センターを設置するといった司法調停制度の改善など、積極的な取り組みを行っています。

「事件管理制度の改善」、「司法調停による紛争解決の促進」は、いずれも上記の第2次5か年計画で課

題分野とされているものです。

思い起こせば、日本でも、「思い出の事件を裁く最高裁」という小泉総理（当時）の句が示すとおり、訴訟遅延が大きな問題とされ、裁判の迅速化に関する法律が成立し、民事では計画的に審理を行う取り組みがなされ、刑事でも公判前整理手続が導入されるなど、積極的な取り組みがなされてきました。少しさかのぼりますと、旧民事訴訟法下では、弁論兼和解という手段が現場の裁判官により生み出され、それが法律上整備されて、現在の弁論準備手続の導入につながっています。このような日本の経験は、ネパールの事件管理制度の改善に生かすことができるはずで

す。司法調停についても、日本では1922年に借地借家法に基づく借地借家調停が始まって以来、90年の歴史を誇り、調停委員への研修についても、各地の裁判所において様々な工夫がなされています。

そこで、平井弁護士は、これらの2分野を、日本が支援を行うに適切な分野として特定しました。

第5 ケースマネジメントセミナー

上記のような背景の下、2012年4月1日から2013年3月30日まで、国別研修「ケースマネジメントセミナー」が実施され、2012年9月に本邦研修が行われました。当職も、同研修の前半部分に参加し、日本の民事訴訟手続や民事簡易手続について説明する機会を得ました。日本では相当高い割合の事件が和解で解決されていることについて、衝撃を持って受け止められたことが、強く印象に残っています。

同研修には、最高裁判所判事2名を含む10名の裁判官や裁判所職員が参加し、日本の司法制度の概要や裁判の迅速化への取り組みについて、理解を深めました。

第6 本プロジェクトの概要

2013年3月13日から3月22日まで、本プロジェ

クトの詳細計画策定調査が行われ、当職も調査団員として参加しました（ただし、調査団では、首都カトマンズ以外に、ポカラ、タラフといった地方においても調査を行ったのですが、当職はカトマンズでの調査のみへの参加となりました。）。

この調査における最高裁判所をはじめとする関係機関との協議により、本プロジェクトの概要がまとまりました。

期間については、長期派遣専門家が派遣される2013年9月から2017年3月までの3年7か月間となりました。

実施体制の中核となるのは、「刑事事件管理」、「民事事件管理」、「司法調停」の3つのワーキング・グループです。それぞれのワーキング・グループには、裁判官のみならず、ステークホルダーである弁護士や検察官などの参加も得ることで、異なる立場からの意見を取り入れることができ、かつ、ワーキング・グループの議論の成果を円滑に実務に導入することができるように工夫がされています。また、各ワーキング・グループを、担当の最高裁判所判事がスーパーバイズすることについて、最高裁判所の了解を得ることができました。複数の最高裁判所判事が積極的に関与するプロジェクトというのは、非常に珍しいように思われます。

日本側は、弁護士1名、業務調整1名の合計2名の長期派遣専門家がサポートをするほか、法整備支援アドバイザーも司法調停分野を中心に関与することになっています。国内のアドバイザリーグループも構成され、3分野それぞれについてアドバイスを行うことが予定されています。

第7 調査の所感と本プロジェクトの見通し

上記第4で記載したとおり、ネパール最高裁判所はドナーに依存するのではなく、自ら積極的に改革に取り組んでいます。元々、ネパールの最高裁判所は他の司法関係機関から一目置かれる存在であり、

公平性についても評価を得ているようです。レグミ長官が選挙管理内閣の首班に指名されたのは、それを象徴する出来事と言えるでしょう。

現在、最高裁判事は長官代理であるシャルマ判事を含めて5名となっています（レグミ長官を除く）。本来15名が定員であることを考えると、相当ご多忙であるはずなのですが、調査の際には5名全員が表敬に応じてくださいました。

このような、最高裁判所のオーナーシップの高さと、本プロジェクトに対する期待の高さは、強く印象に残っています。

もっとも、肝心なのは本プロジェクトを通じて具体的にどのような改革がなされるかです。これについて、今後、各ワーキング・グループにおいて協議がなされることとなります。事件管理については、簡単な事件について速やかに判断がなされるようなファーストトラックシステムの導入や、争点整理の充実、司法調停については、調停人の研修の強化などが想定されます。

詳細計画策定調査では、裁判所を訪問し、法廷傍聴や意見交換を行う機会があったのですが、今後の活動に当たって注意が必要になると思われたのは、次の点です。

まず、「公平らしさ」を非常に重視している点です。象徴的だったのは、裁判官が法廷において記録を閲読している光景です。裁判官室ではなく、公開の法廷の場で読む必要があると考えられているようです。また、事件の配点方法は裁判所によって様々なのですが、1期日毎、或いは毎月抽選により配点を行っているところが多いようでした。

この「公平らしさ」という発想自体は、日本の裁判官も少なからず持っているところですが、記録を事前に読むことによってそれが損なわれるという感覚には、なかなか理解し難い部分があります。記録を熟読して審理に臨むことにより、効率的な審理を行うことが可能になり、当事者の信頼を得ることも

できるという感覚の方が強くあります。ネパールの裁判官にとって、法廷での記録閲読がどうしても譲ることのできない部分なのか、それとも効率性を考慮して伝統を変えることができるのか、今後の議論に注目したいと考えています。

2点目ですが、1点目とも関わる部分ですが、裁判官の役割として、「判断者」という部分が重視されているように感じられました。裁判官はあくまでも公平な立場から判断をするべきであり、話し合いが必要になった場合には、調停人に解決を委ねるといったのが基本的な制度設計になっています。そのため、日本では、判決をする裁判官が和解を試みるのが一般的であることを説明したところ、非常に驚きを持って受け止められました。

調停人による調停にも、話した内容が判決に影響することへの懸念が少ないというメリットもあるものの、日本では、判決をする裁判官が判決の見通しを示して話し合いを促すという和解のシステムがあることが、司法調停の解決につながる面があるものと考えられます。2012年9月の本邦研修において、日本の和解成立率の高さに驚いていただいたのですが、そのような経験をネパールの裁判官にしてもらうことはできないのかと、やや不安を感じました。

ところが、平井弁護士によれば、積極的に自ら和解に取り組んでいる裁判官もおり、法的な根拠もあるということです。つまり、ネパールの大多数の裁判官が和解を行っていないのは、そのような習慣がないからであり、不可能ということではないようなのです。

最終的に、和解という手法が多く、ネパールの裁判官や当事者に受け入れられるのかどうかは分かりませんが、このような革新的な取り組みについての情報を広く収集し、徹底的に議論をすること自体に意味があるものと考えられます。

3点目は、個々の裁判官や裁判所職員による取り組みが、各地で行われているものと考えられる点で

す。調査で実際に認識することができたのは、司法調停が順調に実施されている裁判所の担当者が、積極的に広報活動を行って、弁護士等の関係者に調停のプロセスを理解してもらうような工夫を行っていることです。このような個別の取り組みをうまく吸い上げ、ワーキング・グループにおいて議論の題材とすることが重要と考えられます。

このような議論について、裁判官のみならず、弁護士や検察官なども参加することのできるワーキング・グループの仕組みを取り入れることができたのは、本プロジェクトの強みになるものと思われれます。裁判所のみが一生懸命に旗を振っても、当事者の理解が得られなければ制度はうまく機能しません。最高裁判所が独自に行っている取り組みでは、この点の配慮が余り十分ではないという声も他の司法関係機関からは耳にしました。調査で訪問した法務長官府やネパール弁護士会などの他の司法関係機関は、いずれも本プロジェクトが裁判所関係者以外の声にも耳を傾けることについて、好意的であり、積極的に協力していただけることになりました。

第8 終わりに

本年12月に、本プロジェクト最初の本邦研修が実施される予定です。開始後間もない時期に行われることになったのは、早期に日本の裁判実務を目の当たりにすることにより、各自が今後の議論の方向性についてイメージを持つことができるのではないかとこの考慮に基づくものです。

当職は、昨年に続き2度目の参加となりますが、詳細計画策定調査で得たネパールについての知識等を生かして、より実りのある研修とすることができるよう工夫したいと考えています。

本プロジェクトを通じて、ネパールの訴訟遅延が解消に向かい、司法制度の信頼性がより一層高まることを期待しています。

以上

～ 出張報告 ～

カンボジア運営指導調査

国際協力部教官

辻 保彦

法務省からの出張者

法務総合研究所国際協力部教官 辻 保彦

法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門統括国際協力専門官 小林 宏治

他機関からの出張者

JICA 産業開発・公共政策部法・司法課課長 子浦 陽一（団長）

JICA 国際協力専門員 佐藤 直史

JICA 産業開発・公共政策部法・司法課 金田 雅之

調査期間

2013年9月16日から同月20日まで（移動日は除く）

1 カンボジアに対する法整備支援の経緯

我が国は、カンボジア政府からの要請を受け、ベトナムに次ぐ二番目の対象国として1990年代にカンボジアに対する法整備支援を開始し、1999年からは、JICAの法整備支援プロジェクトの枠組みで、同国司法省に対する民法及び民事訴訟法の起草支援を本格化させた。その結果、2006年に民事訴訟法が成立し、2007年に適用された。民法については、2007年に成立した後、しばらく適用が見送られていたが、2011年12月に適用となった。なお、適用とは日本でいう施行の意味である。そのようにして、2012年3月末の時点で、民事関係法令の起草支援はほぼ完了し、残すは不動産登記共同省令の起草のみとなった。

そのような司法省に対する法令起草支援と並行して、2005年から、王立裁判官検察官養成校（RSJP）を対象として、人材育成支援も開始された。そこでは、将来の自律的な運営を目指し、教官候補生と呼

ばれる成績優秀者に対し、民法及び民事訴訟法に関する教育を集中的に施すという手法が取られた。

また、日本弁護士連合会とJICAの協力により、カンボジア弁護士会（BAKC）に対する人材育成等の支援も実施されてきた。

そのようにカンボジアでは、司法省、RSJP、BAKCに対する個別の支援が並行して行われてきたのであるが、2012年4月からは、これらの3機関のほかに王立法律経済大学（RULE）も対象機関に加えた合計4機関を対象に、民事関連の人材育成の合同プロジェクトがスタートした¹。このプロジェクトでは、日本から派遣された検事・裁判官・弁護士出身の長期専門家を中心として、各対象機関ごとに毎週1回ワーキング・グループ（WG）つまり勉強会を実施

¹ このプロジェクトでは、RSJPに代わり、その上位機関である王立司法学院（RAJP）が対象機関となった。RAJPは、RSJPの他に書記官養成校・執行官養成校・公証人養成校を傘下に置いているが、日本の主な支援対象はRSJPのみであるから、支援実態は従前と変わらない。

し、民事関連の法解釈・運用能力の向上を目指している。また、年間に数回程度、各対象機関のWGのメンバーが集まってジョイント・ワーキング・グループ(JWG)を開催し、それぞれの活動の成果を発表して知識を共有している。

2 本調査の目的

現行プロジェクト開始から2年目を迎えた今年、プロジェクトの活動状況を調査し、長期専門家に対して今後の活動に向けての助言を行うことを主たる目的として実施されたのが、今回の運営指導調査である。JICA 産業開発公共政策部・法司法課の子浦課長を団長とし、当部からは本職が調査団員として、小林統括国際協力専門官が随員として参加した。



プノンペン市内

3 調査結果

各対象機関のWGを訪問して実際の活動風景を見学した。本職は、BAKC以外のWGを見学したが、いずれのWGでも講師である長期専門家が一方的にしゃべるのではなく、参加者の対話形式で進められており、参加者は積極的に発言をして議論しており、熱意あふれる雰囲気であった。司法省のWGでは、詐欺取消しにおける取消後の第三者の論点がテーマとして取り上げられており、「善意の第三者」「悪意の第三者」といった言葉が頻繁に交わされていた。日本では、善意の中には善意無過失、善意軽過失、善意重過失の3通りがあるわけであるが、WGの参

加者の一人から、「善意なのに過失があるというのは、しっくりこない。善意といえば、善意無過失の状態を想定してしまう。」という意見が寄せられ、他の参加者も同じ感想を抱いている様子であった。おそらく、善意という民法の条文の文言が、「善良な心」というニュアンスのクメール語に翻訳されていることが原因ではないかと推測された。そこで、日本人の長期専門家が、善意・悪意という言葉を知・知という言葉に置き換えて説明していた。現行プロジェクトでは、WGで議論されたことをまとめて教材を作成することになっているが、先ほどの善意・悪意の点などは、カンボジア人であれば誰でも疑問に思う点であるから、教材に掲載して広く知識を共有するのは有為である。このようにWGは、日本側が気付いていない問題点の抽出にも役立っている。



司法省のWG

WGを見学した際に、参加者からWGの感想などを聴取した。参加者からは、抽象的に制度を勉強するだけでなく、事例を用いて当該制度が機能する場面を具体的に考える思考方法が画期的であるとの意見が多かった。WGの中だけでなく、職場での同僚の議論の際にも、WGで習得した事例を用いた思考方法が役立っているとのことである。RULEのWGメンバーである教授の方々も、大学で学生たちに講義をする際に、WGで行っている事例を用いた講義の方式を取り入れているとのことで、WGの活動成果が、民法・民事訴訟法の知識の習得にとどまらず、参加者の本来業務の領域にも波及している様子が見



RULE の WG

受けられた。

前述のとおり、現行プロジェクトでは、年に数回、対象4機関のWGのメンバーが集まってJWGを開催することになっており、既に数回のJWGが開催されており、各WGのメンバーが日頃の活動の成果をプレゼン形式で発表している。JWGは、他機関のWGの発表を聞くことができる良い機会であり、日頃のWG活動を続ける上で良い刺激になっているとのことである。

以上のとおり、カンボジアの現行プロジェクトは現在のところ非常に円滑かつ効果的に運用されており、着実に成果が上がっているが、これはひとえに現地で活躍中の長期専門家の方々、JICAカンボジア事務所の方々及びカンボジア側関係者の方々が、良好な協力関係を維持しながら日々尽力されているためである。当部としても、本邦研修の受入れ業務を中心に、今後もカンボジアの現行プロジェクトを全面的にサポートしていきたい。



RAJP の校舎



RAJP の WG

～ 国際研究 ～

日越司法制度共同研究

～ベトナム最高人民検察院長官初来日～

国際協力部教官（現 JICA 長期派遣専門家）

松 本 剛

第1 背景

法務総合研究所は、平成6年にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、平成8年に国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構（JICA））が法整備支援プロジェクトを立ち上げた後は、同プロジェクトを主な舞台として同国に対する支援を継続してきた。

ベトナム最高人民検察院（SPP）は、平成11年以降、同プロジェクトの主要カウンターパートの一つとして同研究所と関係を有する機関であるが、検察官出身の長期専門家がSPP関係の業務を担当していたことや、平成12年以降、同研究所が独自にSPPとの間で研究員を派遣し合う交換プログラムを継続してきたこともあって、同研究所、ひいては我が国の法務・検察とは密接な関係にある。

そのような中、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）の事務所を通じて、SPPのグエン・ホア・ビン長官が訪日を希望している旨の情報がもたらされた。ビン長官は、「外交関係樹立40周年の記念の年を迎え、従前の日本側の支援に深く感謝するとともに、今後の協力の在り方等について率直な意見交換がしたい。」旨の意向とのことであった。

平成25年は、日本とベトナムの二国間関係において、日本ベトナム外交関係樹立40周年及び日・ASEAN友好協力40周年という二重の意味での記念年に当たり、司法・法律分野においても交流を深め

る絶好の機会である。このような機会に、ベトナム司法界の要人であるビン長官を招へいし、法務大臣や検事総長を含む我が国の司法関係者との直接対話を求めるとともに、日越司法制度の比較研究に従事してもらうことは、両国の司法・法律分野における一般的な友好関係の深化につながることはもとより、今後のベトナムに対する法整備支援活動について、主要カウンターパートの長との間で彼我の制度の異同点を踏まえながら直接意見交換・協議を行うことができる等といった意味で、日本側にとっても極めて有意義であると認められたことから、本共同研究を実施したものである。

なお、本共同研究は、法務総合研究所とJICAとの共催にて実施したものであり、ビン長官のほか、JICA本邦研修員6名も参加した。

第2 日程及び概要等

1 日程

平成25年8月3日（土）から8月8日（木）まで
（詳細は別添日程表参照）

2 参加者

グエン・ホア・ビン SPP 長官ほか6名（詳細は別添招へい者等名簿参照）

3 プログラムの概要

本共同研究は、大きく分けると法務省、検察庁及び裁判所並びに外務省及びJICA関係のプログラムからなっていた。以下、そのうちのいくつかの様子

を簡単に紹介する。

(1) 法務省関係

法務省関係では、谷垣禎一法務大臣及び酒井邦彦法務総合研究所長への表敬訪問、同研究所研修第一部及び研究部訪問、今後の協力について意見交換会等のプログラムを実施した。

法務大臣表敬時には、谷垣大臣が、国が健全な発展を遂げるためには、「法の支配」が社会に行き渡ることが重要であるが、日本とベトナム両国で「法の支配」の確立に責任を負う者同士が会って意見を交わすことは両国にとって意義深いことである旨述べたのに対し、ビン長官も、日本はベトナムにとって、経済面だけではなく、外交面・政治面でも信頼できるパートナーであり、今後、両国の司法関係が、より高いレベルに発展することを希望していると応じるなど、両国の友好協力関係を更に強化していく旨が確認された。

また、法務総合研究所研究部訪問時には、SPPが新たに「犯罪学研究センター(犯罪情報の収集・集積、調査・分析、情報発信等の機能を持つ機関となる予定)」の設立準備を進めていることを踏まえ、関隆男研究部長から同部の業務等について説明を行った上で、その機能や役割等について活発な質疑応答が行われた。

さらに、最終日に行われた今後の協力についての意見交換会でも、日越双方の出席者から忌憚のない意見が飛び交い、今後の協力の進め方に関する共通認識を構築することができた。

(2) 検察庁関係

検察庁関係では、小津博司検事総長表敬訪問、検事総長を含む最高検察庁検事との意見交換会、東京地方検察庁訪問(施設見学)等のプログラムを実施した。

検事総長表敬や意見交換会では、両国の検察トップ同士が顔を合わせるのは初めてということもあり、両国の司法制度や刑事司法の異同点、両国

における検察官の在り方や司法制度・検察制度改革等の諸点について活発な意見交換が行われるとともに、今後も両国の検察同士の交流を深めることで意見の一致を見た。

(3) 裁判所関係

裁判所関係では、小貫芳信最高裁判所判事表敬訪問や、司法研修所訪問等のプログラムを実施した。

小貫判事表敬時には、かつて小貫判事が法務総合研究所長としてベトナムの法制度整備支援に関わっていたことも踏まえ、ビン長官から、日本の支援活動により法令の整備が進み、ベトナムにおける捜査・公判等の質の向上を実現して国民からの信頼度を上げることができたなど感謝の言葉があり、また、小貫判事も、ベトナムのことはいつも気にかけており、ベトナムにおける司法制度改革が今後も首尾良く進むことを祈念している旨応じるなど、両者旧交を温め合うが如くの親密的雰囲気の中、会談が行われた。

司法研修所訪問では、我が国の司法修習制度全般についての説明を受けたほか、検察分野を例にとり、司法研修所と各地方検察庁とが連携して行っている研修メニューや修習生の指導体制等の説明を受けた上で、司法修習生に提供する研修メニューの中身等につき活発な質疑応答が行われた。

(4) 外務省及びJICA関係

外務省関係では、鈴木俊一外務副大臣への表敬訪問、JICA関係では、堂道秀明副理事長への表敬訪問が行われ、両国の「戦略的パートナーシップ」を重層的に発展させていくべきこと、経済・社会分野においてのみならず司法分野においても日越両国の関係を更に強化していくべきことが確認された。

第3 所感

ベトナムでは、2005年にベトナム共産党中央委員会政治局が発表した第48号決議「法制度整備戦略」（近代的な法治国家への転換と市場経済体制の確立を目指した2020年までのベトナム法制度及び法運用・法執行体制改善のための戦略）及び第49号決議「司法改革戦略」（2020年までのベトナム司法制度改革の戦略）に基づく司法制度改革を進めているところであるが、法務省においても、ベトナムにおける司法制度改革の努力を後押しすべく、引き続き前記ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトに全面的に協力していく方針である。SPPは、公訴権の行使や他の司法関係機関の活動の監督（民事事件・行政事件の分野も含む。）を行うほか、刑事関係法令を所管するなど強大な権能を有する国家機関であって、プロジェクト成否の鍵を握る重要なカウンターパートである。

本共同研究は、SPPと日本側関係機関との間で司法・法律分野における交流を深めることに加え、今後のベトナムに対する法整備支援活動について、意見交換・協議を行うために実施したものであるが、各プログラムを通じて、ビン長官を始めとするベトナム側参加者から、自国の司法制度改革に向けて日本が有する知見を積極的に学び取ろうという姿勢をひしひしと感じ、同時に、彼らが各所で述べる言葉から、これまで日本が行ってきた支援・協力に対して高い評価と厚い信頼を得られていることを実感することができた。また、法整備支援活動においては、支援を受ける側がいかに主体性（オーナーシップ）をもって活動を進めていくかがその成否を左右するといっても過言ではないが、ベトナムにおいては、一定の目標に向かって、SPPを始めとするカウンターパート機関が主体的に動いていることも確認することができた。このようにベトナム側が主体性をもって活動を進めている以上、ベトナムの司法制度改革の未来は明るいと思われ、我々法務省としても、

全面的に協力を続ける旨改めて決意した次第である。

第4 おわりに

本共同研究は、日本とベトナムの二国間関係にとって重要な意義を有する記念の年に、ベトナムから最高人民検察院長官を初めて我が国に招へいして実施したもので、大きな意義のあるものであった。本共同研究の実施に当たっては、最高裁判所、外務省、駐日ベトナム大使館、JICA、最高検察庁、東京地方検察庁、そして長時間にわたり通訳の労を取っていただいた大貫錦・橋本孝両氏など多数の関係機関・個人に協力していただいた。改めて、関係各位に対し、御礼を申し上げたい。

以上

日越司法制度共同研究招へい者等名簿

Joint Study on the Legal Systems of Japan and Viet Nam

1	グエン・ホア・ビン
	H.E. Dr. Nguyen Hoa Binh
	Prosecutor General of the Supreme People's Procuracy 最高人民検察院長官
2	グエン・ヴィエット・フン
	Mr. Nguyen Viet Hung
	Director of Department of General and Administrative Affairs, SPP 最高人民検察院事務局長
3	グエン・ミン・ドウック
	Mr. Nguyen Minh Duc
	Director of Personel Department, SPP 最高人民検察院人事局長
4	レ・タイン・ズオン
	Mr. Le Thanh Duong
	Director of Department of Public Prosecution and Supervision over Appeal Proceedings in Hochiminh City, SPP 最高人民検察院ホーチミン市控訴審担当(公訴権及び公判検察権行使監督)局長
5	レ・ティエン
	Mr. Le Tien
	Director of Department of International Cooperation and Mutual Legal Assistance in Criminal Matters, SPP 最高人民検察院国際協力・刑事司法共助局長
6	レ・チュン・ムウ
	Mr. Le Trung Muu
	Chief Prosecutor of People's Procuracy of Thai Binh province タイビン省人民検察院長官
7	チャン・アイン・トウアン
	Mr. Tran Anh Tuan
	Vice Director of Department of General and Administrative Affairs, Secretary of the Prosecutor General of SPP 最高人民検察院事務局副局長(長官秘書官)

【担当/Officials in charge】

教官 / Professor 松本剛 (MATSUMOTO Takeshi) , 教官 / Professor 須田大 (SUDA Hiroshi)

国際協力専門官 / Chief Administrative Staff 石原温美 (ISHIHARA Harumi) , Administrative Staff 中村秀逸 (NAKAMURA Hideitsu)

2013年度 日越司法制度共同研究 日程表

日	曜	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	泊
8 / 土 3		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> HAN NRT </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> 23:30 - 06:55(JL752) </div>										機内
8 / 日 4		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> HAN NRT </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> 23:30 - 06:55(JL752) </div>										東京
8 / 月 5		9:50 10:30 赤れんが棟 事前説明会	11:00 11:30 法総研 所長 表敬 所長室	12:00 14:00 【表敬】検事総長表敬 【昼食・意見交換】 司法制度改革の経験等につ いて 総長応接室	14:10 16:00 【施設見学】 東京地検訪問 東京地検				17:30 法務 大臣 表敬 大臣室			東京
8 / 火 6		10:00 11:30 【業務説明】研修一部 【意見交換】検察官の 研修制度について 赤れんが棟	12:00 13:30 法総研所長主催 昼食会		14:30 16:30 浦安総合センター施設見学 【業務説明】研究部 【意見交換】刑事政策研究につ いて 浦安総合センター							東京
8 / 水 7		10:00 11:30 司法研修所施設見学 【意見交換】法曹養成 について 司法研修所		12:50 14:30 昼食	15:00 16:00 最高裁判事表 敬及び施設見 学 最高裁	16:30 外務 副大臣 表敬 外務省	17:30 JICA 副理事 長表敬 JICA					東京
8 / 木 8		10:00 12:00 【意見交換】 今後の協力について 赤れんが棟	12:30 昼食							NRT 17:55 - 21:40(JL751)		

～ 国際研究 ～

ベトナム UNDP セミナー

国際協力部教官

毛利 友 哉

1 はじめに

当職は、2013年8月5日から同月6日にかけて、ベトナム中部のダナンで開催された、捜査機関・検察庁・裁判所の組織と活動をテーマとするセミナー（以下「本セミナー」という。）に出席した。

ベトナムでは、2020年までの司法改革戦略を示した2005年の共産党中央執行委員会政治局によるいわゆる49号決議¹（以下、単に「49号決議」という。）の実施に向け、裁判所等の組織再編が検討されている。この関係では、国会の司法委員会²が、各機関の組織法のドラフトを吟味する立場にあるところ、同委員会は、2013年4月に、6つの自治体（省又は直轄市）を対象として、49号決議に基づく捜査機関・検察院・裁判所の各組織法実施に関する調査を行い、同年5月に、その調査結果に関するセミナーを開催し、公安省、最高人民検察院及び最高人民裁判所の代表者らに各々の組織法に関する報告を行わせた。本セミナーは、上記セミナーに続いて、国内外の専門家から情報を収集することなどを目的として開催されたものである。

なお、本セミナーは、UNDP（国連開発計画）がベトナムにおいて2013年から3年間の計画で実施しているプロジェクト³の一つのイベントとしても

位置づけられている。同プロジェクトは、国会の委員会等との立法に関する情報提供や情報交換を強化することを目的とし、UNDP及びベトナムの国会の常務委員会⁴が、法務委員会⁵及び司法委員会と共同で実施している⁶。

本セミナーの主な参加者及びタイムテーブルは、別紙1のとおりである。当職は、米国のCharles Greenfield 弁護士とともに国外専門家としてセミナーに出席し、当職は日本の、Greenfield氏は米国の、捜査機関・検察庁・裁判所の組織と活動について発表を行った。

なお、セミナーは、英越の同時通訳を介して行われた。当職の発表内容については、別紙2を参照されたい。

以下では、冒頭に発言をされた司法委員会委員長のHien氏及びUNDP Deputy Country DirectorのBurkhanov氏の発言要旨をまず取り上げ、その後の発表及び議論については、捜査機関に関するもの、検察院に関するもの、裁判所に関するものといった形で順に報告する。

なお、本セミナーへは、JICAベトナム事務所の木

exchange of legislative information among agencies of National Assembly of Vietnam.

⁴ Standing Committee.

⁵ Committee on Law.

⁶ 詳細は、以下のホームページを参照。

<http://www.undp.org/content/vietnam/en/home/presscenter/press-releases/2013/05/07/new-project-to-enhance-exchange-of-legislative-information-among-agencies-of-the-national-assembly-of-vietnam/>

¹ 49号決議については、ICD NEWS 第28号33頁に日本語訳が掲載されている。

² Judicial Committee（Committee on Judicial Affairs又はCommittee of Justiceなどと表記されることもある。）。

³ プロジェクト名は、Strengthening the provision and

本真理子専門家に御帯同いただいたほか、準備段階においては、西岡剛専門家（当時）及び古庄順専門家から関係資料を御提供いただくなど、JICA ベトナム事務所の方々から全面的なサポートをいただいた。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

2 冒頭発言

(1) 司法委員会委員長

国会は、2013 年末に改正憲法案を承認する予定であり⁷、捜査機関・検察院・裁判所の各組織法を所管する官庁は、その後、改正憲法に基づいた法案を国会に提出する予定である。司法委員会は、上記組織法の検討準備のために、2013 年のはじめから、UNDP と提携して、捜査機関・検察院・裁判所の組織改革に関連する多くの活動を行ってきた。今回のセミナーは、より多くの情報やより深い分析を得るために開催されたものである。

(2) UNDP Deputy Country Director

法の執行を見直すことは、ベトナムの法制度及び裁判実務の一貫性を高めるとともに、国際標準との整合性を確保するという点においても、重要である。また、社会の司法に対する需要は高まってきており、司法アクセス（特に貧しい者、女性、か弱い集団の司法アクセス）を改善するための議論が望まれる。さらに、近代的で強固な司法という観点からは、当事者主義の導入・区域裁判所の設立・裁判所及び人民参審員の独立が重要である。

3 捜査機関に関して

公安省の捜査機関は、警察捜査機関と治安捜査機関とに分類されるが、前者が全捜査事件の 97 パーセントを処理している。両者を統合するか、区別を維持するかは、一つの論点である。

⁷ なお、2012 年 7 月には、グエン・スアン・フック副首相を団長とする憲法調査団が来日されている。詳細は、西岡剛「ベトナム社会主義共和国政府高官による日本国憲法調査団派遣結果報告」（ICD NEWS 第 52 号 67 頁）を参照。

治安捜査機関は、警察捜査機関と異なり、刑事捜査組織令に県級の組織に関する規定がない⁸。また、治安捜査機関には、一定の類型の犯罪で省級裁判所の管轄に属するものについて捜査権限が与えられているが、上記の類型の犯罪で県級裁判所の管轄に属するものもある。Focal point をどこにすべきかという問題も含め、県レベルの治安捜査活動の範囲が、今後の検討を要する課題である。

捜査官の選任・解任基準や手続に関しては、捜査官補の選任要件としての法律事務経験年数や捜査官の任期制を見直すことや、公安省内に治安捜査機関と警察捜査機関の各々の下の捜査官選任委員会を設立することなどの提案があった。

税関、国境警備隊、森林警備隊の関係者からは、彼らに十分な捜査権限が与えられていない旨の指摘がなされ、我が国の税関等の捜査権限について質問がなされた。また、この他の参加者から、我が国の警察の捜査権限の内容、食品安全管理を担当する機関の捜査権限、自衛隊内の捜査部門の有無、捜査の期間的制約⁹の有無についても質問がなされた。

4 検察院に関して

検察院に関しては、以下のような提言がなされた。

- ・ 上級の検察院は複雑な事件のみを、下級の検察院はその他を担当することで、組織全体としての活動効率性を高めるべきである。
- ・ 検察官の権限と責任を明確にする必要がある。現状では、ヘッド¹⁰に多くの権限が集中し、個々の検察官の権限が制約されており、これが効率的

⁸ 刑事捜査組織令 9 条は、警察捜査機関が公安省・省・県の各レベルで組織される旨規定しているのに対し、同 10 条は、治安捜査機関が公安省及び省の各レベルで組織される旨を規定するにすぎない。

⁹ ベトナムでは、刑事事件の捜査につき、一定の期間的制約がある（刑事訴訟法 119 条参照）。

¹⁰ 英訳されていた用語を、そのまま用いた。

な活動の妨げとなっている¹¹。各検察院のヘッドは原則として重要な決定のみを担当することとし、個々の検察官の権限を拡大すべきである。

- ヘッド又は上位の検察官が下位の検察官のした不合理な決定を撤回する権限は維持すべきである。また、決定の撤回がなされた場合、当該決定をした検察官の責任を明確にすべきである。
- 起訴は捜査に依存しており、検察官を捜査の核心部分に関与させるべきである。また、検察官が直接捜査に関与することもあるが、捜査権限が最高人民検察院だけでなく、省級又は県級人民検察院にも与えられていれば効率的である¹²。ただし、ホワイトカラーによる経済事犯等の重大事件は最高人民検察院の捜査部門が担当すべきである。

その後、Luu 前司法大臣から、我が国の検察庁が行政府に属している理由及び検察庁の独立性について質問がなされた。また、他の参加者から、人民検察院の捜査権限の要否、我が国の裁判への検察官の立会いの有無等について質問がなされた。

5 裁判所に関して

裁判所に関しては、以下のような提言がなされた。

- 県級裁判所に代わる第一審裁判所として、区域裁判所を設立するとともに¹³、各種手続法を改正する。その際、日本の簡易裁判所のモデルを参考に、簡易手続を導入する¹⁴。
- 少年事件及び家事事件を取り扱う裁判所¹⁵を設

立する。

- 裁判所の独立は重要であり、行政区画にとられない区域裁判所の設立は、政治的影響から独立した裁判の実現に資すると期待している。

その後、裁判所関係者から、我が国の簡易裁判所の管轄と行政区画との対応関係について質問がなされた。

6 所感

裁判所の組織再編については、49号決議において一定の方向性が示されていることもあり、それほど白熱した議論とはならなかった。多くの参加者の関心は、検察院の捜査権限と捜査機関の組織再編にあったように思われる。

本セミナーの目的は、意見の集約にとどまるようであったが、見解の対立の激しい上記論点をはじめとする各検討課題について、司法委員会や関係当局が今後どのような結論を導くのが注目される。

以上

¹¹ 参加者からは、検察官がヘッドの承諾を得るために期日が延びることもあるという実情が紹介された。

¹² 現状では、人民検察院の捜査権は、司法機関の幹部が犯した司法活動を侵害する罪について認められているにすぎず、かつ、その場合の捜査権も最高人民検察院にしか与えられていない（刑事訴訟法110条3項）。

¹³ 区域裁判所の設立は、49号決議でも明言されている。

¹⁴ 簡易手続の導入についても、49号決議に明言されている。

¹⁵ 49号決議における専門的な裁判所の一つという位置付けになると思われる。なお、少年事件を扱う裁判所と家事事件を扱う裁判所を別々に設けるのかどうかまでは不明である。

(別紙 1)



VIETNAMESE NATIONAL ASSEMBLY
JUDICIAL COMMITTEE



Empowered lives.
Resilient nations.

UNITED NATIONS
DEVELOPMENT PROGRAM

**INTERNATIONAL WORKSHOP
(tentative)
“Innovating the organization of criminal investigation agencies,
procuracies and courts in accordance with the judicial reform”
Da Nang, 5 - 6 August 2013**

FIRST DAY

TIME	CONTENT	PERSON IN CHARGE
<u>MORNING</u>		
7.30 - 8.00	Registration	Judicial Department of ONA
8.00 - 8.10	Introduction	Mr. Duong Ngoc Nguu Vice Chair, Judicial Committee
8.10 - 8.25	Opening speech	Mr. Nguyen Van Hien Member, NA Standing Committee Chair, Judicial Committee
8.25 - 8.40	Welcome remarks	Mme Louis Chamberlain Country Director UNDP VietNam
First session Chaired by Mr. Duong Ngoc Nguu, Vice Chair, Judicial Committee		
8.40 - 9.10	Overview on current organization of Vietnamese criminal investigation agencies, people's procuracies and people's courts. Advantages, disadvantages, shortcomings in operation.	Mr. Nguyen Van Luat Vice Chair, Judicial Committee
9.10 - 9.30	Key issues in reforming the organisation of judicial agencies in accordance with Politburo Resolution No. 49	Ms. Tran Hong Nguyen Vice Director Office of Central Judicial Reform Steering Committee Presented by: Mr. Nguyen Bang Phi,

1

		Officer of Judicial Department, ONA
9.30 - 10.00	Tea-break	
10.00 - 10.20	Theories, practices and innovation requirements on the organization and operation of Vietnamese criminal investigation agencies in accordance with judicial reform strategy.	Lieutenant General Trieu Van Dat Vice director, General Department of Police for Crime Prevention and Suppression, Ministry of Public Security
10.20 - 10.40	Theories and practices on criteria, procedures in assigning, dismissing investigator and recommendations.	Lieutenant General Tran Ba Thieu Director, General Department of public security personnel, Ministry of Public Security Presented by: Mr. Nguyen Hai Trung Vice director, Personnel Department, General Department of public security personnel, Ministry of Public Security
10.40 - 11.30	Organization and Operation of USA Common Law System Including Criminal Investigation Agencies, Prosecution and Courts.	Mr. Charles Greenfield Attorney and Chief Counsel for Civil Legal Aid of The National Legal Aid & Defender Association
11.30 - 14.00	Lunch break	
<u>AFTERNOON</u>		
14.00 - 14.20	Theories and practices on investigation competence and organization models of Vietnam Customs and recommendations.	Mr. Dang Cong Thanh Chief, Handling violation division, Anti-smuggling and Investigation Department, General Department of Vietnam Customs.
14.20 - 15.00	Discussion	The participants
15.00 - 15.15	Tea - break	
Second session		
Chaired by Mrs. Le Thi Nga, Vice Chair, Judicial Committee		
15.15 - 15.55	Organisation and operation of criminal investigation agencies, procuracies and courts in line with Japanese legal system. Recommendation, lessons learnt for Vietnam	Mr. Tomoya MORI International Cooperation Dept. , Insititute of Research and Training, Japanese Ministry of Justice
15.55 - 17.00	Discussion	The participants

SECOND DAY

TIME	CONTENT	PERSON IN CHARGE
<u>MORNING</u>		
8.00 - 8.20	Principle of centralization in the procuracy sector. Theories and practices in Vietnam	Ms. Nguyen Thi Thuy Vice President, Insitute of Procuracy Sience, Supreme People's Procuracy
8.20 – 8.40	Investigation activities in the Supreme People's Procuracy. Enhancing the responsibilities of Procurators in the investigation activity in accordance with requirements of judicial reform.	Ms. Hoang Thi Quynh Chi Vice President, Insitute of Procuracy Sience, Supreme People's Procuracy
8.40 - 10.00	Discussion	The participants
10.00-10.15	Tea – break	
Third session Chaired by Mr. Nguyen Van Luat, Vice Chair, Judicial Committee		
10.15-10.35	Theories and practices for the establishment of regional first instance court in accordance with requirements of judicial reform.	Mr. Dang Quang Chief Judge, Thua Thien – Hue Province People's Court
10.35 - 11.30	Discussion	The participants
11.30 - 14.00	Lunch break	
<u>AFTERNOON</u>		
14.00 - 14.20	Some issues on establishment of Family court and Juvenile in VietNam	Mr Le Van Minh President of Institute of Judicial Science, Supreme People's Court Presented by Mr. Bui Huy Loc Deputy, Department of Research Criminal – Administrative law Vice President of Institute of Judicial Science, Supreme People's Court.
14.20 - 15.00	Q & A	Mr. Charles Greenfield Attorney and Chief Counsel for Civil legal aid of The National Legal Aid & Defender Association Mr. Tomoya MORI International Cooperation Dept. Insitute of Research and Training, Japanese Ministry of Justice
15.00 - 15.15	Tea - break	

15.15 - 16.30	Discussion	The participants
16.30 - 16.45	Speech	Mr. Uong Chu Luu Party Central Committee Member Vice Chair, National Assembly Member of NA Standing Committee
16.45 - 17.00	Recap and closing speech	Mr. Nguyen Van Hien Member of NA Standing Committee Chair, Judicial Committee

(別紙2)

International Workshop, Judicial Committee, National Assembly of Vietnam

Organization and Operation of Criminal Investigation Authorities, Public Prosecutors Office and Courts in Japan

Monday, 5th August 2013
Tomoya MORI
International Cooperation Department,
Research and Training Institute,
Ministry of Justice, JAPAN

1. Criminal Investigation Authorities

Criminal Investigation Authorities

- ① Police officers
 - a. General Judicial Police
 - b. Special Judicial Police
 - ex. Maritime Safety Agency Officers
 - Narcotics Control Officers
- ② Public Prosecutors
- ③ Public Prosecutor's Assistant Officers

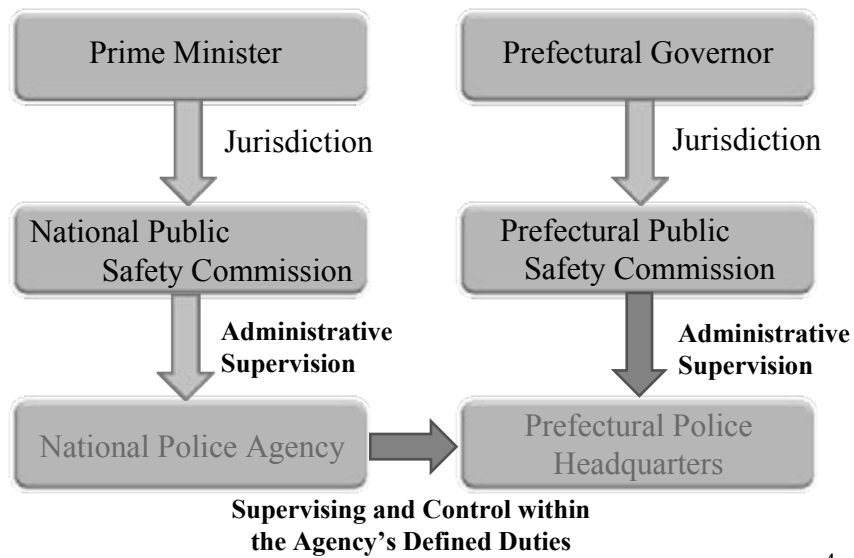
2

General Judicial Police

- State level – National Police Agency
 - Coordination and liaison function
 - Planning and research on police systems
 - Review of national policies on police
 - Police administration
 - Not engage in criminal investigation directly
- Prefectural level – Prefectural Police
 - Primary and general force for criminal investigation

3

Police Organization



4

Police Personnel

■ National Police Agency

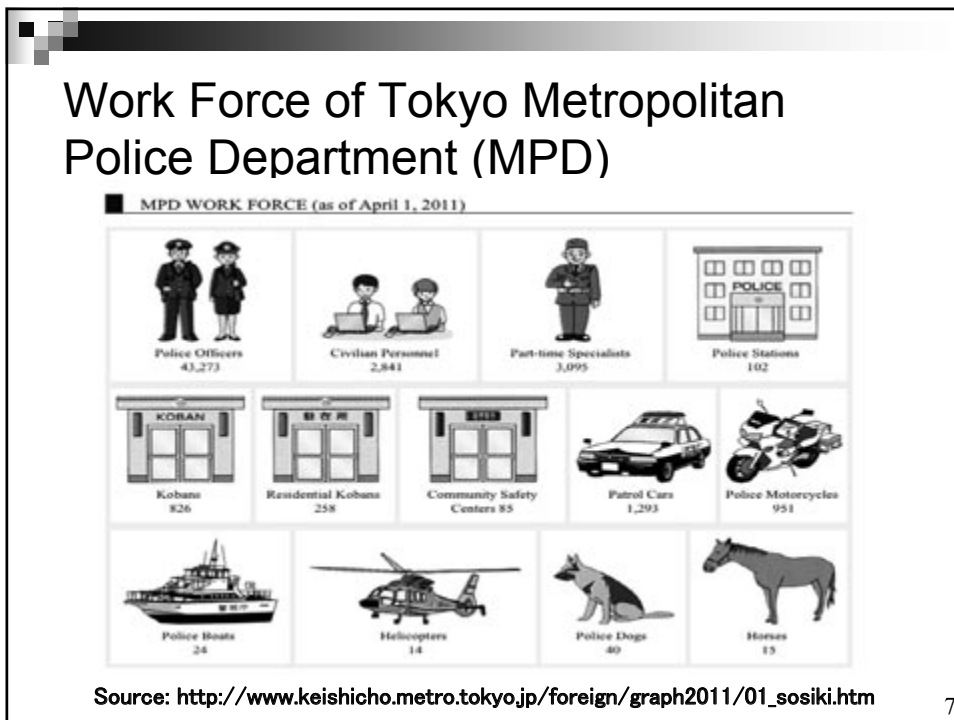
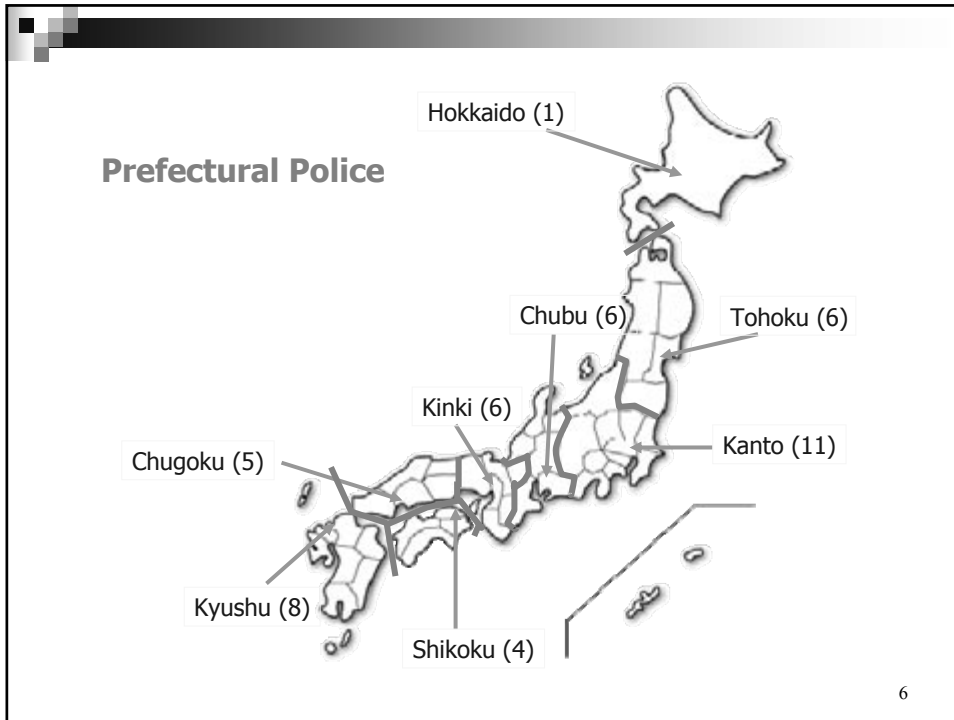
- Officers 2,037
 - Imperial Palace Guards 900
 - General Staff 4,795
- } 7,732

■ Prefectural Police

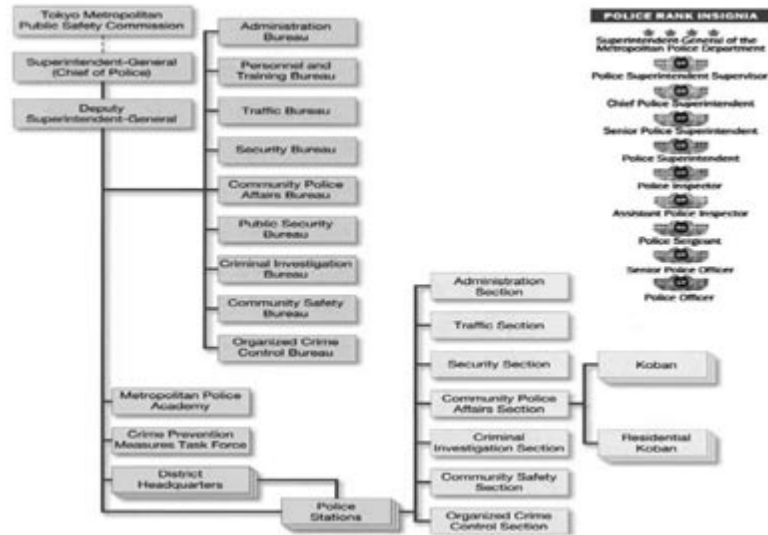
- Local Senior Officers 628
 - Local Community Officers 255,363
 - General Staff 28,388
- } 284,379

(as of 2011)

5



Organization Chart of MPD



Source: http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/foreign/graph2011/01_sosiki.htm

8

Key Points (Recommendations)

■ Organization

- Secretariat
- Local Senior Officers
 - National government employees
 - Contribute to Integration and coordination of the prefectural police
- Setting up departments according to their functions

9

Key Points (cont.)

■ Operation

□ Educational Training

- National Police Academy
- Prefectural Police School

□ Police Boxes

- Subordinate units of police stations
- Focal points of community police activities that are closely related to the safety of local residents

10

2. Courts

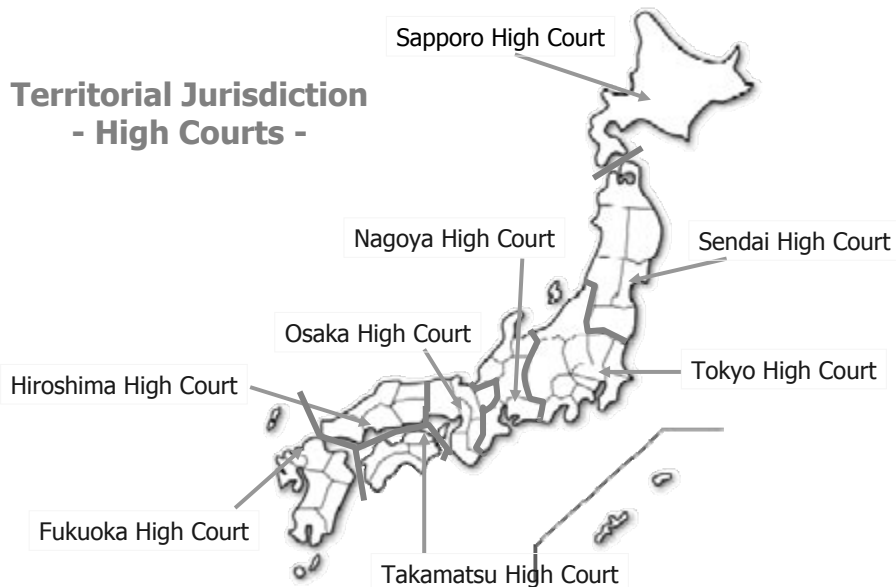
11

Courts in Japan

- Supreme Court (Tokyo)
- High Courts (8 headquarters + 6 branches)
- Intellectual Property High Court (Tokyo)
- District Courts
(50 headquarters [one in every prefectural capital + 3 more in Hokkaido] + 203 branches)
- Family Courts
(established at the same location as the district courts)
- Summary Courts (438)

12

Territorial Jurisdiction - High Courts -



13

Jurisdiction

- Supreme Court
 - final appellate jurisdiction
- High Courts
 - general appellate jurisdiction
 - first instance jurisdiction in certain special cases (ex. election disputes)
- Intellectual Property High Court
 - jurisdiction over objections against IP rulings by the patent office
 - civil appellate jurisdiction in IP cases

14

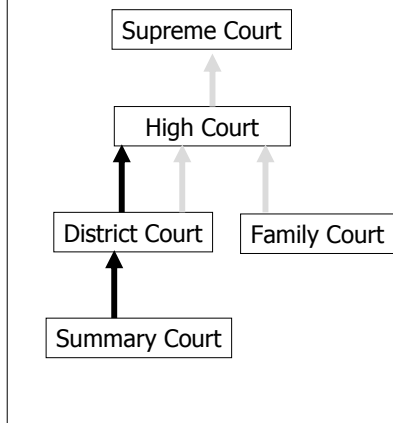
Jurisdiction (cont.)

- District Courts
 - general first instance jurisdiction
 - civil appellate jurisdiction over appeals against summary court judgments
- Family Courts
 - jurisdiction on domestic relations cases and personal status cases
 - Jurisdiction on juvenile cases
- Summary Courts
 - Jurisdiction on small criminal and civil cases except for administrative cases
 - Jurisdiction on summary fine procedures
 - Jurisdiction on demand procedure

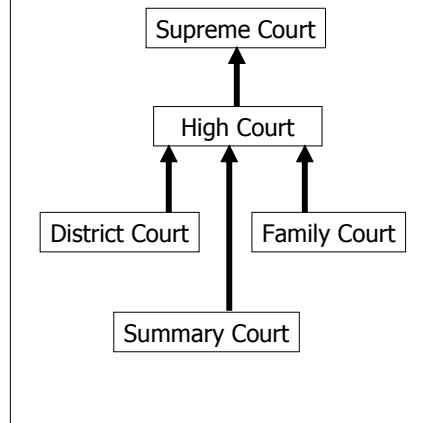
15

Court Hierarchy

■ Civil (incl. administrative)



■ Criminal



16

Court Personnel

- Supreme Court Justices 15
 - High Court Presidents 8
 - Full-fledged Judges 1,889
 - Assistant Judges 1,000
 - Summary Court Judges 806
 - Family Court Probation Officers
 - Court Clerks
 - Court Secretaries
 - Other Court Staff
- } 22,026
(as of May 2013)

17

A Panel or A Judge ?

- Supreme Court
 - Petty Bench (Five Justices)
 - Grand Bench (Fifteen Justices)
- High Courts (including Intellectual Property HC)
 - Three-judge panel (with a few exceptions)
- District Courts, Family Courts
 - Single judge (as a rule)
 - Three-judge panel
 - Saiban-in panel (exclusively for serious criminal cases)
- Summary Courts
 - Single judge

18

Key Points (Recommendations)

- Organization
 - Secretariat
 - Summary Courts; Family Courts
 - Specialized Divisions
 - Suitable arrangement of branches of District and Family Courts in 1990 (243 → 203)
 - Factors taken into consideration
 - The number of cases the parties have to attend
 - Time spent in going to the nearest court and back
 - Discussion with stakeholders, for instance the other legal professions and inhabitants

19

Key Points (cont.)

■ Operation

- Independence
 - The judiciary is independent from other national or local institutions
 - A judge adjudicates his/her case independently from other judges including president of the court
- Trainings & workshops for court personnel
 - Legal Training and Research Institute
 - Training and Research Institute for Court Officials
- No operational linkage between the police and courts
 - the latter check legality of the operation by the former

20

3. Public Prosecutors Office

21

Public Prosecutors Offices in Japan

- Supreme Public Prosecutors Office
- High Public Prosecutors Offices
(8 headquarters + 6 branches)
- District Public Prosecutors Offices
(50 headquarters +203 branches)
- Local Public Prosecutors Offices (438)
 - all corresponding to the court hierarchy
 - belonging to the Ministry of Justice

22

Prosecutors & Assistant Officers

- Prosecutor General 1
- Deputy Prosecutor General 1
- Superintending Public Prosecutor 8
- Public Prosecutors (including 50 Chief Public Prosecutors) 1,822
- Assistant Public Prosecutors 899
- Secretary & Public Prosecutors Assistant Officers 9,075

(as of 2013) 23

Main Functions of Public Prosecutors

- Dealing with only criminal cases
- Investigation
 - Cooperation with judicial police officers
 - The authority to initiate investigation without the police
- Prosecution
 - The discretionary power to determine not to prosecute even with sufficient evidence
- Requesting the proper application of law to the courts

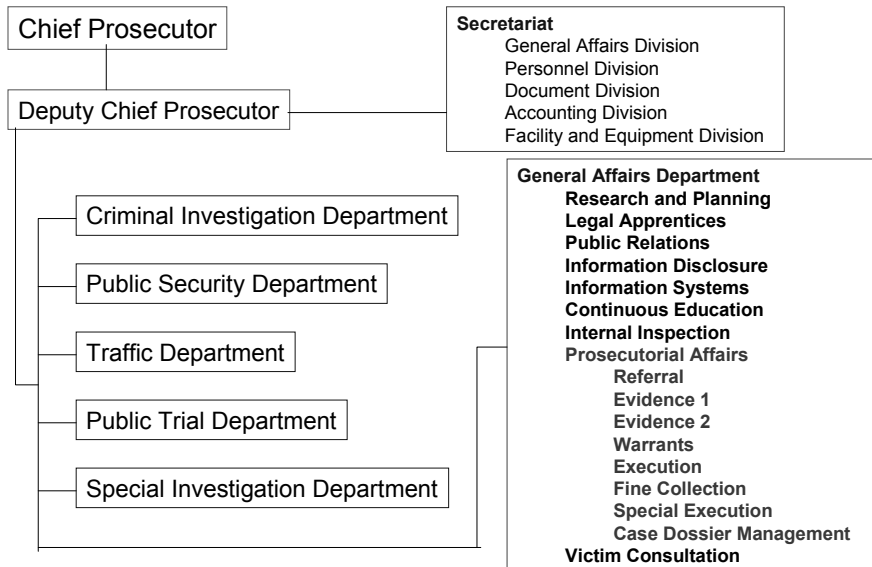
24

Relationship between the Police and Public Prosecutors

- Basically, they establish a cooperative relationship by good daily communication.
- Police is the primary force for most investigation, though public prosecutors, when necessary, can make investigation on their own initiatives.

25

Example – Tokyo District Public Prosecutors Office Hdq.



Key Points (Recommendations)

■ Organization

- Secretariat
- Local Public Prosecutors Offices
- Setting up departments according to their functions
 - Divide investigation department and public trial department
 - Special Investigation Department

Key Points (cont.)

■ Operation

- Independence from other national or local institutions
- Trainings & workshops for prosecutors and assistant officers
 - Research and Training Institute
- Cooperative relationship with the police
- No operational linkage between public prosecutors offices and courts
 - They play different roles from each other in criminal procedure

28

Thank you
Xin cam on



Tomoya MORI
(E-mail: tm130135@moj.go.jp)
International Cooperation Department
Research and Training Institute
Ministry of Justice of Japan

～ 国際研究 ～

平成 25 年度日本・ネパール司法制度比較共同研究

国際連合研修協力部教官

廣瀬 裕 亮

国際協力部教官

横 幕 孝 介

第 1 はじめに

2013 年 8 月 21 日（水）から同年 9 月 4 日（水）までの間、東京都府中市にある国連アジア極東犯罪防止研修所（United Nations Asia and Far East Institute for the prevention of crime and the treatment of offenders, 以下「UNAFEI」という。）において、ネパール検事総長府（Office of Attorney General）検事ら 7 名を対象に、起訴状の記載、証拠収集手法及び証拠評価を主要なテーマとして、平成 25 年度日本・ネパール司法制度比較共同研究（以下「本件研究」という。）が実施された。

本件研究は、UNAFEI と法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）との共催により、ネパール検事総長府カガラ・パウデル検事ら 7 名を研究員として招へいして実施したものである（なお、本件研究の研究員及び日程の詳細については、末尾に添付した資料を参照していただきたい）。

第 2 本件研究実施に当たっての背景

ネパールでは、2008 年 5 月に王政廃止とともに連邦民主共和制への移行が宣言され、以降、憲法制定作業や、基本法制の近代化に向けた「ムルキアイン法典」（19 世紀に制定された民事実体法，民事手続法，刑事実体法，刑事手続法を包摂する基本法典）

の分割・編纂・改正作業が進められてきた¹。

こうしたネパールの動きを受け、日本政府は、ネパールに対し、民主化に向けた支援として、2009 年から、独立行政法人国際協力機構（JICA）による民法草案起草等の支援を、刑事司法分野においては、2010 年以降、毎年、国別の本邦研修や招へい検察官との共同研究、現地セミナー等の枠組みによる支援を、それぞれ実施してきた²。

刑事司法分野における支援は、ネパールの刑事司法が抱えている訴訟遅延及び「不処罰」（impunity）³問題の克服に向けて、ネパール側からの要望を受け、ネパールと日本の刑事司法制度に関する相互理解を深め、今後のネパールの刑事司法改革・改善に役立てることを目的とし、これまで、ネパール最高裁判所、ネパール検事総長府検事等の職員を対象に、ネパールの刑事司法制度に関する喫緊の改革を要するテーマを設定して実施してきたものである⁴。

¹ その後、2012 年 5 月に制憲議会が解散されたため、新憲法、各法律の制定には至っていない（2013 年 10 月末現在）。

² 2010 年は JICA 主催による UNAFEI と ICD 合同での本邦研修の枠組み、2011 年からは ICD 主催による招へい検察官との共同研究や現地セミナーの枠組みで、それぞれ実施している。

³ 犯罪者が適正に処罰されずに野放しになっていることを意味する。

⁴ これまでの本邦研修あるいは共同研究におけるテーマは、「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」、「日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究」等である。

第3 本件研究プログラム

1 概要

本件研究においては、事前に提出されたネパール検事総長府側からの要望を受けて、ネパールの実務において、必要以上に長大なものになりがちとされる起訴状の記載、ネパールではまだ脆弱とされる科学的捜査を中心とした証拠収集手法、的確な立証に向けた証拠評価を主要なテーマとし、他にネパール側の関心の高かった犯罪白書の作成趣旨、作成手法もサブテーマとしてプログラムに組み入れた。また、本件研究については、UNAFEIにおける第155回国際研修⁵とそのテーマを共通にする部分があったため、前記研修の一部と本件研究とを同時開催することとし、本件研究のうち、特に有用と解された日本の刑事司法制度や科学的捜査手法に関するプログラムの相当部分については、前記研修における講義や見学等に合同参加することとし、起訴状の記載、証拠評価、犯罪白書の作成といった本件研究固有のテーマについては、独自のプログラムとして実施することとした。このほか、谷垣禎一法務大臣への表敬訪問、西川克行法務事務次官主催による招宴など、前記研修と同時開催したことによって本件研究生にとって大変貴重な経験となる機会を得ることができたが、以下には、本件研究のテーマに沿って、主なものに触れることとしたい。

2 第155回国際研修に合同参加したプログラム

(1) CJSJ(“Criminal Justice System in Japan”)講義
導入として、警察、検察、裁判、矯正、保護の各分野出身のUNAFEI教官によるCJSJと題する講義が実施された。各講義はいずれもその名とおり、日本の刑事司法制度を、それぞれの立場か

ら概観するものであったが、警察出身の小柳津直哉教官からは、警察庁と都道府県警察との関係、日本の警察捜査の特色、弱者に対する犯罪の増加への対応といった今後の課題等について、検察出身の三尾有加子教官からは、検察官の資格、役割、検察庁の組織、警察と検察の協力関係、捜査から事件処理までの流れ等について、裁判出身教官の廣瀬からは、日本の刑事司法制度の歴史的経緯、裁判所の構成、裁判官の地位、刑事裁判の基本原則、手続、事実認定の考え方等について、検察出身の岩下新一郎教官からは、証拠調べの方法、自由心証主義、自白法則、伝聞法則等の証拠法に特に焦点を当てた講義がそれぞれなされた。また、矯正出身の永井亨教官からは、日本における矯正施設や職員、収容者の概況、受刑者に対する処遇、更生に向けた取組、民間資金等を活用した刑務所、施設不足といった課題等について、保護出身の田代晶子教官からは、地域社会に根ざした更生保護の実現という観点から、保護制度の沿革、各施設、民間を含めた関係者の概要、保護観察制度や仮釈放制度の概要、再犯防止に向けた取組等について、それぞれ講義がなされた。

これらの講義によって、研究員は日本の刑事司法制度全般に関する知識を効率的に吸収する機会を得られた。研究員からは、「汚職事件は警察や検察とは異なる機関が捜査するのか」、「不起訴とした場合に被害者はどのように救済されるのか」といった捜査実務に関わる質問や裁判員制度に関する質問だけでなく、特にネパールでは更生保護に関する制度が存在しないためか、保護観察制度の問題点を尋ねる質問がなされるなど、保護についての関心も高いようであった。

(2) Ad hoc 講義⁶

Ad hoc 講義としては、効果的な証拠収集という

⁵ 第155回国際研修は、2013年8月21日(水)から同年9月27日(金)までの間、UNAFEI施設において、“Effective Collection and Utilization of Evidence in Criminal Justice”(刑事事件における効果的な証拠収集及び立証)とのテーマの下、アジア、オセアニア、アフリカ、南アメリカなどの諸地域からの海外参加者17名、日本人参加者7名の合計24名で実施された。

⁶ UNAFEI用語。国内専門家講師のことをこのように呼称する。

観点から、次のとおりの国内外講師による講義を合同受講した。①警察庁刑事局犯罪鑑識官付課長補佐伊澤清司氏による「日本警察の現場鑑識活動」においては、実際に担当された非現認の強盗殺人事件を題材に、具体的な捜査経過について触れながら、科学的捜査手法を駆使して被疑者特定に至った過程、被疑者に最初に接触するタイミングの判断の難しさ、その後検察官の指揮を受けながら強制捜査に着手するまでの苦勞、特に被疑者逮捕のために十分な証拠を収集した状況等について御講義いただいた。警察大学校取調べ技術総合研究・研修センター教授田崎仁一氏からは、「日本警察の取調べ手法」をテーマに、警察庁においてこれまで属人的に習得、伝承されてきた取調べ技術を体系的、組織的に収集、教育する観点から、現在、取調べの手引きの作成に着手しており、一部は既に完成していること、手引きの作成に際し、協力的な関係者からより多くの的確な情報を収集するための心理学的知見に基づいた取調べ技術を導入したことなどについて、御講義いただいた。さらに、東京慈恵会医科大学教授岩楯公晴氏からは、「日本の法医学」をテーマに、身元不明の変死体が発見された例に沿って、個人識別、死亡推定時期、死因を特定する過程で必要とされる法医学の知識等について分かりやすく説明がなされたほか、解剖医として解剖結果から判断できることの限界等について御講義いただいた。

これらの講義においても、本件研究員を含む参加者からは、強盗殺人事件における捜査態勢の規模、警察から検察への事前相談の仕方等の警察と検察の協力体制、取調べにおいて被疑者が黙秘権を行使した場合の対応、解剖時における消極的な所見の取扱いなど、実際の捜査の実務に即した質問がなされ、これらのテーマに対する関心の高さが窺われた。

(3) 見学・訪問

見学・訪問プログラムとして、科学警察研究所、警視庁捜査支援分析センター及び東京地方検察庁見学に参加した。科学警察研究所では、各都道府県警察の科学捜査研究所等で活用されている科学捜査技術の基礎研究を行っているとのことであり、今回の見学では、筆跡鑑定、声紋鑑定、DNA型鑑定、画像鑑定、薬物鑑定等の科学的捜査手法一般について説明いただいたほか、残響を操作できる実験室、燃焼実験室等を見学した。警視庁捜査支援分析センターは、情報技術を駆使して犯人検挙に向けた捜査を支援する部署とのことであり、防犯カメラの映像の収集・活用を通じて犯人検挙に至った実際の捜査例や、汚損・水損等された携帯電話機内蔵のデータ復元作業等について説明いただいた。このほか、東京地方検察庁見学では、伊丹俊彦検事正を表敬訪問したほか、田野尻猛総務部副部長から組織構成等についての概要説明を受け、続いて模擬取調室、証拠品や刑事記録の保管庫等を見学した。研究員らは、いずれにおいても、各訪問先での説明に深く聞き入り、「DNA型鑑定にはどれくらいの時間がかかるのか」、「データベースはいつまで保存されるのか」、「証拠品の保管は警察の責任で行っているのか、検察の責任で行っているのか」、「対象がハードディスクの場合、オリジナルを押収するのか、複製データを押収するのか」といった実際の運用に関する質問がなされるなど、やはり日本における捜査手法に対する関心の高さが窺われた。

3 本件研究独自のプログラム

(1) 公開講演

本件研究独自のプログラムの導入として、UNAFEI関係者だけでなく、保護司アジ研協力会、矯正研修所、アジア刑政財団等からも聴講者を募り、UNAFEI講堂において、本件研究員バラット・ラル・シャルマ氏及びサンジェブ・ラジュ・レグ

ミ氏（いずれもネパール検事総長府検事）から、「ネパールの検察，証拠収集，起訴状の現状」をテーマに公開講演を実施した。その中で，ネパールでは，捜査は原則として警察が行い，検察官は自ら捜査を行わないこと，検察官のみが起訴権限を有するが起訴猶予の制度はないこと，検察官は起訴状とともに全ての記録を裁判所に提出すること，被疑者勾留の段階から公判まで同一の裁判官が担当すること，起訴状には犯罪事実の詳細に加えて証拠やその評価に関する主張，量刑に関する事実についても記載すること，いったん起訴状が裁判所に提出されると内容を変更できないことなどについて説明がなされた。また，課題として，捜査が供述証拠の獲得に頼る傾向があること，時間不足等から検察官が証拠を精査せずに起訴する例が少なくないこと，不起訴率が極めて低いこと，起訴状の記載が事実や証拠の吟味を経ない冗長なものとなっていること，有罪率が低いことなどについて言及がなされた。



公開講演の様子

(2) 講義

本件研究の主要課題であった起訴状に関するプログラムとして，まず，廣瀬から，「起訴状一本主義」をテーマに，日本の現行刑事訴訟法制定の歴史的経緯，予断排除の原則やその趣旨，その制度的担保等についての講義がなされた。この点，ネパールでは，上記のとおり起訴状と一緒に全ての証拠が裁判所に提出されるなど職権主義的な側面

を有しており，起訴状一本主義が馴染みの薄い制度であるからか，研究員からは「証拠は起訴状に添付されないのか」，「裁判官が逮捕・勾留に関することは予断排除の原則に反しないのか」，「新聞報道は予断排除の原則に影響を与えないのか」など，予断排除の原則について多くの質問がなされた。

その後，横幕において，「起訴状の記載・総論」として，実務に即した観点から，日本の起訴状について講義を行った。その際，冒頭陳述や請求証拠との関係における起訴状の役割を理解してもらうとともに，具体的なイメージを持ってもらうため，本件研究開始前に予め配布し，検討してもらっていた模擬記録（住居侵入・窃盗罪。捜査段階で被疑者が犯人性の否認から自白に転じる事案）⁷を題材とし，これに関して作成した起訴状，冒頭陳述要旨，証拠カードを適宜紹介するなどしながら説明を行った。

(3) グループワーク

前記の講義の後は，研究員との間で自由な発言・討論が可能なグループワーク方式を進めることとした。「捜査手法と証拠評価」においては，日本における捜査手法の類型や，裁判で立証に使用する証拠を意識しながら捜査を進める日本の検察官の姿勢などを紹介した上，同じ模擬記録を用いながら，提出・不提出証拠のそれぞれの理由，間接証拠によって犯人性を立証する際の証拠の評価の仕方などについて議論した。研究員の多くは，当初，その制度の違いからか，証拠を厳選することの意義をさほど見出さず，例えば犯人性立証の証拠一つをとっても，積極的な意味を有する証拠全てを指摘するなどしていたが，“best evidence”を厳選して裁判所に提出する日本の検察官の姿勢は迅速な裁判の実現にもつながっていることを説

⁷ 国際協力部教官作成に係るもの。

明したところ、強い関心を持って耳を傾けるようになったのは印象的であった。また、「起訴状の記載・各論」においては、殺人、傷害致死、強盗、恐喝、詐欺等の典型的な犯罪類型についての公訴事実の記載例を紹介しながら、各構成要件とその記載方法についての議論を行ったところ、研究員からは、事実の記載方法についての言及だけでなく、例えば強盗罪の成立要件がネパールと日本とでは異なることの説明があるなど、実体法の相違にまで遡って活発な意見交換がなされた。

これらの講義やグループワークを通じて、日本とネパールの制度の相違やその背景についてお互いの理解を深めることができたように思われる。研究員からは、起訴状の実務に関してネパールと日本とでは制度が異なることを踏まえた上で、今回の講義やグループワークを通じて得られた知見を参考に、より犯罪事実を端的に記載する工夫や、立証に必要な証拠として起訴状に引用する証拠については、より厳密な意識で証拠を選別する工夫をしていく余地があるといった感想が聞かれた。



グループワークの様子

(4) 法務省浦安総合センター見学

法務省浦安総合センター見学では、関隆男法務総合研究所研究部長による概要説明の後、石原香代総括研究官から、研究部の人員、職務、犯罪白書作成における各種調査研究の対象、方法、その重要性について、特に犯罪白書における調査・研

究の結果がその後の法務省における再犯防止対策に活かされたことなどの具体例を交えて分かりやすく講義がなされた。研究員からは、薬物犯罪や高齢者犯罪が増加している要因について質問がなされるなど、日本の犯罪情勢について関心が示された。その後、同センター内研究部執務室、図書室、模擬法廷、寮等の施設を見学した。

第4 所感

1 廣瀬

私としては、本件研究の主な目的として、第1に、今後の共同研究実施の前提として刑事手続全体についての相互理解を深めること、第2に、起訴状の記載と証拠収集・証拠評価というメインテーマについて相互理解を深め、ネパール側に運用改善のための手がかりを与えることを念頭に置いていた。

こちらの感触としては、これらの目的について、相応の満足を得られたように思う。研究員が、いずれのプログラムにも非常に熱心に聞き入っていたことは前述したとおりである。また、グループワークにおいても、とても白熱した議論を戦わせることができたと感じている。その中で、私としても、ネパールにおいては、刑事司法制度は当事者主義と理解されているが、前述のように職権主義的要素も多分に見られることなどを、実感をもって理解することができた。研究員としても、同じ当事者主義を標榜する制度でありながら、日本とネパールの起訴状の情報量には隔絶した違いがあることや、起訴状記載の情報量の厳選と検察官による適切な証拠選別が日本での円滑な刑事訴訟運営の要諦となっていること、また、日本の検察官による証拠評価、捜査指揮、警察との関係構築の在り方などについて、相応の理解が得られたものと思われる。

なお、UNAFEI で実施した本件研究についてのアンケート結果によれば、一部施設の訪問を除いて、グループワークや教官講義、Ad hoc 講義など、すべ

てに4段階評価で最上の評価（Excellent）が寄せられている。

話題は逸れるが、本件研究を通じて個人的に深く感銘を受けたのは、研究員たちの温かい心、気配りである。講義をしても、議論をしても、こちらの発言に真摯に聞き入り、率直な反応を返してくれるだけでなく、訪問等においても、常に、運営者である私たちにとって望ましい動き方はどのようなものかを先回りして考え、行動してくれているのが感じ取れた。また、初主任教官（Programming Officer）として不安を抱える私を、常に快活な挨拶や声援で守り立て、支えてくれた。ネパール司法の今後はお予断を許さぬ情勢と仄聞しているが、彼らのような人々が第一線で司法を運営している限り、事態はやがて好転するものと確信する。

最後に、本件研究は、私にとって、初めて主任教官として担当したプログラムであったため、UNAFEI はもちろん、ICD を始め、関係機関の皆様には、多大なる御迷惑と御心配をおかけしてしまった。皆様の温かい御支援がなければ、本件研究を無事に終えることは不可能であった。この場をお借りして、心から御礼申し上げる次第である。

本当にありがとうございました。

2 横幕

本年度から、ネパール招へい検察官との共同研究に関する事務がICDからUNAFEIに移管されたことに伴い、本件研究は、UNAFEI と ICD が共催で行うこととなったが、2週間という期間は共同研究としては比較的長く、これまでと異なり、研究期間中、研究員及びICD職員がUNAFEIの宿泊施設に常時滞在する点、複数の国を対象とするマルチ研修である第155回国際研修と合同して実施する点において、ICDとしては初の試みとなるものであった。

私自身、過去にUNAFEIの研修生として同施設での滞在経験があったものの、当然のことながら教官としてUNAFEIを訪問するのは初めてであり、同行

する担当の主任専門官もUNAFEIでの生活には不慣れな面もあったほか、本件研究員と第155回国際研修参加者との関係等、単独での実施の場合とは異なる配慮が必要となる面もあるなど本研究実施に当たっては不安要素もあったが、いざプログラムが始まると、2週間という期間はあっという間に過ぎ、本件研究終了時には、研究員からは、一様に「今回のUNAFEIでの滞在は、大変実り多いものだった」、「あと1週間くらい長くてよかった」との言葉を頂き、ほっと胸を撫で下ろすことができた。これはひとえに講師の方々、見学・訪問先の方々、通訳の方々の御協力のおかげで各プログラムを充実したものにできたからであるのはもちろんのこと、第155回国際研修参加者と一緒に行われた歓迎会、日本語教室、卓球大会、バーベキュー大会、本件研究員のための送別会など、UNAFEIでの生活を通じて本件研究員と第155回国際研修参加者、職員らとの間で交流を育むことができたことによるところが大きいと思われる。そうした環境を含め、研究員らが毎日を過ごす施設での生活が快適なものになるようUNAFEI職員の方々が隅々まで配慮してくださっていたおかげであると思う。私自身、僭越ながら、個人的にも、UNAFEIのおもてなしの心が健在であることに改めて嬉しさとともに懐かしさを感じた次第であった。UNAFEIで過ごした時間は、それら全てが研究員にとって貴重な財産となったのではないかと思うが、ここでの経験が、少しでもこれからのネパールの刑事司法実務の改善に役立つことを願うとともに、そうなるよう今後も引き続きサポートができればと思う。紙面の都合上、全てを記載することはできなかったが、この場を借りて、改めて、本件研究に御協力いただいた関係者全ての方々に御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

以 上

平成25年度日本・ネパール司法制度比較共同研究 研究員名簿
2013.8.21～9.4

	Name 氏名	Title and Organization 所属及び職名
1	Mr. Khagaraj PAUDEL カガラ・パウデル	Joint Attorney Office of the Attorney General 検事総長府 検事
2	Mr. Rajendra Kumar SHRESTHA ラジェンドラ・クマル・シュレスタ	District Judge 地方裁判所 判事
3	Mr. Bharat Lal SHARMA バラット・ラル・シャルマ	Deputy Government Attorney Office of the Attorney General 検事総長府 検事
4	Mr. Sanjeb Raj REGMI サンジェブ・ラジュ・レグミ	Deputy Government Attorney Office of the Attorney General 検事総長府 検事
5	Mr. Gopichandra BHATTARAI ゴピ・チャンドラ・バッタライ	District Attorney District Government Attorney Office, Siraha シラハ地方検察庁 検事
6	Mr. Shankar Bahadur RAI シャンカル・バハドウル・ライ	Deputy Government Attorney Office of the Attorney General 検事総長府 検事
7	Ms. Sita SHARMA ADHIKARI シタ・シャルマ・アディカリ	Assistant Government Attorney District Government Attorney Office, Kathmandu カトマンズ地方検察庁 検事

平成25年度日本・ネパール司法制度比較共同研究日程表

月 日	曜日	9:40		13:40			備考	
		12:00		16:00				
8 / 21	水	入国		オリエンテーション	フリーディスカッション 「共同研究開始に当たって」			
8 / 22	木	講義 「CJSJ警察」	講義 「CJSJ検察」	講義 「CJSJ検察」	講義 「CJSJ裁判」			
8 / 23	金	講義 「CJSJ日本の証拠法」	講義 「CJSJ矯正」	講義 「CJSJ保護」	フリーディスカッション 「CJSJ全般」			
8 / 24	土							
8 / 25	日							
8 / 26	月	Ad hoc講義 「日本警察の現場鑑識活動」		Ad hoc講義 「日本警察の取調べ手法」				
8 / 27	火	IP ネパール	公開講演 「ネパールの検察, 証拠収集, 起訴状の現状」	見学 科学警察研究所				
8 / 28	水	講義 「起訴状一本主義」	講義 「起訴状の記載・総論1」 (模擬記録を使って)	訪問・見学 東京地方検察庁	訪問 法務大臣表敬訪問	見学 法務史料展示室		
8 / 29	木	講義 「起訴状の記載・総論2」 (模擬記録を使って)	グループワーク 「捜査手法と証拠評価」 (模擬記録を使って)	法務総合研究所(浦安)見学・講義 「犯罪白書の意義」				
8 / 30	金	グループワーク 「起訴状の記載・各論」		グループワーク 「起訴状の記載・各論」				
8 / 31	土							
9 / 1	日							
9 / 2	月	Ad hoc講義 「日本の法医学」		見学・訪問 警視庁捜査支援分析センター				
9 / 3	火	グループワーク 「起訴状の記載・各論」		フリーディスカッション	評価会			
9 / 4	水	IP 日本(海保・麻取・裁判)		IP 日本(検察)	終了式	資料整理	帰国	

CJSJ : Criminal Justice System in Japan (日本の刑事司法制度)

Ad hoc : Ad hoc Lecture (国内講師)

IP : Individual Presentation (個人発表: 第155回国際研修)

～ 国際研修 ～

第 14 回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）

国際協力部教官
渡 部 吉 俊

第 1 はじめに

国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、本年 6 月 17 日から同月 27 日までの間、第 14 回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）を実施したので、その概要を報告する。

第 2 日韓パートナーシップ共同研究について

国際協力部の活動は、主に開発途上国・体制移行国に対する基本法の起草・運用支援や法曹人材の育成支援等であるが、日韓パートナーシップ共同研究（以下「本共同研究」という。）はこのような「支援」活動とは異なり、日韓両国の実務担当者が両国の制度や運用を比較・研究し、自国の制度改正や実務改善に役立てることを目的として平成 11 年から行っているものであり、本年で 14 回目となる。なお、昨年までは「日韓パートナーシップ研修」と呼んでいたが、日韓両国が対等の立場で互いの制度や運用を比較・研究し合うという趣旨を明確にするため、本年度から「共同研究」という名称に変更されている。

研究対象とする分野は、主に登記、戸籍、供託及び民事執行等の民事行政・司法行政分野である。韓国では、登記や供託等についても、行政部門たる法務部（日本の法務省に相当）ではなく、司法部門たる法院（日本の裁判所に相当）が所管しているところ、本共同研究についても、法院職員の研修等を担当する法院公務員教育院をカウンターパートとして

行っている。

研究員については、日本側は法務本省・法務局又は裁判所に勤務する職員から 5 名を、韓国側は大法院（日本の最高裁判所に相当）又は地方法院（日本の地方裁判所に相当）に勤務する職員から 5 名をそれぞれ選抜する。実務研究においては、日本側及び韓国側一人に 1 分野を割り当てた上、各研究員が自らの問題意識に基づき具体的な研究テーマを設定し、パートナー間の質疑応答等に基づき比較・研究する形を採っている。

このように、二国間が互いの制度や運用を比較するという形態での実務研究活動は、国際協力部の活動の中でも他に例を見ない。日韓の場合、登記制度や民事執行制度等の基本的骨格が非常に似通っているため、互いに相手国の制度や運用を理解しやすいという事情がこのような形態での研究を可能にしていると思われ、実務の細部にわたるまで議論が及ぶことも多い。

第 3 共同研究の概要

(1) 講義

① 後見登記制度の概要

法院行政処司法登記局の康起豪（カン・ギホ）司法登記審議官から標記テーマで講義を行っていただいた。日本においては、平成 12 年 4 月から成年後見制度及び公示制度としての後見登記制度が導入されているが、韓国においても本年 7 月から新たに成年

後見制度・後見登記制度が施行されたことを踏まえ、これらの制度の概要や日韓制度の相違点等について説明がなされた。

② 韓国における登記所の広域化と運営の現状

ソウル中央地方法院登記局の朴成培（パク・ソンベ）登記運営課長から標記テーマで講義を行っていただいた。日本と同様に、韓国においても登記事務の効率化及びサービス向上の観点から登記所の大規模化・広域化等を進めているところ、その進行状況やソウル中央地方法院における事務処理体制等について説明がなされた。

(2) 見学

① ブンダン電算情報センター

ブンダン電算情報センターは、京畿道城南市盆唐（ブンダン）区にある司法部門のための施設であり、裁判手続（判決文作成、期日管理等）、執行（競売情報等）、登記・供託に関するシステム管理等を行う、いわゆるデータセンターである。韓国では、2010年の特許訴訟を皮切りに通常の民事事件や破産事件等における裁判手続の電子化（「電子訴訟」と呼ばれている。）を進めており、また登記の電算化も積極的に行っているところ、それらの経緯や現状について説明がなされた。なお、本センターの1階には対外向けの展示施設が設けられており、先端的なIT技術を駆使した司法制度を積極的にアピールしようとする姿勢がうかがえた。

② 大法院及びソウル中央地方法院

大法院において、大法廷及び小法廷等を見学した後、ソウル中央地方法院において、民事事件における実際の電子訴訟の様子を傍聴させていただいた。その後、民事執行課及び登記課において、民事執行や登記に係る事務処理の流れについても見学することができた。このほか、無人発給機（登記事項証明書等を自動で取得できるキオスク端末）の仕組み等について説明を受けた。

(3) 実務研究及び総合発表

実務研究は、各研究員が自ら設定したテーマについて比較研究を行うものであり、本共同研究の中心となる。今回は韓国セッションであるため、日本側研究員が、事前に設定した研究テーマについて韓国側への質疑等を通じて、両国の制度や運用の違い等を考察し、総合発表を行った。これら成果は、別途冊子に取りまとめられる予定であるが、ここでは各研究の概要について、簡単に紹介したい。①及び②は不動産登記、③は商業・法人登記、④は供託、⑤は民事執行に関するものである。

① 「登記義務者の本人確認（特に登記済証の取扱い）に関する一考察」

日本においては、新不動産登記法の施行後も、経過措置により登記義務者の本人確認手段として登記済証（いわゆる権利証）を添付する登記申請が依然として見られており、その偽造対策が問題となること、本人確認の仕組みについて日韓の制度及び運用を比較考察したものである。

② 「登記事項証明書の自動発行等による行政サービスの提供について」

韓国ではIT技術を活用した登記事務の効率化・利便性の向上が進んでいるところ、韓国において自治体や駅等に多数設置されている無人発給機に焦点を当て、その管理方法や手数料の納付方法、証明書の自動発効の仕組み、利用促進に向けたインセンティブ措置等について考察したものである。

③ 「ホームページによる情報発信と相談事務効率化の可能性」

日本の商業・法人登記では、いわゆる本人申請（司法書士等の代理人を介さず会社代表者等が自ら申請するもの）の割合が比較的多くその相談対応に時間を要しているところ、相談事務の効率化方策として、特にホームページによる情報提供を中心に考察したものである。

④ 「供託オンライン申請の利用率向上のための方策について」

日韓両国で進められている供託オンライン申請の利用率向上のための取組について、オンライン上における本人確認の仕組み、添付書面、供託書正本の構造、供託金の納付方法等の観点から、日韓両国の制度及び運用を比較考察したものである。

⑤ 「不動産競売事件における自殺・殺人等があった物件及び暴力団が介在する物件についての調査・評価等の方法について」

日本の不動産競売手続においては、自殺・殺人等があった物件や暴力団が介在する物件等は売却困難物件とされているところ、このような心理的嫌悪感を生ずる物件に対する調査や売却条件の決定方法、買受希望者への情報提供等について比較考察したものである。



総合発表の様子

第4 終わりに

各研究員とも、限られた時間の中で、パートナーとの熱心な議論等を通じて共同研究に精力的に取り組んでいただいた。各分野とも、日本の方が進んでいると思われる面と韓国の方が進んでいると思われる面の両面があり、制度・実務を見直す一つのきっかけになれば幸いである。本共同研究に御協力いただいた日韓両国の関係者の皆様に深く感謝申し上げたい。

第14回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別
日本側研究員	1	たなか ひろゆき 田中 裕幸	横浜地方法務局 不動産登記部門 登記官	男
	2	ささき みつはる 佐々木 光晴	さいたま地方法務局 所沢支局 登記官	男
	3	いしはら まゆり 石原 万有里	千葉地方法務局 法人登記部門 登記官	女
	4	ばば だいき 馬場 大輝	法務省 民事局総務課 法規第三係長	男
	5	たかはし じゅんこ 高橋 淳子	東京地方裁判所 民事第21部 裁判所書記官	女
韓国側研究員	1	イ ワンヨン 李王鏞	ソウル中央地方法院 登記局不動産登記調査課 登記事務官	男
	2	ソ チュンモ 徐忠模	仁川地方法院 事務局民事單獨課 法院主事	男
	3	キム スンミョン 金承明	大田地方法院 泰安登記所 法院事務官	男
	4	ユン ジョンウォン 尹晶園	光州地方法院 順天支院求禮登記所 法院事務官	女
	5	イ ムニヤン 李文郷	ソウル東部地方法院 事務局民事課 法院主事補	女

○担当者

法務総合研究所 教官 渡部吉俊
 法務総合研究所 主任国際協力専門官 千同舞
 法院公務員教育院 教授 権光周(クォン グァンジュ)
 法院公務員教育院 法院主事 趙慶昇(チョ ギョンスン)

第14回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション) 日程表

月 日	曜	9:30		14:00		備考	
		12:00		17:00			
6 / 17	月			13:00～13:50 オリエンテーション (赤れんが棟第3教室)	14:00～ 実務研究(事前準備) (赤れんが棟第3教室)		
6 / 18	火	東京(羽田空港)発【12:20】→ソウル(金浦空港)着【14:35】KE2708便 (日本側研究員入寮)		15:30～15:50 生活館(宿舎)案内 16:00～16:30 教育院長表敬(5階大会議室) 16:30～16:40 記念撮影(本館前) 16:50～17:30 研修日程及び庁舎案内(5階大会議室)			
6 / 19	水	9:30～12:00 実務研究(1)	12:00～13:30 昼食会 (教育院長主催)	14:00～17:00 実務研究(2)			
6 / 20	木	9:30～12:00 実務研究(3)	12:00～13:30 昼食	15:00～17:00 見学(プンダン電算情報センター)			
6 / 21	金	講義(1) 「後見登記制度の概要」 法院行政処司法登記局司法登記審議官 カン・ギホ	12:00～13:30 昼食	講義(2) 「韓国における登記所の広域化と運営の現状」 ソウル中央地方法院登記局登記運営課長 パク・ソンベ			
6 / 22	土	休み					
6 / 23	日	休み					
6 / 24	月	10:00～12:00 見学(大法院)	12:00～13:30 昼食会 (司法登記局長主催)	14:00～17:00 見学(ソウル中央地方法院登記局等)			
6 / 25	火	総合発表準備	12:00～13:30 昼食	13:30～16:00 総合発表	16:20～17:00 修了式	18:00～20:00 歓送夕食会 (教育院長主催)	
6 / 26	水	(日本側研究員退寮) ソウル(金浦空港)発【16:30】→東京(羽田空港)着【18:35】KE2709便					
6 / 27	木	10:00～12:00 帰国報告会準備 (赤れんが棟第5教室)		14:00～15:30 帰国報告会 (赤れんが棟第5教室)			

～ 国際研修 ～

第8回ラオス本邦研修 －刑事訴訟法サブワーキンググループ

国際協力部教官

川 西 一

1 本プロジェクトについて

「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)は、ラオスの司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院及びラオス国立大学をカウンターパートとし、これら4機関が共同してラオスにおける民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の法理論と実務上の問題について、体系的に分析・検討し、その結果を「モデル教材」に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育・研修を行うこと及び各実務を改善する人的・組織的能力を向上させることを目標として、2010年7月に開始された¹。

ラオス刑事訴訟法に関する分析・検討及び教材作りを行うために設置したサブワーキンググループ(以下「刑事訴訟法SWG」という。)では、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」²について、2012年6月の改正を踏まえたものになるよう改訂するとともに、「モデル教材」についても改正を踏まえたものとすべく、作成作業を進めており、その活動は順調に推移している。

本プロジェクトでは、これまで、第1～7回の本邦研修(うち民法3回、刑事訴訟法及び民事訴訟法

各2回)を実施してきたが、本プロジェクト期間も残すところ1年を切り、教材作成に一層の加速が求められるところ、刑事訴訟法SWGとしては本プロジェクト最後となる本邦研修を実施したので、その概要を報告する。

2 研修の概要

本研修は、平成25年7月28日(日)から同年8月10日(土)まで、大阪において実施し、ラオス国立大学法政治学部長であるヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ氏を団長として、刑事訴訟法SWGのメンバー(裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員)15名が研修員として来日し、研修に参加した(別紙1参照)。

日本側からは、講師として、ラオス刑事訴訟法アドバイザーグループメンバーである名城大学法学部加藤克佳教授、同志社大学大学院司法研究科洲見光男教授、宮家俊治弁護士に御参加頂いた。また、特別講師として、衆議院法制局法制例規調整主幹吉澤紀子氏、同法制企画調整部高森雅樹氏にも、東京から御参加頂いた。

3 研修の内容

研修の日程及び内容は、別添の研修日程のとおりである(別紙2参照)。

日本の刑事訴訟法理論及び刑事訴訟実務並びに日

¹ 本プロジェクトについては、本誌44号の特集記事に詳述されているので参照されたい。また、これまでの研修の実施状況については、本誌47、50、51及び53号を参照されたい。

² 刑事訴訟法SWGは、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」を作成していたが、同法の改正に伴い、同チャートの改訂作業を行っている。

本における立法手続・立法技術等に関して情報提供を行うとともに、ラオス改正刑事訴訟法に関する集中討論、「モデル教材」のドラフトに関する意見交換を行った。

(1) 「モデル教材」の検討

刑事訴訟法の法理論と実務上の問題について、体系的に分析・検討した結果をとりまとめる「モデル教材」は、本プロジェクトの主要な成果物となる。刑事訴訟法 SWG の各メンバーは、「モデル教材」完成に向け、ラオス刑事訴訟法の体系の目次を作成し、目次に沿ってそれぞれの担当者を決め、「モデル教材」の執筆にあたっている。

本研修では、各研修員がラオス国内において執筆したドラフトについて、研修員から執筆部分に関する説明、疑問点等について発表した後、講師からコメントを頂き、各論点について議論を行った。各研修員の事前の努力により、刑事訴訟法のほぼ全編についてドラフトが執筆され、限られた時間の中で、全てのドラフトについて熱心な討論が行われ、「モデル教材」完成に向け大きな進歩があった。



検討会の様子

(2) 講義「教材作成について」

加藤教授、洲見教授から、「モデル教材」のドラフト全般に関し、文章の構成、図の挿入、引用方法など、「モデル教材」執筆における形式面からのコメントを頂いた。

(3) 講義「日本の裁判制度、刑事裁判及び少年審判の手続等」

翌日の大津地方家庭裁判所の訪問に向けた事前説

明として、主に日本の少年審判手続について説明する講義を行った。ラオスの刑事訴訟は、日本と異なり、職権主義的色彩が強く、証拠全てが裁判官に引き継がれるなど、日本の少年審判手続との共通点が見られる。そこで、日本の少年審判手続に対する理解を深めることを目標として、家庭裁判所の概要とともに、日本の少年審判手続について日本の刑事訴訟手続との対比の観点から講義を行った。

(4) 講義「立法基礎、立法技術について」

衆議院法制局において、実際に立法に携わっている講師から、立法における基本的な事項について御講義を頂いた。刑事訴訟法 SWG メンバーの中には、ラオスの刑法起草委員に選ばれている者や、将来、立法業務に携わる者もいるため、立法における具体的な留意事項について、大変参考になったとのことであった。

また、例えば定義規定の重要性といった立法の基本事項については、「モデル教材」執筆において大いに参考となる事項が多かったことから、研修員からも非常に好評であった。

(5) 大津地方裁判所・家庭裁判所訪問

今回の裁判所訪問は、これまでに見学を行った大阪地方裁判所と異なり、ラオスの実情に近い、比較的規模が小さい裁判所における活動の様子と少年審判制度の理解に資するために実施した。概要説明、所内見学、刑事事件公判傍聴、意見交換をさせていただいたが、公判を傍聴させていただいた栗原裁判官、検察官、弁護人には、研修員の質疑応答のため、閉廷後も長時間残っていただき、質問に対応していただけた。家庭裁判所の奥田裁判官からは、具体例を用いて少年事件手続の説明をしていただくとともに、少年審判にあたり注意していることなどもお話しいただいた。日本の少年審判制度の詳細に関心をもっていた研修員からは、少年審判の具体的なイメージが持てたという感想とともに、家庭裁判所職員の秘密保持に対する意識の高さに感銘したなどの感

想も出された。

ご多忙な中、森所長を始めとする裁判所の皆さまから温かく接していただいた上、森所長には研修員各名にお土産を頂き、研修員は大変感激した様子であった。

(6) 大阪地方検察庁取調室見学

検察庁で行われている取調べの録音録画の試行について理解するため、大阪地方検察庁に赴き、録音録画の機器が設置されている取調室の見学を行った。大阪地方検察庁の大部分については、すでに見学させていただいたことがあったので、今回は、録音録画機器の設置された取調室のみの見学となった。録音録画の機器及びその使用方法等について、大阪地方検察庁の事務官から説明を受け、非常に興味深い様子で見学していた。

(7) 図解、一覧表の作成作業

これまでの研修・セミナーにおいて、「モデル教材」を執筆する上での、その内容をわかりやすく読者に伝える工夫として、図解、一覧表の利用について助言されていた。そこで、本研修では、各研修員が自らの執筆部分について、その説明のために図や一覧表を実際に作成する作業を行った。研修員は、執筆部分の内容について深い理解がなければ図表の作成が困難であることを実感し、作成作業を通じて、内容についての理解が更に深まったようであった。



研修員作成の図表等

4 おわりに

今回の研修の実施に当たり、先生方のみならず、衆議院法制局の講師のお二方、現地専門家にも様々な御配慮を頂いた。また、いずれの見学先において

も、周到的な準備を行った上で、研修員を歓迎いただき、御配慮いただいた。この場を借りて改めて感謝を申し上げたい。

本プロジェクト期間も残すところ1年を切り、刑事訴訟法 SWG としては本プロジェクト最後となる本邦研修は、研修員の事前準備と、講師の皆様の御協力により、無事に終了することができた。本研修は、検討会が大半であったが、いずれの検討会にも必ずアドバイザーグループの先生方が御参加くださり、教材について全般的に議論をすることができた。議論についても非常に活発なものとなり、今後の教材作成を大きく加速させるものとなったことは間違いない。また、ラオス刑事訴訟法上の重要な論点について講師及び研修員の皆で考えることにより、論点に関する深い理解を得られただけでなく、参加者全体の一体感、信頼関係が深まるものになったと思われる。

講師によれば、本研修で交わされた議論のレベルは、本プロジェクト開始時と比べると、格段に上がっているとのことであり、本プロジェクトが目標とする法律人材の能力向上は、着実に進んでいることが実感できた。

これを可能にしたのは、多忙であるにもかかわらず、本研修に多くの時間を割いていただいた加藤教授、洲見教授、宮家弁護士の御協力のおかげであって、研修員からも非常に高い評価がなされた。本プロジェクトは、2014年7月に終了する予定であり、いよいよ大詰めの段階となってきている。今後も、現地セミナー、JICA-NET などを通じて、本プロジェクトの目標である人材育成に向けたモデル教材の完成に向け、微力ながら支援を続けていきたい。

ラオス法律人材育成プロジェクト第8回本邦研修

1	ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ
	Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY ラオス国立大学法政治学部長
2	スパシット・ローワンサイ
	Mr. Souphasith LOVANXAY 最高人民検察院検察官研修所副所長
3	チャンタブン・ペーンカムサイ
	Mr. Chanthaboun PHENGKHAMSAI 最高人民検察院法学研究部長
4	ソムマイ・ブッタヴォン
	Mr. Sommay BOUTTAVONG 中部高等裁判所少年部部長／裁判官
5	センタヴィ・インタヴォン
	Mr. Sengthavy INTHAVONG ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長
6	ブンマー・ドゥアンマラーシン
	Mr. Bounma DUANGMALASINH ビエンチャン首都人民検察院副所長
7	スパポーン・インタヴォン
	Mr. Souphaphone INTHAVONG ボーケーオ県人民検察院副所長
8	ウパイワン・サイヤヴォン
	Mr. Ouphayvanh XAYAVONG 司法省南部法科大学副学長
9	ブンコン・パンヴォンサー
	Mr. Bounkhong PHANVONGSA 司法省人事管理局副局長
10	ヴィライ・ランカーヴォン
	Ms. Vilay LANGKAVONG ラオス国立大学法政治学部人事課長
11	シーワン・ブンタラー
	Mr. Syvanh BOUNTHALA 中部高等裁判所刑事部副部長／裁判官
12	シースダー・ソパヴァンディ
	Ms. Sisouda SOPHAVANDY 司法省法律普及局副局長
13	ミットラコーン・ソンカムチャン
	Mr. Mitlakhone SONGKHAMCHAN 司法省国際協力研究所専門官
14	スリデート・ソーインサイ
	Mr. Soulideth SOINXAY 最高人民裁判所刑事部裁判官補助
15	ラソーイ・センヴォンドゥアン
	Ms. Lasoy SENG VONGDEUAN 司法省専門官

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 川西 一 (KAWANISHI Hajime)

国際協力専門官 / Administrative Staff 山口 晋平 (YAMAGUCHI Shinpei), 白井 涼 (SHIRAI Ryo)

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第8回本邦研修日程

〔担当教官：川西教官 事務担当：山口専門官、白井専門官〕

月	9:30	14:00	17:00
7 / 日 28	入国		
7 / 月 29	JICAオリエンテーション JICA関西	国際協力部 オリエンテー ション (13:30～14:00) JICA関西	モデル教材第1章の検討 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 JICA関西
7 / 火 30	モデル教材第1.2章の検討 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 国際会議室	講義「教材作成について」 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 国際会議室	講義「日本の裁判制度、刑事裁 判及び少年審判の手続等」 (16:00～17:00) 川西教官 国際会議室
7 / 水 31	大津地方裁判所訪問 大津地方裁判所	大津簡易裁判所、家庭裁判所訪問 大津簡易裁判所、家庭裁判所	
8 / 木 1	モデル教材第2章の検討 (9:30～12:00) 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治 国際会議室	部長主催意見交換会 及び記念撮影 (12:15～13:45)	モデル教材第2.3章の検討 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治 国際会議室
8 / 金 2	モデル教材第3章の検討 弁護士 宮家俊治 国際会議室	録音録画取調べ実見学、質疑応答 (14:00～15:00)	図解、一覧表の作成作業 (15:00～17:00) 大阪地方検察庁 国際会議室
8 / 土 3			
8 / 日 4			
8 / 月 5	モデル教材第3.4章の検討 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 国際会議室	モデル教材第4章の検討 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 国際会議室	
8 / 火 6	モデル教材第4.5章の検討 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 国際会議室	モデル教材第5章の検討 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 国際会議室	
8 / 水 7	講義「立法基礎、立法技術について」 衆議院法制局法制例規調整主幹 吉澤 紀子 同 法制企画調整部 高森 雅樹 国際会議室	モデル教材第6.7章の検討 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治 国際会議室	
8 / 木 8	モデル教材第8.9章の検討 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治 国際会議室	モデル教材の重複部分の調整、記載場所の確認等 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治 国際会議室	
8 / 金 9	総括質疑 名城大学法学部教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治 国際会議室	評価会・修了式 国際会議室	
8 / 土 10	帰国		



E~MAIL

To : ご協力いただいた皆さま

From : icdmoj@moj.go.jp

名古屋大学留学生を迎えて

大阪地方検察庁 関係者各位

いつもお世話になっております。

先日、平成25年9月26日は、人材育成支援無償援助事業（JDS）により名古屋大学に留学中の留学生12名（別添の名簿参照）の受入れプログラムにご協力いただき、誠にありがとうございました。

本プログラムの実施に当たり、大阪地方検察庁総務部検察広報官室を通じて庁舎見学を設定していただき、刑事部検察官執務室、公判部検察官執務室、総務部証拠品倉庫及び記録倉庫を見学させていただいたほか、特別捜査部長から同部の活動概況についてご講義いただき、質疑応答にも応じていただくなど、同地検の皆さまから多大なご協力をいただきましたことを、心から感謝申し上げます。

留学生たちは、大阪地方検察庁の緻密かつ科学的な捜査、周到的な公判準備、そして整然とした証拠品及び事件記録の保管状況を目の当たりにし、また、特別捜査部長から直々に同部の活動を聞くことができ湧き上がる興味を抑えきれない様子でした。

しかし、彼らが最も感激してくれたのは、受け入れ側のホスピタリティだったようです。いわゆる、“日本のおもてなしの心”といったところでしょうか。

本プログラムの実施に先立ち、国際協力部教官等が、留学生一行に満足してもらえよう入念にプログラムを考案し、大阪地方検察庁検察広報官室を通じて事前説明及び打合せ等を重ねました。庁舎見学等に応じていただいた皆さまにおかれましては、大変ご多忙な中、それこそ本来業務の如く準備していただきました。

このような皆さまの“おもてなしの心”が彼らに通じたのか、彼らは、皆さまの温かい心意気を肌で感じ取り、大変感謝してくれました。彼らにとっては、当日見聞きしたことと同様に大切な思い出として残ったはずです。

当部では、外国からの研修員等を対象とした様々なプログラムの実施において、実務に通ずる実質的な成果は勿論のこと、このようなハートウォーミングな成果も同等に大切にしています。

本プログラムにおいても、このような成果を得ることができたことにつき、皆さまには重ねて心から感謝申し上げます。

今後もこのような機会がありましたら、皆さまの温かい“おもてなしの心”を賜ることができればと存じます。今後とも引き続きよろしく願いいたします。

(法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門国際協力専門官 中村秀逸)



プログラムの最後に全員で記念撮影

※人材育成支援無償援助事業（JDS）

将来自国において指導者となることが期待される優秀な若手行政官等を日本の大学に留学生として受け入れる事業。留学生に対しては、帰国後、専門知識を有する人材として活躍することのほか、日本の良き理解者として両国友好関係の拡大・強化に貢献することが期待されている。

～ 活動報告 ～

JICA 長期派遣専門家としての業務を終えて

ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト
前 JICA 長期派遣専門家/チーフアドバイザー
西 岡 剛（現名古屋地方検察庁検事）

第1 はじめに

当職は、2010年4月1日から2013年9月30日までの約3年6か月にわたり、国際協力機構（JICA）が実施しているベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの長期派遣専門家（チーフアドバイザー）としてベトナム社会主義共和国（ハノイ市）に派遣され、法整備支援事業に従事した。当職が従事した期間中に、本プロジェクトはフェーズ1からフェーズ2に移行した。なお、フェーズ1は、2007年4月1日から2011年3月31日までの間に実施され、フェーズ2は2011年4月1日から始まり、2015年3月31日に終了予定となっている。当職は、2つのフェーズにまたがり、チーフアドバイザーとして、本プロジェクトの総括業務を担当した。本報告は、3年6か月にわたる当職の現地での主な活動結果をまとめたものである。

第2 プロジェクトの概要及び目標

本プロジェクトは、ベトナムにおいて、裁判実務及び裁判執行実務が、統一的に運用され、かつ公平性及び透明性が確保されたものとなることを目指している。そのために、ベトナムにおける**基本法令の起草支援及び法律実務家の能力向上のための活動**を実施している。本プロジェクトのカウンターパート¹

は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会である。そして、法律実務家の能力向上のための活動を通じて、ベトナムの現行法令の実務上の問題点を抽出し、**実務上の問題点を反映した基本法令の制定、改正**を目指しており、そのためには、地方の実情を把握する必要が生じる。そこで、本プロジェクトでは、ベトナムの各地方に赴き、サーベイ活動や法律の普及活動等を精力的に実施していた。このように、本プロジェクトでは、地方での活動経験を生かしながら、基本法令などの法規範文書の制定、改正作業に取り組んでいるのである。つまり、本プロジェクトでは、**実務家の能力向上のための活動と法規範文書の起草支援活動とを結合させることを狙って**おり、それが本プロジェクトの一つの目玉となっている。

この点、本プロジェクトの支援対象となる基本法令は、民法（担保法分野、国際私法分野を含む）、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政訴訟法などの訴訟法、民事判決執行法、破産法、国家賠償法、人民裁判所組織法及び人民検察院組織法であり、能力向上の対象となる法律実務家は、司法省の法律関連職員（執行官、戸籍・担保取引登記・国家賠償等の担当職員）、裁判官、検察官及び弁護士である。

各カウンターパートが担当している法令は、以下のとおりである。

¹ カウンターパートとは、JICA のプロジェクト活動を実施している対象国家機関及び組織のことである。

●司法省

民法，民事判決執行法，国家賠償法，担保取引登記に関する法令

●最高人民裁判所

民事訴訟法，行政訴訟法，人民裁判所組織法，破産法

●最高人民検察院

刑事訴訟法，人民検察院組織法

当職の任務は，チーフアドバイザーとしての総括業務であったが，主に担当していたカウンターパートは，司法省及び最高人民検察院であったことから，これらカウンターパートとの活動に焦点を絞って活動結果を報告することにする。

第3 本プロジェクトにおける地方活動の特徴

本プロジェクトにおいては，上記のとおり，積極的に地方活動を展開したことから，まず本プロジェクトにおける地方活動の特徴を簡単に紹介する。

1 司法省

フェーズ1及びフェーズ2を通じて，ベトナムの各地方を巡回して，法律の普及活動（トレーニングコース）²の開催や法令の実施状況の実情調査（地方サーベイ）を実施した。そのほか，各種法規範文書の作成にあたり，ベトナムの主要な地方都市（ホーチミン市，ダナン市等）において，ドラフトに対する意見を聴取するためのセミナーも実施した。その際，国家機関関係者から意見を聴取することはもちろん，民間の実務家からも実践的な意見も聴取していた。

2 最高人民検察院

フェーズ1のころは，バクニン省人民検察院をパ

²トレーニングコースを通じての法律普及活動とは，ベトナムの中央機関である司法省職員が講師となり，地方の司法関連職員に対し，国家賠償法，担保取引登記関連法規，戸籍実務等を説明するものであり，その際，日本人専門家も日本の法制度を簡単に紹介することもあるが，これらの活動については，基本的にはベトナム側が主体的に実施している。

イロットエリアとして指定し，フェーズ2に入ってから，ハイフォン市人民検察院をアドバンスドアクティビティエリア³として指定して，特定エリアにおいて，検察官を中心とした法律実務家の実務能力改善のための各種活動を実施した。また，ラオカイ省，ハイズオン省，クアンビン省という地方都市においてもセミナーを開催するなどし，バクニン省やハイフォン市での活動経験を生かしながら，プロジェクト活動を全国的に展開した。

これら地方での各プロジェクト活動には，検察官，裁判官及び弁護士等の法曹関係者以外にも，公安警察関係職員，人民参審員，税関職員，共産党関係者等幅広い分野の関係者が多数参加していた。また，検察官に関しては，省級の検察官以外にも県級の検察官も参加するなど，末端の法律実務家の能力向上も図っていた。そのほか，刑事訴訟法改正，人民検察院組織法改正過程において，省級の人民検察院所属の実務家からも現行法の問題点を聴取するためのセミナーを積極的に開催していた。

第4 具体的なプロジェクト活動の内容及び成果

次に，具体的にプロジェクト活動がどのように展開され，どのような活動成果を得ることができたのかについて紹介する。

1 司法省

司法省内には複数の部局があるので，国際協力局が窓口となり，それぞれの部局が所管している分野において，プロジェクト活動が実施された。本プロジェクトで活動を実施している部局は，民事経済法部，国家担保取引登記局，民事判決執行総局，国家

³アドバンスドアクティビティエリアとは，フェーズ1で実施したパイロットエリアでの活動成果を踏まえ，より発展的な活動（例えば他機関との共同活動の実施，省級だけでなく県級の法律実務家の育成）を行うためのエリアをいう。なお，ベトナムの行政単位は，中央，省（日本の都道府県レベル），県（日本の市町村レベル）となっており，中央に最高人民検察院（裁判所），各省に63の省級人民検察院（裁判所），各県に700の県級人民検察院（裁判所）がある。

賠償局，司法行政部及び司法学院である。

① 民事経済法部（民法担当）

ア) 活動の概要

市場経済化に適合した改正民法草案の作成に向けて，長期派遣専門家との間で複数回のワーキングセッション，ワークショップ⁴等を開催したほか，短期専門家（日本の民法学者）を招へいしての現地セミナー⁵（2回），ベトナム司法省関係者を日本に招へいしての本邦研修（2012年3月）も実施した。これらの各活動を通じて，ベトナム司法省に対し，民法の基本的な体系（パンデクテン方式，インスティトゥティオネス方式），日本民法の構造・総則分野（行為能力制度，法人制度，代理制度，時効制度等）・物権及び債権の意義・占有制度・各種物権（用益物権，担保物権）等に関する基本的な情報提供を行った。また，本邦研修を実施した約2か月後には，その結果を共有するためのセミナーを司法省内で開催し，本邦研修に参加していない司法省関係者との間でも情報共有が行われた。

イ) 主な活動成果

民法改正の方向性に関する報告書（政府提出済み）

民法ドラフト草案の原案（総則，物権，債権編）

ウ) 小括

ベトナム司法省は，当初，現行民法の一部改正を検討していたが，2010年ころから，民法の全面的，抜本的な改正方針を打ち出し，パンデクテン方式を採用した上，物権制度を導入することを明確にした⁶。民法改正において，ベトナム司法省が

必要とする基本的な情報提供は，上記各活動により，ある程度は行うことができたものと思料する。しかしながら，日本側が提供した情報に基づいて，ベトナム司法省が改正民法のドラフト作成を順調に行っていたかと言えば，これについてはそれほどはかどらなかつたというのが現状である。その主な理由は，改正民法のドラフト作成を担当する民事経済法部において，ドラフトを作成すべき法律の優先順位は民法ではなく，婚姻家族法にあった上，そのため，同部の中心的な人材が婚姻家族法のドラフト作成に投入されていたことが挙げられる。加えて，民法のドラフト作成よりも，民法改正の方向性に関する上記報告書の作成に相当の時間を要したことも一因として挙げられる。もっとも，司法省の説明によると，婚姻家族法の起草，政府への報告書作成及び提出（2013年7月提出済み）が一段落し，今後は改正民法のドラフト作成により一層の力を入れていくとのことである。今後，改正民法のドラフト作成のペースが上がることを期待する。

ところで，ベトナム司法省は，改正民法において，物権制度を導入しようとしているが，その前提として，ベトナムには以下のような問題点がある。ベトナムにおいて，土地は全人民所有（国家所有）であり，人民は，土地使用権として，国家から個々の土地を割り当てられ，又は賃貸されている。そして，土地の種類により，取引（譲渡，交換，相続，担保等）ができる範囲も限定されている。仮に物権制度が導入されたとしても，限定的な権利しか持たない不安定かつ不完全な土地使用権上に各種物権が設定されることになる。結局，不安定かつ不完全な土地使用権上に設定された物権について，その絶対性，排他性を担保することができるのかという疑問が生じる。また，土地使用権を所管している法令は土地法であり，担当省庁は資源環境省であるが，土地使用権上に用

⁴ワーキングセッションとは，10数名規模の座談会のような会議を指し，ワークショップは50名規模の会議を指している（筆者私見）。

⁵セミナーは，100名前後の参加者が集まる大規模な会議を指している（筆者私見）。

⁶現行ベトナム民法は，物権制度が導入されておらず，民法の体系については，パンデクテン方式，インスティトゥティオネス方式，いずれとも言えないものになっている。

益物権や担保物権などの物権を設定するためには、まず土地法において、その旨規定する必要がある。しかしながら、資源環境省との間で、物権制度の導入について、足並みが揃っておらず、土地法上、物権が明記されるとは聞いていない。住宅についても、土地権利と同様の問題が生じている。つまり、住宅については、土地とは違って個人の所有権が認められているものの、それを所管している法令は住宅法であり、住宅法を担当している省庁は建設省であるところ、住宅に対して用益物権、担保物権を設定できるようにするためには住宅法においても、その旨明記される必要がある。しかしながら、建設省と司法省との間で足並みが揃っていない。上記のとおり、ベトナムの土地制度上の根本的な問題や関係省庁間における連携の脆弱さが、ベトナムにおいて物権制度を導入する上での大きな妨げになっている。

また、一般法・特別法の関係についての理解が不十分な面もある。例えば、営業組織である会社法人については、民法の特別法である企業法に設立、組織、清算等が詳細に規定されている。それにも関わらず、改めて民法の法人の章においても、営業組織に関する規定を詳細に規定することも検討している。そのため、一般法と特別法との関係をどのように理解しているのかという疑問が生じるときもある。

上記のような問題点があるものの、以下のとおり、高く評価すべき点もいくつかある。

例えば、本邦研修を実施した約2か月後には、その効果を広く共有するためのワークショップを司法省内で開催し、本邦研修に参加したベトナム司法省関係者が本邦研修で得た知識、経験を発表するなどして、情報共有にも務めた点は高く評価できる。また、JICAの協力の枠外であるが、ベトナム司法省は、現行ベトナム民法の問題点を把握するための地方サーベイも実施しており、その

サーベイ結果をまとめた報告書も作成される(2011年3月)など、民法改正に向けた地道な作業が行われている点は高く評価できる。

ところで、当職は、現地での日常的な活動、本邦研修、短期専門家による現地セミナーをより効果的に実施するため、JICA ネットと呼ばれるTV会議システムを積極的に利用することを心がけた。つまり、JICA ネットにおいて、長期派遣専門家が現地活動を報告するだけにとどまらず、ベトナム司法省関係者にも参加してもらい、直接、日本側のアドバイザーグループ⁷に対し、ベトナム側が抱えている問題点、関心事項を発表してもらうなどし、JICA ネットを、アドバイザーグループとベトナム司法省関係者との討論の場としたのである。特に、本邦研修、短期専門家を招へいしての現地セミナーの前には、このような形態でのJICA ネットを積極的に開催し、本邦研修、現地セミナーがベトナム側の要望が直接的に反映されたものとなるように心がけたつもりである。

民法は、民事分野における国家の基本法であり、その改正作業は一朝一夕でなし得るものではないし、時間がかかることは当然のことである。ベトナム司法省関係者は、限られた時間、人員の中で、その改正作業を進めており、当初のスケジュール(2013年内の国会提出)から遅れてはいるものの、休日出勤もいとわずにその作業を進めており、ベトナム側のひたむきな努力に敬意を表したい。

② 国家担保取引登記局(担保取引に関する法令の担当)

ア) 活動の概要

担保取引に関する法規範文書起草のための複数回のワークショップ及び担保取引登記を担当する職員の能力向上のための複数回のトレーニ

⁷本アドバイザーグループは、森嶋昭夫名古屋大学名誉教授ら日本の民法学者数名、ICD教官によって構成され、主にベトナム民法改正作業等をサポートしている、日本側の研究委員会である。

ングコースをベトナムの地方都市において実施した。具体的には、担保取引に関する政府議定 11 号（政令）、担保財産処理に関する合同通達等作成のため、ベトナムの北部・中部・南部において、複数回のワークショップを開催し、ベトナム人専門家（政府機関関係者、銀行実務家等）から司法省国家担保取引登記局が作成したドラフトに対する意見を聴取した。その際、日本人専門家からは、日本の担保制度を紹介したほか、ドラフトに対してもコメントした。

イ) 主な活動成果

担保取引に関する政府議定 11 号成立（2012 年 2 月）

担保財産処理に関する合同通達（最終ドラフト作成）

ウ) 小括

担保取引に関する政府議定 11 号は、2006 年に制定された担保取引に関する政府議定 163 号の一部を改正したものである。これらの議定は民法で規定されている担保取引を具体的に運用するための議定である。11 号議定には、民法や 163 号議定において規定されていなかった点がいくつか明記された。例えば、登記された物的な担保取引（抵当）が優先されることの原則、保証債務における債権者平等の原則などが明記された。ベトナム民法においては、物権・債権の区別が明確にされていない上、物的担保と人的担保の区別や、担保権者同士の優劣関係についての規定が不明瞭であったことから、11 号議定において、これらがある程度明確になった。ただ、このような諸原則は、やはり民法で規定すべき事項であると思われる。なお、11 号議定において、将来発生する債務を担保する、いわゆる根抵当類似の制度を導入しているが、これに関する規定はかなり抽象的であることから、今後、引き続き、日本側から根抵当制度に関する情報提供を続けていくべきである。

また、担保財産処理に関する合同通達に関しては、司法省は、実際に担保財産の処理を行っているベトナムの各銀行の実務家からも意見を積極的に聴取するなどし、より実践的な合同通達の作成に取り組んでいた点は高く評価できる。しかしながら、ベトナムにおいて、担保財産の処理は、私的実行が原則であり、債務者が担保財産を任意で債権者である銀行等に引き渡さない場合、銀行等債権者は、改めて裁判所に対して担保財産の引渡しを求める訴えを提起せざるを得ない。そのため、担保財産の処理（差押え、売却、換価）には、数年を要することもあり、迅速な担保財産処理の実現のためには抜本的な制度改革（簡易裁判手続の導入、公的な執行機関による担保財産の差押え制度の導入）が必要になるのではないかと考えている。

そのほか、現在、JICA は、将来形成住宅の担保登記に関する合同通達作成に協力しているところ、将来形成住宅の担保登記に関して、住宅法施行のための政府議定 71 号によれば、中央銀行が通達を作成する旨規定されている。他方、首相決定では、司法省が担保取引を担当する旨規定されており、齟齬が生じている。いずれにせよ、司法省は、建設省及び中央銀行との間で足並みを揃える必要があるが、うまくできていないようである。

ところで、国家担保取引登記局副局長は、30 歳と年齢は若いですが、日本での本邦研修⁸でも担保制度を主体的に研究し、ベトナムに帰国した後には、上述した本邦研修の結果共有セミナーにおいて、日本で得た担保制度に関する知見を発表したほか、地方で実施されるトレーニングコースでは、講師を務めるなど、顕著な能力向上が認められ、将来が嘱望される。人材育成の結果は、定量的な評価が難しいと言われているものの、現地で活動

⁸この本邦研修は、2012 年 3 月に実施した民法の本邦研修であり、このとき、担保分野に関する研修も実施した。

していると、このような形で若手人材の能力向上を実感することができ、まさに、これは、本プロジェクトにおける正のインパクトと評価できるのではないかと考えている。

③ 民事判決執行総局

ア) 活動の概要

民事判決執行業務の実務改善及びこれに関する法規範文書起草のための活動を実施した。具体的には、民事判決執行業務の実情を把握するための地方サーベイを実施したほか、実務改善のためのセミナー、民事判決執行に関する政府議定 58 号を改正するためのワークショップを開催した。加えて、2013 年 1 月には本邦研修を実施し、ベトナム司法省関係者による、日本の民事執行の実務調査も行われた。

イ) 主な活動成果

民事判決執行法施行（3 年）の評価結果レポート

民事判決執行に関する政府議定 58 号の改正草案（最終ドラフト作成）

ウ) 小括

民事判決執行総局は、地方でのサーベイを積極的に実施し、現場の執行官（省レベル及び県レベル）から直接意見を聴取し、実務の最前線で発生している問題点⁹の把握に努めた。なお、地方サーベイを実施する数日前には、司法省民事判決執行総局は、あらかじめ調査対象地域となっている執行局に対し、実務上の問題点に関するレポートの作成を依頼していた。そのため、サーベイ当日には、地方の執行局は、レポートに沿って要領よく

⁹サーベイを通じて、判決債務者の財産状況の把握（執行条件の確認）、執行費用の回収、差押え財産の評価等に困難を来していること、共有財産の処理方法に関する具体的なガイドラインが存在しないこと、差押え財産の競売が成功せず、差押え財産を処理できないこと、住宅法における住宅の所有権移転時期（公証時点）と土地法や民法における土地使用権の移転時期（登記時点）が異なるため、住宅と土地の同時処理に苦勞していること、企業が解散した場合に一切責任追及できないことなどが明らかになった。

実務上の問題点を発表していたので、容易に実務上の問題点を把握することができた。

また、地方サーベイはベトナム南部の各省が調査対象地域となっていたが、地方サーベイを実施する際には、中央機関である司法省民事判決執行総局職員のほか、ベトナム北・中部地方の執行局局長数名（4～5 名程度）も同行し、それぞれの地方が抱える実務上の問題点などを紹介していた。その結果、地方サーベイでは、ベトナム北部・中部・南部の執行の実情に関する意見交換も行うことができた。このように地方サーベイは、中央機関が、地方の執行実務の状況を幅広く把握するきっかけになったものと評価できる。そして、上記民事判決執行法施行の評価結果レポートは、これらの活動を通じて抽出された実務的な問題点を踏まえて作成されており、同レポートはかなり実践的なものとなっていた上、同レポートには、実務上の問題点が項目ごとに整理されていた。例えば、問題ごとに、法律改正によって対応すべき問題であるのか、政府議定を改正して対応すべき問題であるのか、実務改善により対応すべき問題であるのか、といったことがきちんとまとめられていたのである。そして、上記地方サーベイ等によって明らかになった問題点等を改善するため、民事判決執行法を具体的に運用するための政府議定 58 号の改正作業も進められた。その改正作業の過程においては、ベトナム北部や南部で、執行官等実務家から、改正ドラフトに対しての意見を聴取するためのワークショップも開催され、日本人専門家からもドラフトに対してコメントを行うなどした。

今後、民事判決執行総局は、民事判決執行法の改正作業に本格的に開始する予定であるが、上記サーベイ等によって抽出された実務的な問題点や、本邦研修等で日本人専門家から得た知見を生かすものと大いに期待できる。

④ 国家賠償局

ア) 活動の概要

国家賠償法を普及させるための活動（トレーニングコース）や、国家賠償法運用のための通達作成のためのワークショップを開催したほか、2012年9月には本邦研修を実施し、同年9月には、その結果を共有するためのセミナーも開催した。

イ) 主な活動成果

国家賠償局の設立

各種合同通達等の作成

ウ) 小括

ベトナムにおいて、国家賠償法は2009年6月に制定され、2010年1月からその施行が開始された。同法施行のための政府議定、各種通達の作成に加え、国家賠償法という新しい法律を普及させるための活動（トレーニングコース）が積極的に展開された。その結果、現在までに政府議定16号や6つの合同通達を作成されているほか、国家賠償請求事案も徐々に増えている¹⁰。なお、6つの合同通達作成にJICAがすべて関与しているわけではない。このことは司法省国家賠償局がJICAに全面的な支援を求めているわけではなく、自己努力によって、法規範文書の作成に努めていることの表れであると評価できる。また、合同通達作成にあたり、できる限り幅広い関係者から意見を聴取するため、北部や南部でワークショップを開催するようになっている。

そして、2011年7月には、司法省内に国家賠償局が設立され、同局内に、賠償解決業務室や賠償解決センターなども設置され、司法省内において、国家賠償実務を運用するための組織的な基盤も確立されつつある。国家賠償局設立に向けて、JICAが積極的に司法省に協力したわけではない

が、同局が設立されたのは、国家賠償法が成立したためであり、同局設立は同法成立の大きな正のインパクトと評価できる。

そのほか、法律普及のためのトレーニングコースも年に数回開催され、着実に国家賠償法がベトナムに普及されつつある。その際、本邦研修に参加した国家賠償局幹部職員や若手職員が講師となり、地方の司法関係者に対して、ベトナム国家賠償法を説明するとともに、時折、日本で得た知識も紹介するなどして、有益な情報を地方の司法関係職員に提供しており、国家賠償法に携わる中央機関の人材も着実に成長していることも実感できた。

また、民法での本邦研修同様、国家賠償法に関しても、本邦研修で得た知見を幅広く共有するためのセミナーを司法省内で開催され、情報の共有化が確実に推進されつつある点も高く評価できる。

⑤ 司法行政部（戸籍関係）

司法行政部は、戸籍管理を担当している部署であるところ、JICAは、同部が地方に赴き、地方の戸籍管理を担当している司法関係職員に対するトレーニングコースを実施することに協力した。また、2010年10月には、日本の戸籍実務に関する本邦研修も実施した。

ところで、ベトナムの戸籍システムは、出生、婚姻、養子縁組、離婚、死亡等の事由ごとに登記簿が分けられて作成されており、日本のように一つの戸籍簿に上記各情報が記載されて整理されているわけではない。また、長期派遣専門家の能力の観点からして、日本の戸籍システムを詳細に紹介できるものでもない。このような事情から、基本的にはベトナム司法省が実施しているトレーニングコースを実施する際の財政的な支援がメインであった。

¹⁰司法省国家賠償局主催のトレーニングコース（2013年6月実施）において、2010年1月からの統計で182件が受理され、137件が解決済みと発表された。

⑥ 司法扶助局（公証人関係）

公証人法起草のためのセミナー（1回）とトレーニングコース（1回）を実施したのみであり、特記すべき活動報告や成果はない。

⑦ 司法学院

司法学院は、司法省の法律関連職員（執行官、公証人等）、裁判官、弁護士などの法律実務家を養成している司法省傘下の教育機関であるところ、JICAは、同学院に対し、弁護士ハンドブック、刑事事件解決マニュアル、民事事件解決マニュアル等の教程本の作成支援を行ったが、基本的には出版費用等財政的な支援がメインであった。ただ、教程本を作成・改訂するにあたり、そのアウトラインができた段階で日本人専門家との間で意見交換も行っており、日本人専門家の意見が一部反映された形で各種教程本が出版された場合もある¹¹。

そのほか、当職において、司法学院の裁判官育成コースの学生や教員に対して、日本の刑事訴訟法を紹介するセミナーも実施した。

⑧ 司法省との活動に関する総括

司法省において、法規範文書の作成・改正にあたり、実務上の問題点を踏まえるという業務フローは完成しつつあり、法令の起草支援の活動及び実務改善のための活動を結合させるというJICAの目的はある程度達成できたのではないかと考えている。

しかしながら、以下の問題点も残っている。

司法省内部における各部局間での情報共有、他省庁との情報共有という点では未だ不十分な側面もある。例えば、民法改正において、担保制度は密接に関連する重要論点であるにも関わらず、担保関係の部局の職員が、民法改正のための活動に参加していなかったり、一方、担保取引に関する法規範文書作成のための活動に民法改正に関連する部局の職員が

参加していなかったりする場合もあった。このように双方の部局が全面的に協力するという体制が完全にできあがっていない。もっとも、司法省内部でも、これに関しての問題意識は十分に持っており、協力関係が全くできていないわけではなく、できている時もあるれば、できていないときもあるという状態である。なお、他省庁との協力関係が不十分な点は、上記で述べたとおりである。

また、ベトナムにおいて、政府議定や通達の作成レベルで解決すべき問題ではなく、法律レベルで解決すべき問題についても、政府議定や通達で解決しようという姿勢も見受けられる。それは、裁判官の法律解釈が認められておらず、通達による事実上の解釈をせざるを得ないベトナムの現状に加え、法律で規定すべき事項は何かという法学の基礎的な知識が不足していることがその原因と思われる。

他方で、現地に滞在する長期派遣専門家の能力的な限界も感じた。例えば、民法のような基本的な法令の起草支援においては、日本民法の基本原則・原則に関して、長期派遣専門家からの情報提供に加え、アドバイザーグループからの助言や直接的な指導により、相当中身のある情報提供を行うことができたものと思われる。しかしながら、国家賠償法や担保取引に関する政府議定等を運用するための通達作成のためのワークショップの場合、かなり細かな実務的な論点も話題となる。そのような場合、日本人専門家では、十分なコメントや情報提供ができない場面も生じる。ベトナムの実務に精通しないまま、うかつにコメントをしたりすると的外れなコメントになってしまう場合もある。ベトナムにおいて、法令運用のために適切な通達作成は必要不可欠であり、統一的、かつ公平な法令運用のために通達作成に協力すべき意義はあるものの、長期派遣専門家がベトナム実務を深く把握しようとすれば、業務範囲が際限なく広がってしまうリスクもある。通達作成支援において、JICAとしてどの程度の協力をどのように

¹¹ 検察官と公安等捜査機関との協力関係、捜査段階における弁護人の不服申立制度を補充するようコメントしたところ、それらを反映する形で、マニュアルが改訂されたようである（司法学院副院長からの聞き取り）。

行っていくべきか、これは、今後、検討すべき課題であると考えている。

2 最高人民検察院

① 最高人民検察院

ア) 活動の概要

最高人民検察院との間では、フェーズ1のころ、検察官マニュアル（第2巻）作成のためのワーキングセッションを複数回行い、その最終ドラフトに対してもコメントした。検察官マニュアルは、2011年3月に完成して出版され、全国の人民検察院、検察官養成所等に配布されて、検察官の執務参考資料として活用されている。

フェーズ2に入ってから、刑事訴訟法、人民検察院組織法改正のためのセミナーをハノイ市人民検察院及びフエ人民検察院で開催したほか、人民検察院組織法改正のためのワーキングセッションを最高人民検察院において実施したが、その際、日本人専門家からも日本の刑事司法制度等についての簡単な紹介をした。

以上の活動に加え、2010年12月、2012年12月には、最高人民検察院関係者を招へいしての本邦研修も実施した。また、2013年8月には、法務省、JICA等の協力により、最高人民検察院グエン・ホア・ビン長官の公式訪日も実現した¹²。

イ) 小括

フェーズ2に入ってから、ハイフォン市人民検察院での活動に軸足が移り、最高人民検察院との活動は限定的であった。ただ、必要に応じて、最高人民検察院からの依頼を受けて、日本の検察組織、検察官の権限等に関する英文資料を作成して提供したり、PDM¹³の枠外ではあるが、日本の

刑事分野における司法共助制度を紹介するためのセミナーを2回開催するなど、最高人民検察院の要望に臨機応変に対応した。

② ハイフォン市人民検察院

ア) 活動の概要

ハイフォン市人民検察院では刑事事件、民事事件、行政事件、商事事件に関する各種セミナー、トレーニングコースなどを数多く実施した。例えば、刑事事件では、警察と検察の協力関係、告訴・告発事件の処理、被疑者の取調べ、現場検証、死体検証、公訴提起、事件の一時停止・中止処分、公判準備段階での活動（補充捜査）、公判立会、控訴審対応等多岐にわたるテーマで各種セミナー、トレーニングコースを数多く開催し、スキル向上を図った。また、ベトナムにおいて、検察官は、公益の代表者（司法活動の監督者）として、民事事件、行政事件等の公判に参加する必要があることから、その際の尋問技術や観点発表（意見陳述）技術を向上させるためのトレーニングコースなども実施した。このようなトレーニングコースでは、最高人民裁判所理論研究所副所長、公安警察の捜査官、公安警察学校教員などを講師として招待して講演してもらうなど、他の関係機関からの協力を得ながら、活動を展開していた。

さらに、ハイフォン市人民検察院において、刑事訴訟における簡易手続制度に関するサーベイ（対象はハイフォン市内の県級の人民検察院や人民裁判所）を実施し、実務的な問題点を抽出した上、それら問題点を分析し、その分析結果を報告するためのセミナーを開催し、これら一連の活動をまとめた報告書を作成の上、刑事訴訟法改正に関する提言として、最高人民検察院に提出した。

¹²最高人民検察院長官の公式訪日は初めてのことである。

¹³PDMとは、Project Design Matrixと呼ばれるもので、プロジェクトに必要な活動、投入、アウトプット、目標、外部条件、指標等の諸要素とそれらの論理的な関係を示したプロジェクトの概要を説明した表であり、JICAとカウンタ

ーパートとの間で形成された合意に基づいて作成されている。プロジェクト活動は、PDMに従って展開されている。

この点、ベトナムの刑事訴訟法において、簡易手続は、捜査期間が通常よりも短縮されるが、公判手続は通常の公判手続と同じ手続になるのが特徴であるところ、上記サーベイでは、現場の検察官、捜査官は、捜査期間の短縮は捜査活動にプレッシャーがかかるだけであるという意見や、簡易手続であるなら、公判手続を簡略化すべきであり、そのためにも、裁判官単独での公判を実施できるようにすべきであるといった実務家ならではの意見が寄せられた。そして、上記サーベイを実施する際には、簡易手続が行われた刑事事件の裁判傍聴を行い、その後、当該事件に関わった裁判官、検察官、捜査官のほか弁護士などが集まり、その問題点を討論するためのワーキングセッションも開催された。このようにして、ハイフォン市人民検察院は、省級や県級の現場の検察官、捜査官、裁判官、弁護士等実務家から得られた意見を集約し、これらを分析した結果を報告書としてまとめて最高人民検察院に報告した。

加えて、改正憲法、改正刑事訴訟法のドラフトに対しても、省級及び県級の検察官からの意見を聴取するため、セミナーをそれぞれ開催し、現場の意見を集約し、その分析結果をまとめて最高人民検察院に報告した。この点、改正憲法のドラフトを検討するセミナーでは、同ドラフトにおいて身柄拘束における司法審査が削除されていた点に関し、これを削除すべきではないという意見や、弁護人による刑事弁護が被告人だけでなく、被疑者にも拡充されていることを評価する意見などが出されていた。

そして、2012年12月に実施された最高人民検察院に対する本邦研修においては、ハイフォン市人民検察院から6名の検察官が研修員として選定され、日本の刑事訴訟法や刑事実務等を研究し、ベトナムに帰国した後は、研修に参加した検察官が講師となって、その結果を発表するためのセ

ミナーを開催し(2013年3月)、研修に参加していない他の検察官との間で、積極的に日本で得た知見の共有化を図った。また、日本で実際に経験した刑事模擬裁判を実際に自分たちでも実演する¹⁴などした。

さらに、ハイフォン市司法改革委員会が中心となり、同市人民検察院、同市人民裁判所、同市弁護士会、同市公安、同市人民参審員らによる刑事訴訟手続を改善するための共同セミナーも開催され(2012年10月)、それぞれの機関が刑事訴訟における実務的な問題点を発表していた¹⁵。その際には、最高人民検察院からも副長官が参加し、その議論に耳を傾けていた。

そのほか、日本の刑事訴訟法を紹介するセミナーを当職が実施したり、東京大学大澤裕教授にも来越していただき、「戦後、日本の刑事訴訟法が職権主義から当事者主義へと移行した経緯」をテーマとした講演もしていただいた。現在、ベトナムの刑事訴訟法は職権主義的な刑事訴訟法であるが、公判における当事者の討論を活発化させるため、当事者主義的な要素を取り入れることを検討しており、上記のようなテーマで講演会を実施した。

イ) 小括

ハイフォン市人民検察院は、上記のとおり、非常に積極的かつ活発にプロジェクト活動を展開している上、そこで発表される意見等は非常にレベルが高いものであった。

また、ハイフォン市で実施される各種活動には、セミナー等のテーマに関連する部局の最高人民

¹⁴ 事案は、被告人4名が共謀の上、2名の被害者に暴行を加え、傷害を負わせた事案であり、被告人のうち1名が未成年であり、しかも、身柄拘束中に弁護人を付さなかったという手続き違反が争われた。使用された模擬事件記録も司法研修所等で使用されている白表紙のようなものであり、完成度の高いものであった。

¹⁵ 本セミナーは、日本の第一審協議会のようなものであり、参加者は、忌憚なく自らの立場で意見を発表していた。

検察院幹部（部長，副部長クラス）も参加しており，ハイフォン市での議論を直接見聞し，必要に応じてコメントもしていた。例えば，2013年9月上旬に，控訴審対応をテーマとしたセミナーが全国で実施されることになっていたところ，これに先駆け，ハイフォン市人民検察院では，同様のテーマで，同年8月中旬にセミナーを実施した。そして，その際には，最高人民検察院控訴審部部長が参加しており，同部長は，ハイフォン市でのセミナー結果や意見を参考にしながら，全国セミナーを実施したいと話していた。このようにハイフォン市人民検察院の活動経験が，最高人民検察院を通じて，全国的に展開されており，顕著な活動成果が得られている。そのほか，上記のとおり，ハイフォン市人民検察院においては，本邦研修に参加した検察官が，その成果を幅広く共有するための活動（結果共有のためのセミナーや模擬裁判）を実施しており，個人的に得ることのできた活動成果を組織的に共有するための活動を積極的に実施しているものと評価できる。

こうした JICA との活動に加え，通常の検察業務においてもめざましい活動があったことから，ハイフォン市人民検察院は，国家主席から独立勲章3等を受賞した。なお，地方の人民検察院がこのような勲章を授賞できるのは極めて稀なケースであり，全国的にも2例目か3例目とのことである（省級の人民検察院は全国で63）。

③ 地方の人民検察院との活動

パイロットエリアとなったバクニン省（フェーズ1）やアドバンスドアクティビティエリアとなったハイフォン市（フェーズ2）での活動経験を踏まえ，ラオカイ省，ハイズオン省及びクアンビン省の各人民検察院においても，日越刑事訴訟法比較セミナーを実施した。いずれのセミナーにも，各省共産党幹部（副書記レベル），裁判官，弁護士，公安関係者など幅広い関係機関が参加していたほか，検察官も省

級だけではなく，県級の検察官も参加しており，参加者の関心事項は，日本の検察官の捜査権限，起訴便宜主義，起訴状一本主義，公判における交互尋問，裁判員裁判制度，高等検察庁の役割及び地方検察庁との関係等であった。これら地方の人民検察院も，JICA との活動を通じて得た知見を生かしながら，最高人民検察院に対して，刑事訴訟法改正，人民検察院組織法改正への提言を行っていくとのことである。このようにバクニン省やハイフォン市といった特定エリアでの活動経験が，徐々にではあるが，全国的に拡大しつつある点は評価できるのではないかと考えている。

3 その他の特記事項

① JCC（共同調整委員会）の開催

各カウンターパートと JICA プロジェクトが一同に会する JCC については，当職が赴任するまで一度も開催されていなかった。しかし，2012年1月に初めて JCC を開催し，その後，同年5月，2013年2月にも JCC を開催して，各カウンターパート間で，活動状況についての情報共有を図ることができた。ただ，JCC では，各カウンターパートが，それぞれの活動内容を発表することが中心であり，積極的な意見交換が行われ，中身のある深い議論ができていたとは言えないのが現状である。

② ラオス法整備支援プロジェクトとの連携（法整備分野における南南協力の実現）

ア) ラオス刑訴法ワーキンググループのベトナム訪問の受入れ

現在，ラオスにおいても，法整備支援プロジェクトが進行中であり，同プロジェクトにおいても，刑事訴訟法の改正支援を行っている。ラオスもベトナム同様，社会主義国家であり，刑事訴訟法についてもベトナムの制度に類似していることから，ベトナム刑事訴訟法を研究したいとのラオス側からの要請を受け，2013年1月，ラオス刑訴法

ワーキンググループ 15 名をベトナム（ハノイ市）に招いた。そして、最高人民検察院においてベトナム刑事訴訟法の改正の方向性についての講演、司法省司法学院においてベトナムにおける刑事訴訟法の教材・教育プログラムの紹介、ベトナム弁護士連合会においてベトナムにおける刑事弁護制度の講演を、それぞれ行ってもらった。また、バクニン省人民裁判所においては、刑事裁判の法廷傍聴に加えて、同裁判所副長官との座談会も実施した。上記訪問は、4 日間という非常に短いプログラムであったものの、各講演等はレベルが高く、ラオス側の要望に沿ったものであったことから、ラオス側は積極的にベトナム側に質問をするなど、非常に充実した議論が展開された¹⁶。

イ) ラオス刑法改正セミナーへのベトナム人専門家の派遣

ラオスにおいて、刑法改正作業が本格化したことから、そのキックオフセミナーが 2013 年 5 月に実施され、その際、ラオス司法省からの要請を受け、ベトナム最高人民検察院、ハイフォン市人民検察院から検察官 3 名をラオスに派遣し、ベトナム刑法の概要、改正方向に関する講演、ベトナム財産犯の特徴についての講演をしてもらった。

③ 憲法改正に関する活動

2012 年 7 月には、ベトナム政府高官¹⁷による憲法調査団の派遣を実施し、長谷部東京大学教授、高見上智大学教授等による講演のほか、最高裁判所、法務省、愛知県庁、名古屋大学などに訪問するなどして、日本国憲法を研究した。主な研究テーマは、権力分立、国民主権、地方自治、人権保護制度、判例制度等であった¹⁸。本調査団の派遣は、2011 年 8 月、

¹⁶本活動については、ICD ニュース第 55 号（2013 年 6 月発刊）で紹介済み。

¹⁷グエンズアンフック副首相、チュオンホアビン最高人民裁判所長官、ハーフンクオン司法大臣大臣クラス 4 名のほか事務次官クラス 8 名の総勢 24 名の訪日団であった。

¹⁸本調査団の結果については、ICD ニュース 52 号（2012 年 9 月発刊）で紹介済み。

当職がクオン司法大臣と面談した際に、同大臣からの派遣要請を受けたことがきっかけで、その後、当時の JICA ベトナム築野所長、坪井早大教授等の協力を得て実現したものである¹⁹。

④ 日本側要人の訪越受入れ

2012 年 1 月に、当時の平岡法務大臣の訪越を受け入れたほか、2010 年 6 月には、当時の法務省大野事務次官の訪越、2013 年 8 月には法務総合研究所酒井所長の訪越を、それぞれ受け入れた。その際には、在越日本大使館と協力しつつ、必要なアレンジをしていずれの訪越も成功裏に終えることができた。

⑤ インターンシップの受入れ

当職の赴任前から、中央大学や関西大学からインターンシップの学生を受け入れており、これらを継続するとともに、2010 年からは、ハノイ法科大学内にある名古屋大学日本法教育センターのベトナム人の学生（1～3 名）をインターンシップとして受け入れることも開始した。

第 5 最後に

上記のとおり、ベトナムでの約 3 年 6 か月にわたる活動は概ね良好であった。これは、当職だけの努力というよりも、現地で活動するプロジェクト専門家、ベトナム人スタッフの協力はもちろん、JICA 本部及びベトナム事務所、アドバイザーグループをはじめとした日本の法律学者の方々、法務省（特に ICD）、最高裁、日弁連、外務省（在越日本大使館）、通訳者等の総力が結集したたまものである。また、ベトナム側カウンターパートが、より効果的なプロジェクト活動を実施するために創意工夫をしていたことも見逃せない。つまり、当職がベトナム側カウ

¹⁹本調査団の結果については、ICD ニュース 52 号（2012 年 9 月発刊）で紹介済み。なお、調査団派遣後、JICA ベトナム事務所は、国会法律委員会等と協力して、憲法改正に協力を継続したが、本プロジェクトの本来活動の遂行に支障を来したため、憲法改正に関する活動への協力を継続できなかった。

ンターパートに対し、あれこれ指示をしながら、プロジェクト活動を遂行していたわけではなく、ベトナム側カウンターパートのオーナーシップに任せ、それが円滑に遂行できるように若干のお手伝いをしたに過ぎない。そういった意味で、ベトナム側カウンターパートが、そのオーナーシップを発揮できる環境作りが重要であるとつくづく感じた。特に、チーフアドバイザーの業務は、総括であり、大所高所からの視点が必要であり、常にプロジェクトが円滑に遂行できるかを考える必要がある。当職によるベトナム側に対する法律的な情報提供は、極めて限定的なものであったように思う反面、プロジェクトのマネジメントがうまくいったことが、良好な活動成果を得ることができた大きな一因と思われる。いずれにせよ、このような大規模なプロジェクトに関与することができたこと、本当に数多くの皆様から多大なる支援を頂けたことに心から感謝の意を表したい。

本当にありがとうございました。

以 上

～ 国際協力の現場から ～

～心に火を～

国際協力専門官

千 同 舞

1 はじめに

「これも何かの縁かな。」

今年度の日韓パートナーシップ共同研究を担当すると聞いたときの私の感想です。韓国語の勉強を始めて1か月ほど経ったときのことでした。

韓流ドラマにもK-popにも興味のない私が韓国語を学ぼうと思ったきっかけは、友人から新たに外国語を学んでいる話を聞いたことでした。そこで、私も何か始めてみる気になり、せっかくなので漢字でもローマ字でもない文字の読み書きができるようになればいいなと考えたわけです。そういう意味では、アラビア語でもヘブライ語でもよかったかもしれませんが。ただ単に日本での韓国語学習人口が多く、教材等を探しやすいこと、韓国までの距離が近く、今後、旅行する機会がありそうなことから、韓国語を選びました。その矢先に、国際協力部に異動し、韓国担当となったことから、早くも韓国を訪れる機会がやってきたのでした。

2 日韓パートナーシップ共同研究

日韓パートナーシップ共同研究は、その名のとおり、日本及び韓国の研究員を相互に派遣し、両国の登記制度等の比較研究を共同で実施することから、国際協力部が行う「支援」というよりは、双方向による「共同研究」という唯一の研修です（本研究の概要については、本号の「国際研修」のページで紹介しているので、御参照ください）。

本年は、6月に韓国セッションを実施し、私は、事務担当者として教官及び日本側研究員5名と共に韓国に渡りました。

実務研究では、両国の研究員が移動中や食事中などカリキュラム外でも熱心に議論するなど、双方にとって充実した10日間となりました。

また、滞在中は、教官や通訳を含む本研究の参加者全員が睡眠時間以外はずっと一緒に行動していました。そのためか、一体感が生まれ、友好的な関係を築くことができました。

韓国では、韓国側の研修実施機関である法院公務員教育院でも、その他の見学先でも温かく迎えていただきました。特に、法院公務員教育院の事務担当者には、日本側の研究員が何気なく発した言葉を聞き漏らすことなく対応してくださるなど何かと気を遣っていただき、感謝しています。

3 「プライドはあるか」

あるとき、韓国側のある研究員から「どれくらいのプライドを持って仕事をしていますか」と聞かれました。

その問いを發した韓国側研究員の言葉には、自分たちが韓国を支えているという自負が表れていました。

その場にいた日本側の研究員と私は、すぐに答えることができず顔を見合わせてしまいました。もちろん、プライドが全くないわけではありません。た

だ、公務員として働き始めて十余年、法務局の窓口にて公務員に対する風当たりの強さを身を持って感じてきたこともあり、胸を張って自分の仕事にプライドを持っているとも言えませんでした。

4 終わりに

こうして、私の初めての国際協力部での仕事もいえる本研究の韓国セッションは、何とか大過なく終えることができたという安堵と、これまでの自分の業務について誇ることができなかったという少し苦い思いの入り混じったものになりました。

韓国研究員が何気なく発した問いかけにより、実務研究のみならず、日韓の仕事に対するプライドについても比較研究することになったのも、本研究ならではのことだと思います。

また、折に触れて「プライドを持って仕事をしているか」と自分に問いかけ、「はい」と胸を張って言えるようになるためにも、「心に火を」灯し、真摯な態度で業務に取り組み、国際協力の仕事に“舞”（まい）進んでいきたいと思えます。

－ 編 集 後 記 －

「モツ（ラオ語で「乾杯」の意味）」「モ！」※

本稿を書いている現在、第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修に、国際協力専門官として関わっています。少年鑑別所6年、少年院2年の勤務後、今春から「国際」と名の付く部門に身を置いている私ですが、正直、基礎的英会話も苦手としています。しかし、冒頭に記載したラオ語の「乾杯」だけはすぐに覚え、会話ができないながらも、おもてなしの気持ちを全面に押し出し、ラオスの研修員と楽しい時間を過ごさせてもらっております。まだまだ駆け出しの専門官ですが、そんな時間を過ごせるのも、日々の仕事でカバーしてくれる先輩、同僚、そして関係各位の皆様の手助けがあってこそだと思っております。

さて、本号の「巻頭言」は日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所研究企画部研究企画課の今泉課長から御寄稿をいただきました。

「出張報告」は、本年7月から9月までの間に、「モンゴル」「中国」「ネパール」「カンボジア」の4か国へ出張した各教官による報告と、「ベトナム、カンボジア、ラオスの3か国」へ当所の酒井所長と共に出張した須田教官の報告となっております。中国出張については、私の海外出張デビュー戦となりました。「百聞は一見に如かず」中国担当者としては、見るもの全てが貴重な経験となりました。

国際研究は、「日越司法制度共同研究」、「ベトナムUNDPセミナー」と「日本・ネパール司法制度比較共同研究」の3本です。ネパールについては、UNAFEIとICDの共催にて、実施したものであり、今後もUNAFEIとの協力関係を深めていければと思います。

※「モツ」は「乾杯」ではなく「一気飲み」。
…後日、誤りに気がきました。（2015.6筆者追記）

「国際研修」は2本です。「第14回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）」は、11月に実施の日本セッションと合わせて一つとなる共同研究の前半部分の報告です。「第8回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修」は、私が初めて関わった国際研修となります。同研修では、日本の少年審判手続についての講義に関連して私も少し日本の少年院や少年鑑別所について話す機会をいただきました。今後も機会があれば、日本における非行少年の矯正処遇について、プレゼンをさせていただきたいと思います。

「E-MAIL」は、本年9月26日に行われた名古屋大学留学生受入れプログラムに関わった中村専門官による執筆です。当部の活動が様々な機関に支えられていることが改めて感じられます。

「活動報告」では、2010年4月1日から2013年9月30日までの約3年6か月の長きにわたり、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの長期派遣専門家としてベトナム社会主義共和国（ハノイ市）に滞在されていた西岡元専門家（現名古屋地方検察庁検事）からの帰国直後の報告となっております。

「国際協力の現場から」は千同主任専門官による執筆です。仕事に対するプライドについて書かれています。私も「プライドを持って仕事している」と堂々と言えるよう今後もまい進していきます。

最後になりますが、お忙しい中、御寄稿いただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

今後とも更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 白井 涼